

# 農地中間管理事業便覧

(令和6年度版)

農業経営基盤強化促進法等の改正初年度運用に付き、年度内に様式変更等を行うこともあります。  
経過措置に伴う従前様式等は令和4年度版便覧に掲載しています。



## 【根拠の規程等の凡例】

- 法 : 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）  
施行令 : 農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成26年政令第46号）  
施行規則 : 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）  
基盤法 : 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）  
事業実施規程 : 農地中間管理事業の実施に関する規程（平成26年3月28日岩手県知事認可）  
業務委託実施要領 : 農地中間管理事業業務委託実施要領（平成26年4月1日制定）

公益社団法人 岩手県農業公社

令和6年4月



## － 目 次 －

### I 農地中間管理事業の概要

農地中間管理事業の概要及び留意点	1
------------------	---

### II 農用地等の貸借に係る手続きなど

1 農用地利用集積等促進計画による農用地の貸借・売買等の事務フロー	4
2 農用地等の貸借に係る作成・提出書類チェックリスト	
(1) 貸借・一括方式	8
(2) 貸借・借入	9
(3) 貸借・貸付又は再配分	10
(4) 買入・売渡	11

### III 様 式

#### 【1 農用地利用集積等促進計画の作成要請書など様式】

農用地利用集積等促進計画作成要請書（促進計画様式1号）	14
農業委員会による確認書（促進計画様式2号の1、同2）	15
農用地利用集積等促進計画案作成依頼書（促進計画様式3号）	17

#### 【2 農用地利用集積等促進計画「案」（各筆明細）様式】

農用地利用集積等促進計画案：管理権及び貸借権又は使用貸借（貸借・一括方式）	
(促進計画様式4号の1-1)	18
〃 : 管理権（貸借・借入）（促進計画様式4号の1-2）	20
〃 : 貸借権又は使用貸借（貸借・貸付）（促進計画様式4号の1-3）	22
〃 : 移転（貸借・再配分）（促進計画様式4号の2）	24
〃 : 経営受託権（一括方式）（促進計画様式4号の3）	26
〃 : 農作業受委託（一括方式）（促進計画様式4号の4）	28
〃 : 所有権移転（売買・買入）（促進計画様式4号の5-1）	30
〃 : 所有権移転（売買・売渡）（促進計画様式4号の5-2）	32
〃 : 貸借権又は使用貸借（一時貸付）（促進計画様式4号の6）	34

#### 【3 農用地利用集積等促進計画（各筆明）様式及び共通事項】

農用地利用集積等促進計画：管理権及び貸借権又は使用貸借（貸借・一括方式）	
(促進計画様式5号の1-1)	36
〃 : 管理権（貸借・借入）（促進計画様式5号の1-2）	42
〃 : 貸借権又は使用貸借（貸借・貸付）（促進計画様式5号の1-3）	48
〃 : 移転（貸借・再配分）（促進計画様式5号の2）	54
〃 : 経営受託権（一括方式）（促進計画様式5号の3）	60
〃 : 農作業受委託（一括方式）（促進計画様式5号の4）	65
〃 : 所有権移転（売買・買入）（促進計画様式5号の5-1）	71
〃 : 所有権移転（売買・売渡）（促進計画様式5号の5-2）	75
〃 : 貸借権又は使用貸借（一時貸付）（促進計画様式5号の6）	78

<b>【4 農用地利用集積等促進計画に係る決定理由など様式】</b>	
権利の設定等を受ける者の決定理由（促進計画様式6号）	83
農用地利用集積等促進計画認可申請書（促進計画様式7号）	84
農用地利用集積等促進計画書（促進計画様式8号）	85
農用地利用集積等促進計画作成通知書（促進計画様式9号、9号の2）	86
農用地等の買入れ及び売渡しあっせん（申出）	
及び農用地利用集積等促進計画作成要請書（促進計画様式10号）	88
農用地等の買入れ及び一時貸付あっせん（申出）	
及び農用地利用集積等促進計画作成要請書（促進計画様式10号の2）	89
<b>【5 農地等の利用状況報告書など様式】</b>	
農地等の利用状況報告書（貸付様式5号）	90
賃借料改定協議申出書	92
農用地の賃料改定合意書兼通知書	94
農用地貸借契約の解約について	96
農用地に設定した権利の合意解約書兼通知書（借入・貸付）	97
農地中間管理事業契約者情報変更申出書	99
 IV 例規等	
1 農地中間管理事業の実施に関する規程	101
2 農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程	108
3 農地中間管理事業業務委託実施要領	116
4 農地コーディネーター配置要領	133
5 農地耕作条件改善事業業務規程	135
6 公益社団法人岩手県農業公社が所管する農地の転貸及び貸付に係る借賃等徴収要領	141
7 農地中間管理事業手数料徴収要領	150
8 農用地利用集積等促進計画の決定にかかる利害関係人からの意見聴取取扱要領	152
9 借入から2年を経過した未貸付農地の借入契約解除の手続きについて	158
10 遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きなど	164
11 遊休農地解消緊急対策事業実施要領	174
 V 参考資料	
1 令和5年度農地中間管理事業等の一部運用変更に係る説明資料 （令和5年2月2日（木）・令和4年度第3回岩手県農地集積・集約化推進会議）	176
2 経過措置関係	
(1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号） 附則抜粋	178
(2) 経過措置に係る説明資料（令和5年3月24日（金）・ 令和4年度基盤法等一部改正に係る農地中間管理事業の実務説明会）	187
(3) 土地改良区の組合員制度と組合員資格得喪通知など （令和5年6月20日（火）・令和5年度農地中間管理事業実務者研修会）	188
(4) 令和6年度以降の賃借料収受対象など（令和5年10月5日付け通知ほか）	193
3 農地中間管理事業の推進に関する法律（三段表）	卷末右とじ

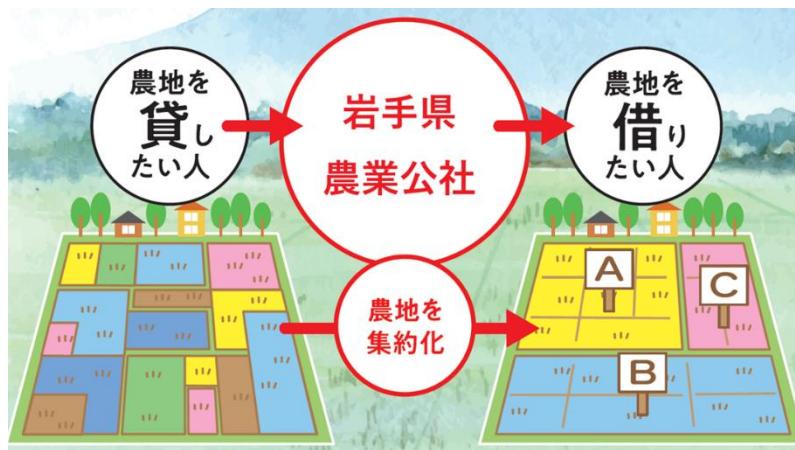
# I 農地中間管理事業の 概要及び留意点



## 農地中間管理事業とは

地域計画に基づく将来の農地の利用方針を踏まえ、農地中間管理機構（農地バンク）である公益社団法人岩手県農業公社が農地を借受け、担い手への貸付けを行うことで、担い手への農地集積・集約化による農地の有効利用や農業経営の効率化を進める事業です。

なお、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正が令和4年度に行われ、令和5年度から事業等の運用が一部変更となります。



## 農地中間管理事業の活用における主な留意点

### 市町村への業務委託について

公社は、新たな地域計画の確実な策定、地域計画の達成に資する農地中間管理事業の円滑な推進を図っていくため、業務委託実施要領第3条及び第4条により、次の業務を市町村等に委託します。

なお、農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）第18条に基づく「農用地利用集積等促進計画」案の作成では、機構法第19条を根拠として、市町村へ作成要請しますので御協力ください。

#### 1 事業の推進に関する業務

- (1) 事業に係る会議等への出席
- (2) 規程第7条第3項に掲げる措置を農地所有者に促すこと
- (3) その他関連業務

※ なお、窓口での相談対応など、一般的な調整業務は除きます。

#### 2 借受けに関する業務

- (1) 所有者等（公社への貸付け希望者）との事前協議
- (2) 農用地等の位置・立地条件の確認及び権利関係の確認
- (3) 借受け手続き及び賃料支払に必要な書類の確認・収集
- (4) 出し手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握
- (5) 公社へ農用地等の借受けあっせん・申し出

- (6) 現地調査、借受け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員（土地改良法上、原則は耕作者）の資格取得者の確認を含む）
- (7) 機構関連事業が行われることがあることの説明
- (8) 各筆明細に係る電子データの作成
- (9) その他関連業務

### 3 貸付けに関する業務

- (1) 借受け希望者を募集する区域の設定及び募集の周知
- (2) 受け手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握
- (3) 借受け希望者の情報提供
- (4) 現地調査、貸付け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員（土地改良法上、原則は耕作者）の資格取得者の確認を含む）
- (5) 貸付け手続き及び賃料収受に必要な書類の確認・収集
- (6) 解約・再配分に係る関係土地改良区への情報提供（土地改良区賦課金の負担者の決定）
- (7) 機構関連事業が行われることがあることの説明
- (8) 各筆明細に係る電子データの作成
- (9) その他関連業務

## ▶ 借賃（賃借料）の取扱いについて

### 1 受け手⇒公社（賃借料）

支払期限：特に定めのある場合を除き、毎年 11 月 30 日まで（当該年度の 7 月末までに借り受けた場合は、当該年度から。それ以降の場合は翌年度から）

支払方法：農協口座のある場合は、口座振替。農協以外の場合は、公社指定の口座に振込入金（農協以外の場合、振込手数料は受け手負担）。

### 2 公社→出し手（借賃）

支払期限：毎年 12 月 20 日（年度の取扱いは上記と同様）

支払方法：出し手指定の口座に振込入金

### 3 物納の取扱い

物納（米穀による支払）の收受は、受け手・出し手の間で直接対応願います。受け手・出し手と公社との貸借契約は、「使用貸借（賃料ゼロ）」とします。

## ▶ 手数料について

借入れ及び貸付けに係る手数料として、賃料年額の 1 %相当の額（消費税及び地方消費税含む）を、出し手・受け手それぞれから、毎年度徴収します（出し手には手数料を差し引いた賃料を支払い、受け手からは手数料を上乗せした金額を徴収。ただし、出し手・受け手双方の合意により、異なる徴収方法を定めることができます）。

また、以下に該当する場合は手数料を減免します。

- ・ 平成 30 年 3 月 31 日以前に借入契約した賃貸借：当該契約期間の満了する年度まで免除
- ・ 災害その他特別の理由があるとき：内容に応じて公社が減免の要否を判断

## ▶ 貸借契約及び農地に係る状況変化等の連絡について

受け手及び出し手には、下記のような状況が発生した場合には、速やかに市町村（農業委員会事務局）あて連絡するよう徹底するとともに、当該情報を速やかに岩手県農業公社あてご連絡くださいますよう、お願いします。

- ・ 契約者の死亡（契約内容の変更等が必要です）
- ・ 災害等による農地の被害（原則、所有者が修繕します）
- ・ 耕作、管理状況の悪化（公社から利用状況の報告を求め、改善されない場合は契約解除となる場合があります） 等

## ▶ 貸借データの閲覧について

公社では、農地中間管理事業の貸借データを「農地中間管理システム」に格納・管理しております。ご希望の市町村には、当該データを閲覧いただけるよう、ID・パスワードを発行いたしますので、ご相談願います（当方のデータ入力の都合上、最新データとならない場合があります。また、各市町村のセキュリティ設定によっては、閲覧できない場合があります）。

## ▶ 経過措置について

農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正が令和 4 年度に行われ、令和 5 年度から事業等の運用が一部変更となります。また、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）の附則規定により、地域計画が策定されるまでの 2 年間は、農用地利用集積計画の一括方式による経過措置を活用します。

なお、地域計画が策定された地域では、農用地利用集積等促進計画を順次活用することとなります。

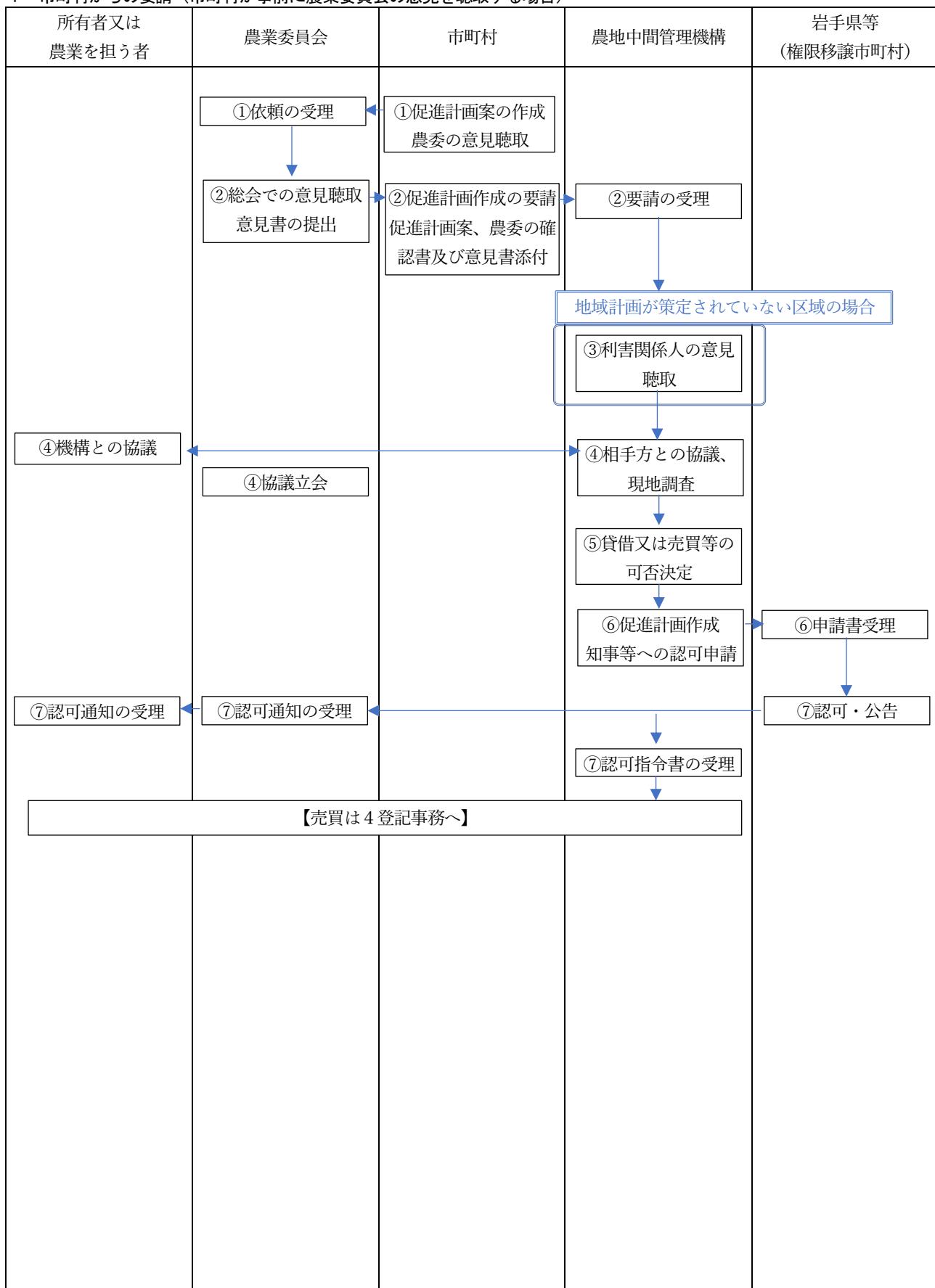


## Ⅱ 農用地等の貸借に係る 手続き

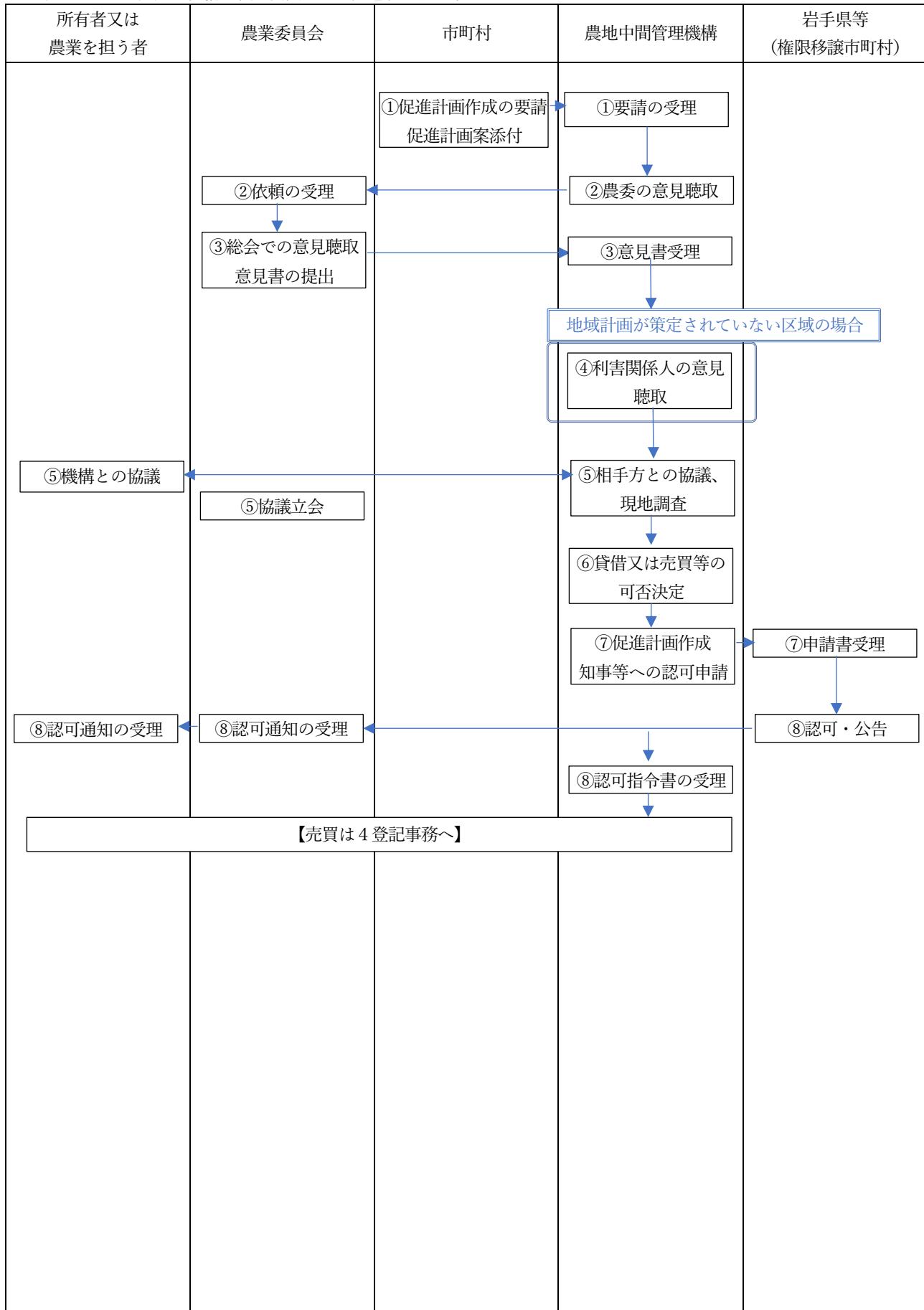


農用地利用集積等促進計画による農用地の貸借・売買等の事務フロー

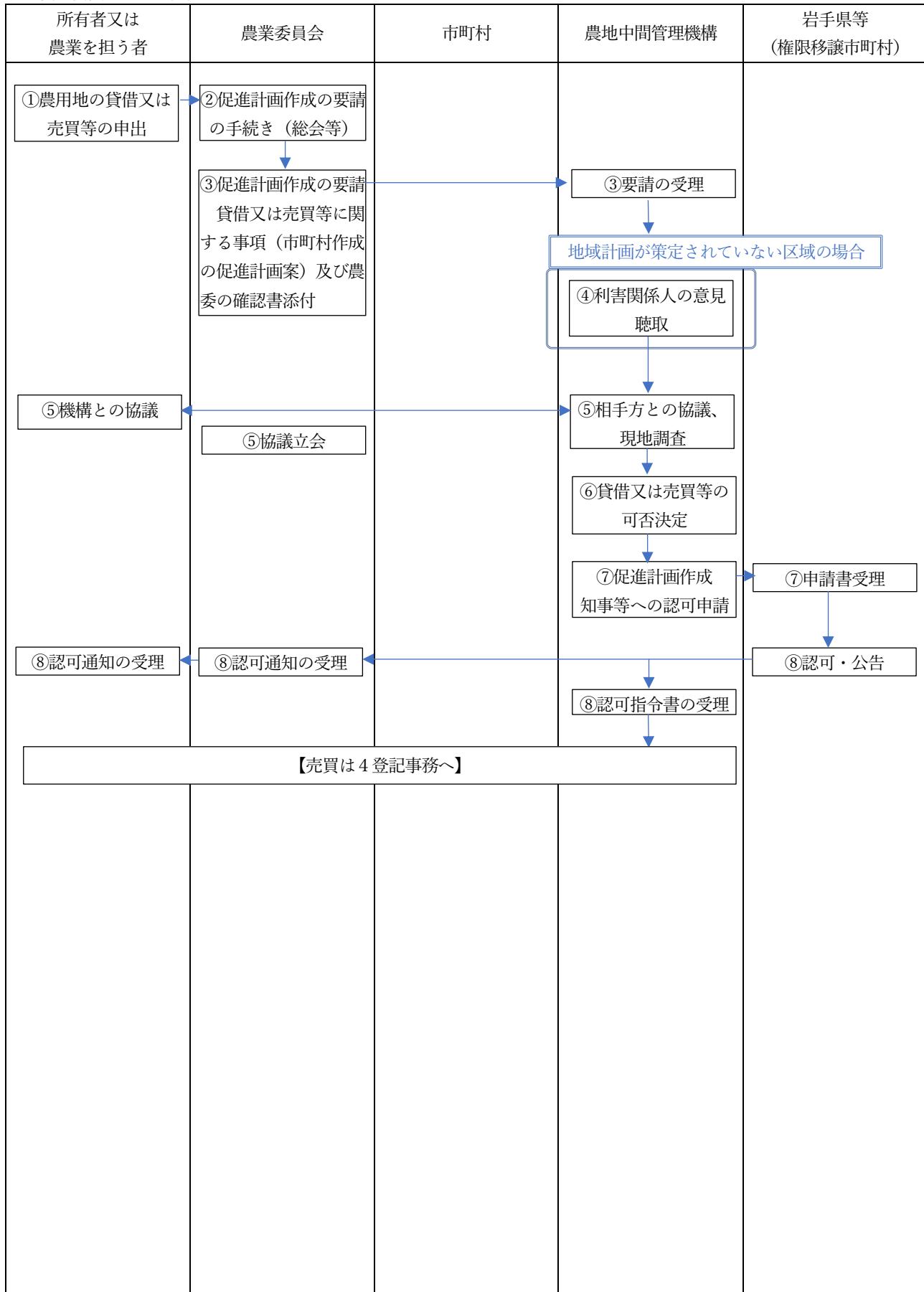
1 市町村からの要請（市町村が事前に農業委員会の意見を聴取する場合）



2 市町村からの要請（機構が農業委員会の意見を聴取する場合）

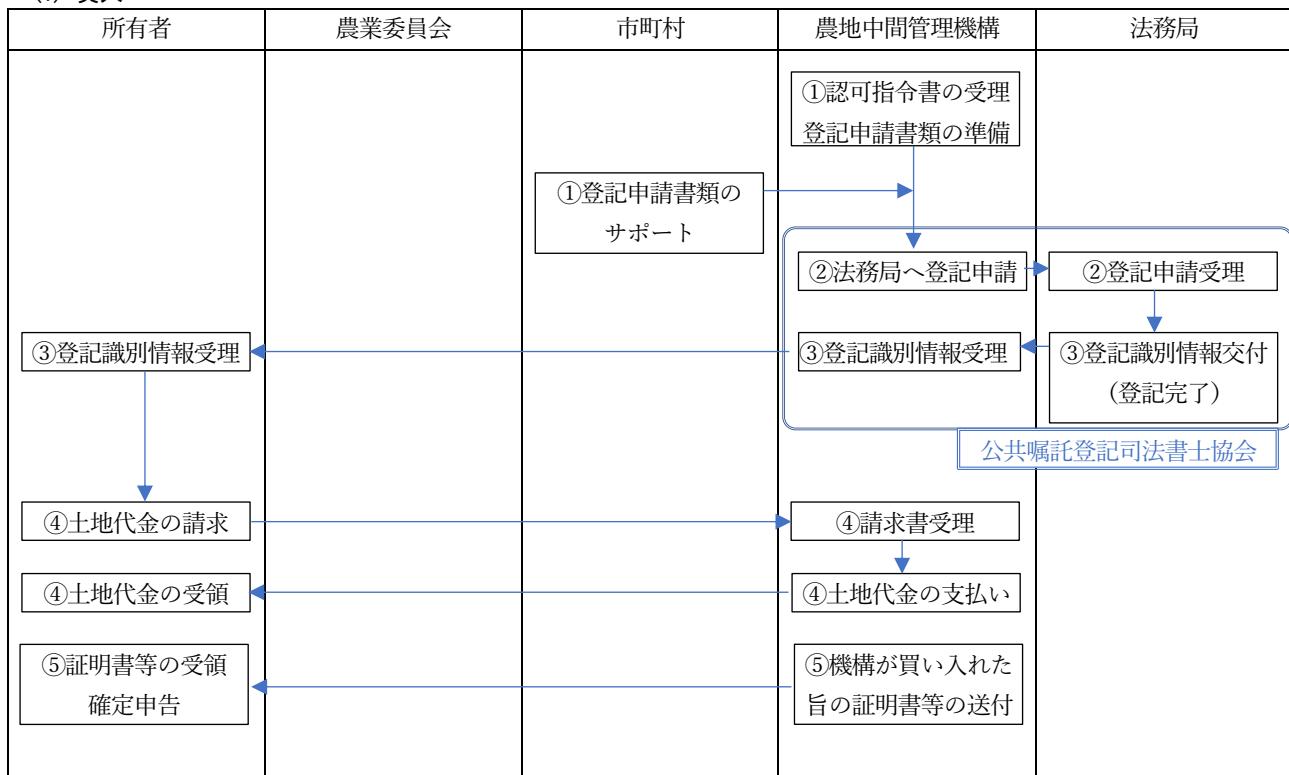


### 3 農業委員会からの要請

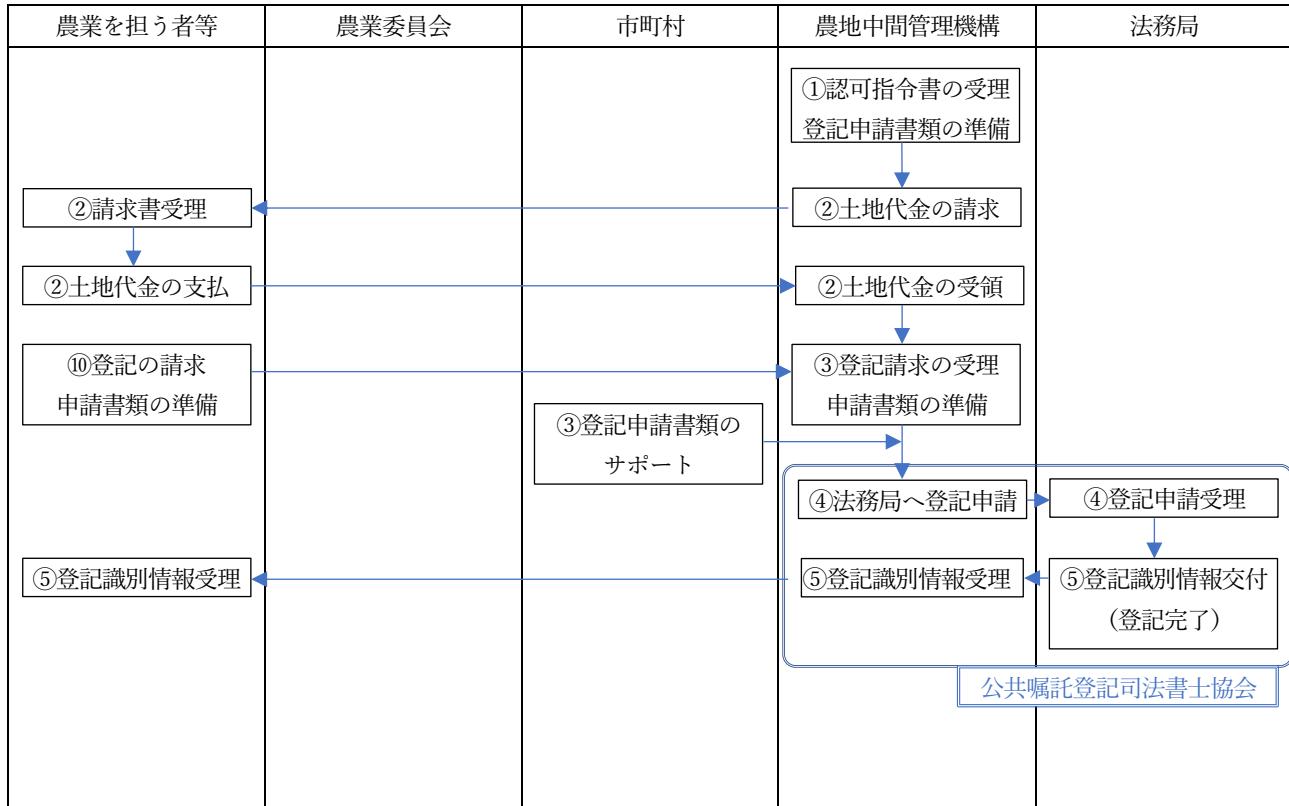


#### 4 登記事務

##### (1) 買入



##### (2) 売渡



## 農用地等の賃借に係る作成・提出書類チェックリスト

### 1 賃借・一括方式

市町村又は農業委員会		公社（機構）	
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
<b>1 促進計画作成要請（⇒公社）</b> <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成要請書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画案 <input type="checkbox"/> 農業委員会による確認認書③ <input type="checkbox"/> 農業委員会の意見書④	促進計画様式 1 号 促進計画様式 4 号 1-1 促進計画様式 2 号の 1 市町村から の要請の場合  <input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書又は農地台帳 <input type="checkbox"/> 位置図又は公図の写し <input type="checkbox"/> 権利の設定等を受ける者の決定理由⑤ <b>【添付書類の省略に該当しない場合】</b> <input type="checkbox"/> 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等⑥  <b>【法人の場合】</b> <input type="checkbox"/> 定款の写し⑦ <input type="checkbox"/> 構成員名簿⑧	2 借入・貸付協議書類の作成 <input type="checkbox"/> 農用地等の借入に係る現地調査及び協議復命書 <input type="checkbox"/> 農用地等の貸付に係る現地調査及び協議復命書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書（各筆明細）① <input type="checkbox"/> 共通事項（貸借・一括方式）②  <input type="checkbox"/> 農用地賃貸借に係る振込口座届出書（兼委任状） <input type="checkbox"/> 貸金口座振替依頼書  促進計画様式 6 号 貸付様式 2 号の 3  構成員が 5 名以上の場 合 株式会社の場合 メールで送信	促進計画様式 5 号 1-1 促進計画様式 5 号 1-1 （共通事項） 賃貸借の場合 〃
<b>4 借入・貸付協議</b> <b>【農地所有者・貸付相手提出書類】</b> <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳のフリガナ、記号番号がわかかる面の写し	<b>【農地所有者、貸付相手】</b> 賃貸借の場合 2 回目以降は不要	3 市町村又は利害関係人の意見聴取	5 促進計画認可申請（⇒県知事） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画認可申請書 <b>【添付書類】①～⑨の書類</b>
<b>7 促進計画作成通知（⇒農地所有者、貸付相手）</b> <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書（農地所有者、貸付相手あて） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写）	促進計画様式 9 号の 2  促進計画様式 8 号	6 促進計画作成通知（⇒市町村長） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書（市町村長、農地所有者、貸付相手あて） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写）	促進計画様式 9 号 促進計画様式 9 号の 2 促進計画様式 8 号

## 農用地等の貸借に係る作成・提出書類チェックリスト

### 2 貸借・借入

市町村又は農業委員会		公社(機構)	
作成・提出書類	備考(様式等)	作成・提出書類	備考(様式等)
1 促進計画作成要請 (⇒公社) <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成要請書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画案 <input type="checkbox"/> 農業委員会による確認書③ <input type="checkbox"/> 農業委員会の意見書④  <input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書又は農地台帳 <input type="checkbox"/> 位置図又は公図の写し <input type="checkbox"/> データフォーマット(エクセルデータ)	促進計画様式1号 促進計画様式4号1-2 促進計画様式2号の1 市町村からの要請の場合  <input type="checkbox"/> 農用地賃借に係る振込口座届出書(兼委任状) <input type="checkbox"/> 農用地賃借に係る振込口座届出書(兼委任状)	2 借入協議書類の作成 <input type="checkbox"/> 農用地等の借入に係る現地調査及び協議復命書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書(各筆明細)① <input type="checkbox"/> 共通事項(貸借・借入)② <input type="checkbox"/> 賃貸借の場合	促進計画様式5号1-2 促進計画様式5号1-2 (共通事項) 賃貸借の場合
4 借入協議 <b>【農地所有者提出書類】</b> <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳のフリガナ、記号番号がわかつ る面の写し	賃貸借の場合 2回目以降は不要	3 市町村又は利害関係人の意見聴取	5 促進計画認可申請(⇒県知事) <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画認可申請書 <b>【添付書類】①～④の書類</b>
7 促進計画作成通知(⇒農地所有者) <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書(農地所 有者あて) <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知(写)  <b>【添付書類】①、②の書類(写)</b>	促進計画様式9号の2  促進計画様式8号	6 促進計画作成通知(⇒市町村長) <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書(市町村 長、農地所有者あて) <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知(写) <b>【添付書類】①、②の書類(写)</b>  ( <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画案作成依頼書	促進計画様式9号 促進計画様式9号の2 促進計画様式8号 促進計画様式8号 促進計画様式8号 促進計画様式3号 )

### 農用地等の貸借に係る作成・提出書類チェックリスト

#### 3 貸借・賃付又は再配分（公社から促進計画案の作成を依頼する場合）

※ 公社からの依頼（下表1の手続き）によらず、市町村等が貸付等の促進計画案を提出する場合は、下表2の手続きにおいて促進計画作成要請書の提出が必要	
市町村又は農業委員会	公社（機構）
作成・提出書類	備考（様式等）
2 促進計画案作成・提出（⇒公社） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画案（各筆明細） <input type="checkbox"/> 権利の設定等を受ける者の決定理由③ <input type="checkbox"/> 農業委員会による確認書④ <input type="checkbox"/> 農業委員会の意見書⑤ 【添付書類の省略に該当しない場合】 <input type="checkbox"/> 貸借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等⑥	促進計画様式4号1-3 又は4号2 促進計画様式6号 促進計画様式2号の1 1 促進計画案作成依頼（⇒市町村長） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画案作成依頼書 促進計画様式3号
【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 定款の写し⑦ <input type="checkbox"/> 構成員名簿⑧ <input type="checkbox"/> 株主名簿⑨	構成員が5名以上の場合 株式会社の場合
5 賃付協議 【貸付相手提出書類】 <input type="checkbox"/> 振替口座の通帳のフリガナ、記号番号がわかる面の写し	3 賃付協議書類の作成 <input type="checkbox"/> 農用地等の貸付に係る現地調査及び協議復命書 <input type="checkbox"/> 共通事項（貸借・貸付又は再配分）② <input type="checkbox"/> 貯金口座振替依頼書
8 促進計画作成通知（⇒貸付相手 □ 農用地利用集積等促進計画作成通知書（貸付相手あて） □ 農用地利用集積等促進計画書 □ 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写） 【添付書類】①、②の書類（写）	4 市町村又は利害関係人の意見聴取 6 促進計画認可申請（⇒県知事） □ 農用地利用集積等促進計画認可申請書 【添付書類】①～⑨の書類 7 促進計画作成通知（⇒市町村長） □ 農用地利用集積等促進計画作成通知書（市町村長、貸付相手あて） □ 農用地利用集積等促進計画書 □ 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写） 【添付書類】①、②の書類（写）

## 農用地等の売買に係る作成・提出書類チェックリスト

### 4 買入・売渡

市町村又は農業委員会		公社（機構）	
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
<p>1 促進計画作成要請（⇒公社）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地等の買入れ及び売渡しあつせん（申出）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画（作成要請書）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画案（買入）</p> <p><input type="checkbox"/> " "</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会による確認書③</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会の意見書④</p> <p><input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 位置図又は公図の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 権利の設定等を受ける者の決定理由⑦</p> <p><input type="checkbox"/> 【添付書類の省略に該当しない場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 貸付様式2号の3</p> <p><input type="checkbox"/> 構成員が5名以上の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 株式会社の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 株主名簿⑪</p>	<p>促進計画様式10号</p> <p>促進計画様式4号5-1</p> <p>促進計画様式4号5-2</p> <p>促進計画様式2号の2</p> <p>市町村からの要請の場合</p> <p>促進計画様式6号</p> <p>貸付様式2号の3</p> <p>構成員が5名以上の場合</p> <p>株式会社の場合</p>	<p>2 買入・売渡協議書類の作成</p> <p>(1) 買入書類</p> <p><input type="checkbox"/> 農地の買入れに係る確認事項</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地等の買入に係る現地調査及び協議／復命書</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書（各筆明細）①</p> <p><input type="checkbox"/> 共通事項（売買・買入）②</p> <p><input type="checkbox"/> 農地売買等事業のため農用地を買入れた旨の証明願</p> <p><input type="checkbox"/> 承諾書⑫</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地代金請求書・依頼書</p> <p>(2) 売渡書類</p> <p><input type="checkbox"/> 農地の売り渡しに係る確認事項</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地等の売渡しに係る現地調査及び協議／復命書</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書（各筆明細）⑤</p> <p><input type="checkbox"/> 共通事項（売買・売渡）⑥</p> <p><input type="checkbox"/> 登録免許税の税率の軽減措置に係る土地等の取得についての証明願⑯</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産取得税の課税標準の特例措置に係る土地についての証明願</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地等売買予約契約書</p>	<p>促進計画様式5号5-1</p> <p>促進計画様式5号5-1 (共通事項)</p> <p>促進計画様式5号5-2</p> <p>促進計画様式5号5-2 (共通事項)</p> <p>促進計画様式7号</p> <p>【添付書類】①～④の書類</p>
<p>4 買入・売渡協議</p> <p>(1) 農地所有者提出書類</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書⑬</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳のフリガナ、記号番号がわかる面の写し</p> <p>(2) 売渡相手提出書類</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票⑭</p> <p><input type="checkbox"/> 農地売買支援事業参加申込書</p>		<p>3 市町村又は利害関係人の意見聴取（買入分）</p> <p>5 促進計画認可申請（買入分、⇒県知事）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画認可申請書</p>	<p>促進計画様式7号</p>

市町村又は農業委員会		作成・提出書類	備考(様式等)	公社(機構)
7	促進計画作成通知（買入分、⇒農地所有者）			作成・提出書類 備考(様式等)
	<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書		促進計画様式9号の2	6 促進計画作成通知（買入分、⇒市町村長） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書（市町村長、農地所有者あて）
	<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書		促進計画様式8号	<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写）⑭
	<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写）			<b>【添付書類】①、②の書類（写）</b>
8	登記関係書類の送付（⇒公社）			9 登記申請（買入分、⇒法務局） <input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画抄本 <input type="checkbox"/> 登録免許税（公社負担） <input type="checkbox"/> 登録免許税の税率の軽減措置に係る土地等の取得についての証明願
	<input type="checkbox"/> 固定資産価格通知書⑯			<b>【添付書類】⑫～⑯の書類</b>
				10 登記識別情報等送付（買入分、⇒農地所有者） <input type="checkbox"/> 登記完了証 <input type="checkbox"/> 登記識別情報通知
				11 土地代金の支払（買入分、⇒農地所有者）
				12 促進計画認可申請（壳渡分、⇒県知事） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画認可申請書
				<b>【添付書類】④～⑪の書類</b> 促進計画様式7号
14	促進計画作成通知（壳渡分、⇒壳渡相手）		促進計画様式9号の2	13 促進計画作成通知（壳渡分、⇒市町村長） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書（市町村長、壳渡相手あて）
	<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書		促進計画様式8号	<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写）⑯
	<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写）			<b>【添付書類】⑤、⑥の書類（写）</b>
	<input type="checkbox"/> 添付書類（写）			15 土地代金の請求（壳渡分、⇒壳渡相手） ※ 代金徵収後登記申請
16	登記関係書類等の送付（⇒公社）			17 登記申請（壳渡分、⇒法務局） <input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画抄本 <input type="checkbox"/> 承諾書（公社） <input type="checkbox"/> 登録免許税（壳渡相手負担）
	<input type="checkbox"/> 固定資産価格通知書⑯			<b>【添付書類】⑯～⑰の書類</b>
	<input type="checkbox"/> 登録免許税			

	市町村又は農業委員会		公社（機構）
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
		18 登記識別情報等送付（売渡分、⇒売渡相手） <input type="checkbox"/> 登記完了証 <input type="checkbox"/> 登記識別情報通知	

※ 下線部は、登記関係書類等  
 ※ 一時貸付は、「3 貸借・貸付又は再配分」の手順に準じて実施

# III 樣 式



促進計画様式 1 号

(文書番号)

年　月　日

公益社団法人岩手県農業公社  
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

○○市町村長 ○ ○ ○ ○  
又は ○○○農業委員会  
会長 ○ ○ ○ ○

農用地利用集積等促進計画作成要請書

農地中間管理事業により、下記のとおり権利の設定等(農作業の受委託)を行いたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に規定する農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請します。

記

- 1 権利設定等(農作業受委託)の内容  
別紙「農用地利用集積等促進計画案」(市町村作成) のとおり
- 2 確認内容  
別紙「農業委員会による確認書」のとおり

※ 下線部は、農作業受委託の場合

別紙

## 農業委員会による確認書

### 確認内容（該当項目に✓を付ける）

#### 1 再設定（更新）

- 再設定（更新）である  
⇒ 権利の設定等を受ける者  
 変更なし → 農用地等の利用状況等の書類 添付不要  
 変更あり  
 再設定（更新）でない

#### 2 農用地

##### (1) 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）

- 区域内 → 市町村の意見聴取が必要（公社）  
 区域外 → 利害関係人の意見聴取が必要（公社）

##### (2) 機構法第18条第5項第6号イ（転用）又はロ（宅地造成等の開発行為）に掲げる土地

- 該当しない  
 該当する → 市町村の意見聴取が必要（公社）

#### 3 権利の設定等（農作業の委託）を受ける者

##### (1) 地域計画に位置づけられた農業を担う者

- 農業を担う者  
⇒ 機構法施行規則第12条第3項第4号イからハまでに定める要件（全部利用、常時従事等）  
 該当する → 【個人】農用地等の利用状況等の書類 添付不要  
→ 【法人】定款又は寄附行為 添付不要  
 該当しない  
 農業を担う者以外

##### (2) 法人

###### ア 定款又は寄附行為

- 促進計画により、過去に賃借権の設定等を受けている  
⇒ 定款又は寄附行為の内容変更  
 変更なし → 添付不要  
 変更あり  
 促進計画により、過去に賃借権の設定等を受けていない

###### イ 法人の状況等を確認するための書類（定款又は寄附行為以外）

- 農地所有適格法人 → 添付不要  
 農地所有適格法人以外

別紙

### 農業委員会による確認書（売買）

確認内容（該当項目に✓を付ける）

#### 1 農用地

##### (1) 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）

- 区域内 → 市町村の意見聴取が必要（公社）
- 区域外 → 利害関係人の意見聴取が必要（公社）

##### (2) 機構法第 18 条第 5 項第 6 号イ（転用）又はロ（宅地造成等の開発行為）に掲げる土地

- 該当しない
- 該当する → 市町村の意見聴取が必要（公社）

#### 2 所有权の移転を受ける者

##### (1) 地域計画に位置づけられた農業を担う者

- 農業を担う者  
⇒ 機構法施行規則第 12 条第 3 項第 4 号イからハまでに定める要件（全部利用、常時従事等）
  - 該当する → 【個人】農用地等の利用状況等の書類 添付不要  
→ 【法人】定款又は寄附行為 添付不要
  - 該当しない
- 農業を担う者以外

##### (2) 法人

###### ア 定款又は寄附行為

- 促進計画により、過去に賃借権の設定等を受けている

⇒ 定款又は寄附行為の内容変更

- 変更なし → 添付不要

- 変更あり

- 促進計画により、過去に賃借権の設定等を受けていない

###### イ 法人の状況等を確認するための書類（定款又は寄附行為以外）

- 農地所有適格法人 → 添付不要

## 促進計画様式3号

## 農用地利用集積等促進計画案作成依頼書

○○市町村長 様

岩農公発第 号

年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社  
理 事 長 ○ ○ ○ ○

次の農用地等の貸付について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の定めにより農用地利用集積等促進計画の案を作成のうえ提出願います。

公社が中間管理権を持つ農用地等								
所在地番(登記簿照合)	地目		面積	申出賃料		備考		
大字	字	地番	公簿 現況	公簿 (m <sup>2</sup> )	契約面積 (m <sup>2</sup> )	10a当り (円)	年間賃料 (円)	期間 (年)
合計						0.00	0.00	0

整理番号	区分	農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）						農地中間管理機構（乙）						農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（丙）								
		農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）			農地中間管理機構（乙）			農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（丙）			農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）			農地中間管理機構（乙）			農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（丙）					
所在：(市町村)	大字	字	地番	(乙) 及び (丙) に設定する権利（B）						(乙) 及び (丙) に設定する権利（B）						権利の設定をする土地の（甲）以外の権原者（D）						
				権利の種類	権利の種類	面積 (m <sup>2</sup> )	現況地目	内容 (利用目的)	始期	期間 (○年)	終期	借賃(年額) (円)	(甲)への支払方法	(丙)からの収取方法	(丙)からの収取方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考		
													令和○年から 令和○年まで	令和○年から 令和○年まで	令和○年から 令和○年まで	該当なし						
													毎年12月20日までに 指定の口座に振り込む	毎年11月30日までに 公益社団法人岩手県 農業公社名義の口座	毎年12月20日までに 指定の口座に振り込む							
													なお、共通事項(13)に 規定する手数料（借賃 年額の1%）は毎年の 借賃から引き去る に振り込む	規定する手数料（借賃 年額の1%）は毎年の 借賃と併せて支払う	規定する手数料（借賃 年額の1%）は毎年の 借賃と併せて支払う							
													借賃年額(円)①	借賃年額(円)①	借賃年額(円)①	100,000	100,000	100,000	100,000			
													手数料(円)②	手数料(円)②	手数料(円)②	1,000	1,000	1,000	1,000			
													手数料のうち消費税(円)	手数料のうち消費税(円)	手数料のうち消費税(円)	90	90	90	90			
													差引支払年額(円)①-②	合計微収年額(円)①+②	合計微収年額(円)①+②	99,000	101,000	101,000	101,000			
合計	筆																					

注) (甲)、(丙)及び(D)欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各箇明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (C) 欄の「（甲）への支払方法」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
- (9) (C) 欄の「（甲）への支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (10) (C) 欄の「（甲）への支払方法」及び「（丙）からの徴収方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (11) (D) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。
- (12) 同意については、（甲）、（乙）、（丙）及び（D）欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

農用地利用集積等促進計画案  
第 1-2 農地中間管理権の設定関係（賃借・借入）  
1 各筆明細

整理番号		区分	氏名又は名称			同意印	住所	所			
			農地中間管理権の設定をする者（甲）								
農地中間管理機構（乙）		公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田幹也			盛岡市神明町 7 番 5 号						
農地中間管理権の設定をする土地（A）		(乙) に設定する農地中間管理権（B）			農地中間管理権の設定をする土地の（甲）以外の権原者（C）			備考			
所在：(市町村)	大字	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	権利の種類	内容(利用目的)	期間(○年) 始期	終期				
								合和〇年から 合和〇年まで 毎年 12 月 20 日までに 指定の口座に振り込む なお、共通事項(12)に 規定する手数料（借 年額の 1 %）は毎年の 借賃から引き去る			
借賃年額(円)①											
手数料(円)②		100,000									
手数料のうち消費税(円)		1,000									
差引支払年額(円)①-②		90									
合計	筆										

注) (甲) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別表とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合は、実測面積を（ ）書きで2段書きする。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畠として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができます。
- (9) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (10) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。
- (11) 同意については、(甲)、(乙)及び(C)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

農用地利用集積等促進計画案  
第1－3 賃借権又は使用賃借による権利の設定関係（貸借・貸付）  
1 各筆明細

整理番号	権利の設定をする土地（A）	区分				氏名又は名称 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田幹也	同意印	住所 盛岡市神明町7番5号	
		所在：（市町村） 大字	現況地目 地番	面積 (m <sup>2</sup> )	権利の種類 (利用目的)	内容 (利用目的)	期間(○年) 始期 終期	借賃(年額) (円)	借賃の支払方法
合計	筆								

注) (乙) の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。  
なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>と記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用賃借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合は、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (9) 同意については、(甲) 及び (乙) が同意印を押印することによって、かえることができる。

促進計画様式 4 号の 2

農用地利用集積等促進計画案  
第2 費借権又は使用貸借による権利の移転関係（賃借・再配分）

1 各筆明細

整理番号	権利の移転をする土地 (A)	区分		氏名又は名称		同意印	住所
		農地中間管理機構 (甲)	権利の移転を受ける者 (乙)	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田幹也	盛岡市神明町7番5号		

注) (乙) 及び権利の移転をする者の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利移転の当事者ごとに別葉とする。乙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。  
なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>と記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用賃借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (9) 同意については、(甲)、(乙) 及び権利の移転をする者が同意印を押印することによって、かえることができる。

農用地利用集積等促進計画案  
第3 経営受託権の設定關係（一括方式）  
1 各筆明細

整理番号	区分	農地中間管理機構に権利の設定をする者（農業経営の委託をする者）（甲）				農地中間管理機構（乙）				農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（農業経営の委託を受ける者）（丙）				権利の設定をする土地の（甲）以外の権原者（D）	権利の種類	備考		
		氏名又は名称	同意印	住所	氏名又は名称	同意印	住所	氏名又は名称	同意印	氏名又は名称	同意印	住所	氏名又は名称	同意印				
		農地中間管理機構に権利の設定をする者（農業経営の委託をする者）（甲）			公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田幹也			盛岡市神明  盛岡市神明町7番5号										
		農地中間管理機構（乙）																
		農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（農業経営の委託を受ける者）（丙）																
		権利の設定をする土地（A）																
	所在：（市町村）	面積 (㎡)	現況地目	内容 (利用目的)	期間(〇年) 始期	終期	損益の算定基準 (計算方法)	販売金額が受託経費 を上回った場合	販売金額が受託経費 を下回った場合	（丙）は（甲）に対し その年の12月20日までに (甲)の口座に振り込む	（丙）は（甲）に対し その年の12月20日までに (丙)の口座に振り込む	（甲）は（丙）に対し その年の12月20日までに (甲)の口座に振り込む	該当なし					
	大字	字	地番															
	合計	筆																

注）（甲）、（丙）及び（D）欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細により設定する権利は、経営受託権（農業の経営の委託を受けることにより取得されることにより取扱われる使用及び収益を目的とする権利）とする。
- (2) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別表とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (3) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (4) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。
- なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、○○○m<sup>2</sup>の内○○m<sup>2</sup>と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「損益の算定基準（計算方法）」は、共通事項の〇に記載の通りとする。
- (8) (C) 欄の「決済方法」は、決済期限と決済方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (9) (D) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。
- (10) 同意については、（甲）、（乙）、（丙）及び（D）欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

## 農用地利用集積等促進計画案

第4 農作業受委託関係（一括方式）  
1 各筆明細

整理番号	区分	氏名又は名称		同意印	住所		
		農地中間管理機構に農作業の委託をする者 （甲）	農地中間管理機構（乙）				
	農地中間管理機構（甲）	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田幹也		盛岡市神明町7番5号			
	農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者 （丙）						
農作業の委託をする土地（A）		（乙）及び（丙）に委託する農作業（B）		備考			
所在：（市町村） 大字	現況地目 地番	面積 (m <sup>2</sup> )	農作業受委託の形態	期間（〇年）		対価の支払方法（C）	備考
				農作業の内容	始期		
						（甲）は（丙）に対し 毎年12月20日までに （丙）の口座に振り込む	
合計	筆						

注) (甲) 及び (丙) の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、農作業受委託の当事者ごとに別葉とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。  
なお、1筆の一部について農作業が委託される場合には、○○○m<sup>2</sup>の内○○m<sup>2</sup>と記載する。
- (4) (B) 欄の「農作業受委託の形態」は、「特定農作業受委託」又は「基幹3作業以上の受委託」と記載する。  
なお、「特定農作業受委託」とは、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第6条第2項の「農作業委託契約」により行われるものをいう。
- (5) (B) 欄の「農作業の内容」は、「耕耘・代かき」「収穫・脱穀・調整」等と複数記載できることとし、委託する主な作業内容を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「対価」は、委託する作業の対価の合計を記載する。「特定農作業受委託」の場合は、「別に定める計算式で算出する額」と記載する。
- (8) (C) 欄は、甲と丙の間の対価の授受について記載するものとする。この場合、乙は対価の授受に係る一切の債権債務を有しない。
- (9) (C) 欄は、対価の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。「特定農作業受委託」の場合は、「販売收入より充当」と記載する。
- (10) 同意については、(甲)、(乙)及び(丙)が同意印を押印することによって、かえることができる。

農用地利用集積等促進計画案  
第5－1 所有権移転関係（売買・賃入）  
1 各筆明細

整理番号	所有権の移転をする土地（A）	(乙)に移転する所有権（B）				(丙)に移転する所有権（C）				備考				
		所在：（市町村）	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	所有権の登記の有無	内容 (利用目的)	所有権移転の時期	対価	対価の支払方法	引渡しの時期	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印
	農地中間管理機構（乙）	公益社団法人岩手県農業公社	理事長 上田幹也						口座振込					
	農地中間管理機構に所有権の移転をする者（甲）													
合計	筆													

注) (甲) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別表とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとする。
- (4) (A) 欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には(表)と、所有権の登記がある場合には(所)と、未登記の場合には(未)と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容(利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば、水田として利用、樹園地として利用、普通畑として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「対価」は当該土地の移転の対価(立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。)の額を記載する。
- (7) (B) 欄の「対価の支払方法」は、対価の支払期限と、支払方法(現金払、口座振込等)を記載する。
- (8) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない(抵当権者の記入は不要)。
- (9) 「備考」欄は、次の事項を記載する。
  - ① 登記簿に、所有権以外の権利に関する事項(抵当権等)の登記等があるときはその旨
  - ② 対価を分割払いの方法により支払う場合にあっては、支払期日ごとの支払金額
- (10) 同意については、(甲)、(乙)及び(C)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

農用地利用集積等促進計画案  
第5－2 所有権移転関係（売買・売渡）  
1 各筆明細

整理番号	所有権の移転をする土地（A）	(乙)に移転する所有権（B）			(C)に移転する所有権（B）			所有権の移転をする土地の（甲）以外の権原者（C）	参考					
		所在：（市町村）	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	所有権の登記の有無	内容 (利用目的)	所有権移転の時	対価	対価の支払方法	対価の支払期	引渡しの時	住所	氏名又は名称	権原の種類
	農地中間管理機構（甲） 農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者 (乙)	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田幹也												
合計														

注) (乙) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別表とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとする。
- (4) (A) 欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には(表)と、所有権の登記がある場合には(所)と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容(利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば、水田として利用、樹園地として利用、普通畑として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「対価」は当該土地の移転の対価(立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。)の額を記載する。
- (7) (B) 欄の「対価の支払方法」は、対価の支払期限と、支払方法(現金払、口座振込等)を記載する。
- (8) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない(抵当権者の記入は不要)。
- (9) 「備考」欄は、次の事項を記載する。
  - ① 登記簿に、所有権以外の権利に関する事項(抵当権等)の登記等があるときはその旨
  - ② 対価を分割払いの方法により支払う場合にあっては、支払期日ごとの支払金額
- (10) 同意については、(甲)、(乙)及び(C)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

農用地利用集積等促進計画案  
第1－3 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係（一時貸付）

1 各筆明細

整理番号	区分	氏名又は名称 同義印	住所 備考										
		農地中間管理機構（権利の設定をする者）（甲）	公益社団法人岩手県農業公社 理 事 長 上 田 幹 也	盛岡市神明町7番5号									
	権利の設定を受ける者（乙）												
	権利の設定をする土地（A）	(乙)に設定する権利（B）	(C)	権利の設定をする土地の（甲）以外の権原者									
	所在：(市町村) 大字	現況地目 字	面積 （m <sup>2</sup> ）	権利の種類 (利用目的)	内容 (利用目的)	期間（〇年） 始期 終期	借賃（年額） （円）	借賃の支払方法	住所	氏名又は 名称	権原の 種類	同意印	
								令和〇年から 令和〇年まで	該当なし				
								毎年11月30日までに 公益社団法人岩手県 農業公社名義の口座 岩手県信用農業協同 組合連合会 本所 当座 No.0000286 に振り込む					
合計	筆												

(記載注意)

- (1) この各箇明細は、権利の設定を受ける者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。
- なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、○〇〇m<sup>2</sup>と記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用賃借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (9) 同意については、(甲)、(乙) 及び (C) 欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

農用地利用集積等促進計画  
第1－1 農地中間管理権の設定及び賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係（賃借・一括方式）  
1 各筆明細

整理番号	区分	農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）					農地中間管理機構（乙）					農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（丙）					備考
		所在：（市町村）		面積（㎡）	現況地目	権利の種類	内容（利用目的）	期間（○年）	始期	終期	借賃（年額）（円）	（甲）への支払方法	（丙）からの収取方法	（丙）からの微取方法	（甲）への同意印	（丙）からの同意印	
	農地中間管理機構（乙）	公益社団法人岩手県農業公社	理 事 長 上 田 幹 也														
	農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（丙）																
	権利の設定をする土地（A）																
	所在：（市町村）	字	地番	現況地目	権利の種類	内容（利用目的）	期間（○年）	始期	終期	借賃（年額）（円）	（甲）への支払方法	（丙）からの収取方法	（丙）からの微取方法	（甲）への同意印	（丙）からの同意印	（丙）からの同意印	
	借賃年額（円）①										借賃年額（円）①						
	手数料（円）②										手数料（円）②						
	手数料のうち消費税（円）										手数料のうち消費税（円）						
	差引支払年額（円）①-②										合計微取年額（円）①+②						
	合計	筆									99,000	101,000					

注) (甲)、(丙)及び(D)欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各箇明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合には、実測面積を（）書きで2段書きする。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (C) 欄の「（甲）への支払方法」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
- (9) (C) 欄の「（甲）への支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (10) (C) 欄の「（甲）への支払方法」及び「（丙）からの徴収方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (11) (D) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。
- (12) 同意については、（甲）、（乙）、（丙）及び（D）欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

2 共通事項（貸借・一括方式）  
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1 の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払を猶予することができない場合は、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払をできる。

(3) 借賃の増額又は減額

ア 甲、乙及び丙は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案することができる。

イ 借賃の改定が行われた場合の当該年の借賃の支払いは、原則として当該年の7月末までに改定されたものを対象とする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができるなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、定めることができる。

エ 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 違約金

丙は、1の各筆明細に定めた借賃の支払を遅延したときは、遅延した額について遅延した期間に応じ年14.6%の割合で計算した違約金を乙に支払わなければならない。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

(6) 障害の除去

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、土石の除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用に支障を来す障害を除去する。

#### (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができないときは、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。  
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (8) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。

また、乙が附属物の設置をした場合において、権利の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。ただし、甲が附属物を収去しないことに同意している限り、乙は収去の義務を負わない。

イ 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得なければならない。

また、乙が丙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、丙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。

ウ 乙に基づき丙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用賃借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意している限り、丙は収去の義務を負わない。

エ 権利の期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合には、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。

#### (9) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

- (10) 貸借又は使用貸借の解除  
乙は、次のいずれかに該当するときは、岩手県知事の承認を受けて、乙が取得した権利を解除することができます。  
ア 乙の定める農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）第12条第1号に規定する期間を経過してもなお当該土地の賃付を行うことができないと認められたとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。  
イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき（機構法第20条第2号）。  
ウ 丙が、当該土地を適正に利用していないと認められるとき（機構法第21条第2項第1号）。  
エ 丙が、正当な理由がなく機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき（機構法第21条第2項第3号）。  
オ 丙が、正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義誠実の原則に反した行為をしたとき。  
カ 丙が、その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (11) 貸借又は使用貸借の終了  
天災地変その他、甲、乙及び丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (12) 当該土地の返還  
ア 権利の期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。  
イ 乙及び丙は、法令に基づく権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目といかんを問わずに返還の代償を請求してはならない。
- (13) 手数料の支払  
甲及び丙は、乙の定める事業規程第11条及び手数料徴収要領により手数料を乙に支払う。
- (14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施  
当該土地のうち、15年以上の期間で権利が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (15) その他  
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。

別表 1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額 及び方法	備考

別表 2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担者		該当土地改良区名	備考
経常賦課金(水利費等)	1	耕作者		
	2	土地所有者		
償還賦課金	1	耕作者		
	2	土地所有者		

注) 負担者については、該当者を○で囲むか、非該当者に見え消し線を引くこと

農用地利用集積等促進計画  
第 1-2 農地中間管理権の設定関係（賃借・借入）  
1 各筆明細

整理番号	農地中間管理権の設定をする者（甲）	区分		氏名又は名称		同意印		住所		
		農地中間管理機構（乙）	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田幹也	農地中間管理権の設定をする土地（A）	(乙)に設定する農地中間管理権（B）				農地中間管理権の設定をする土地の（甲）以外の権原者（C）	備考
所在：(市町村)	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	権利の種類	内容(利用目的)	期間(○年) 始期	終期	借賃(年額) (円)	借賃の支払方法	該当なし	
								合和〇年から 合和〇年まで 毎年12月20日までに 指定の口座に振り込む なお、共通事項(12)に 規定する手数料（借賃 年額の 1 %）は毎年の 借賃から引き去る		
		筆								
		合計								

注) (甲) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別表とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合は、実測面積を（ ）書きで2段書きする。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができます。
- (9) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (10) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。
- (11) 同意については、(甲)、(乙)及び(C)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

## 2 共通事項（賃借・借入）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 農地中間管理権の設定

#### 1 の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の農地中間管理権は、本計画の公告により設定される。

### (2) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までその支払を猶予することができない場合は、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

### (3) 借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案することができる。

イ 借賃の改定が行われた場合の当該年の借賃の支払いは、原則として当該年の7月末までに改定されたものを対象とする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなる部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲及び乙が協議の上、定めることができる。

エ 甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

### (4) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する農地中間管理権の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

### (5) 障害の除去

甲は、当該土地に設定する農地中間管理権の始期までに、土石の除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用に支障を来す障害を除去する。

#### (6) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他の甲において修繕することができない場合は、乙又は転借人が修繕することができる。

イ 乙又は転借人は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。  
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (7) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。

また、乙が附属物の設置をした場合において、農地中間管理権の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。ただし、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙は収去の義務を負わない。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについては、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得なければならない。

また、乙が転借人にに対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、転借人が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。

ウ イに基づき転借人が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は転借人が負い、収去に要した経費も転借人の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、転借人は収去の義務を負わない。

エ 農地中間管理権の期間が満了するときは、転借人は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び転借人は、原状回復の義務を負わない。

#### (8) 稟税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

- (9) 賃貸借又は使用賃借の解除  
乙は、次のいずれかに該当するときは、岩手県知事の承認を受けて、乙が取得した賃借権又は使用賃借による権利を解除することができる。  
ア　乙の定める農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）第12条第1号に規定する期間を経過してもなお当該土地の賃付を行うことができないとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。  
イ　災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき（機構法第20条第2号）。
- (10) 賃貸借又は使用賃借の終了  
天災地変その他、甲、乙及び転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画に係る賃貸借又は使用賃借は終了する。
- (11) 当該土地の返還  
ア　農地中間管理権の期間が満了するときは、転借人は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙及び転借人は、原状回復の義務を負わない。  
イ　乙及び転借人は、法令に基づく権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (12) 手数料の支払  
甲は、乙の定める事業規程第11条及び手数料徴収要領により手数料を乙に支払う。
- (13) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施  
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (14) その他  
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び当該土地所在の市町村が協議する。

別表 1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名 内容	甲、乙及び転借人の費用に関する支払区分の 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき 額及び方法	備 考

別表 2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担者	該当土地改良区名	備 考
経常賦課金(水利費等)	1 農作者 2 土地所有者		
償還賦課金	1 農作者 2 土地所有者		

注) 負担者については、該当者を○で囲むか、非該当者に見え消し線を引くこと

農用地利用集積等促進計画  
第1－3 賃借権又は使用賃借による権利の設定関係（貸借・貸付）

## 1 各筆明細

整理番号	権利の設定をする土地（A）	(乙)に設定する権利（B）				備考				
		所在：（市町村） 大字	現況地目 地番	面積 (m <sup>2</sup> )	権利の種類 (利用目的)	内容 (利用目的)	期間(○年) 始期	終期	借賃(年額) (円)	借賃の支払方法
農地中間管理機構（甲）	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田幹也									
権利の設定を受ける者（乙）										
合計	筆									

注) (乙) の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。  
なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>と記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用賃借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合は、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (9) 同意については、(甲) 及び (乙) が同意印を押印することによって、かえることができる。

2 共通事項（賃借・貸付）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される賃借権又は使用賃借による権利は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権又は使用賃借による権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の賃借権又は使用賃借による権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 賃借の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払を猶予することができない場合は、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

(3) 借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案することができる。

イ 借賃の改定が行われた場合の当該年の借賃の支払いは、原則として当該年の7月末までに改定されたものを対象とする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合において、それが甲又は乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなつた部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲及び乙が協議の上、定めることができる。

エ 甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があるても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 違約金

乙は、1の各筆明細に定めた借賃の支払を遅延したときは、遅延した額について遅延した期間に応じ年14.6%の割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

(5) 賃貸借又は使用賃借の解除

本計画により設定される賃借権又は使用賃借による権利は、乙が次のいずれかに該当するときは岩手県知事の承認を受けて、解除することができる。  
ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構構法」という。）第21条第2項第1号）。

イ 正当な理由がなく機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき（機構法第21条第2項第3号）。

ウ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義誠実の原則に反した行為をしたとき。  
エ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(6) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、当該土地について転貸し、又は賃借権又は使用賃借による権利を譲渡してはならない。

(7) 修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときは其他土地所有者において修繕することができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 甲又は乙は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。  
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

(8) 附属物の設置等

ア 乙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行うことについて、甲が同意しようとする場合には、甲は事前に設置について土地所有者の同意を得なければならない。また、甲が乙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを通知するものとする。

イ アに基づき乙が附属物を設置した場合には、賃貸借又は使用賃借が終了したときは、当該附属物を收取する義務は乙が負い、收取に要した経費も乙の負担とする。ただし、土地所有者及び甲が附属物を收取しないことに同意しているときには收取の義務を負わない。  
ウ 権利の存続期間が満了するときは、乙は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復する。ただし、附属物を收取しないことへの同意が得られている場合は当該土地に生じた形質の変更が災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合には、甲及び乙は、原状回復の義務を負わない。

(9) 租税公課等の負担

- ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。  
イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。  
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。  
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(10) 貸借権又は使用貸借の解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、岩手県知事の承認を受けて、賃借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 甲の定める農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）第12条第1号に規定する期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができないと認められるとき（機構法第20条第1号）。  
イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき（機構法第20条第2号）。甲、乙及び土地所有者の責めに帰するこどりにより当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合において、乙が残存する部分のみでは賃貸借の目的を達することができないときを含む。）

(11) 当該土地の返還

ア 賃貸借又は使用貸借が満了するときは、乙は、その満了の日までに、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為によつて生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。  
イ 乙は、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のかんを問わざ返還の代償を請求してはならない。

(12) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、機構法第21条第1項の規定により、当該土地の利用状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

(13) 手数料の支払

乙は、甲の定める事業規程第11条及び手数料徴収要領により手数料を甲に支払う。

(14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名 分の内容	甲、乙及び土地所有者の費用に関する支払区分	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担者	該当土地改良区分名	備考
経常賦課金(水利費等)	1 耕作者		
	2 土地所有者		
償還賦課金	1 耕作者		
	2 土地所有者		

注) 負担者については、該当者を○で囲むか、非該当者に見え消し線を引くこと

促進計画様式 5 号の 2

農用地利用集積等促進計画

第 2 賃借権又は使用賃借による権利の移転関係（賃借・再配分）

1 各筆明細

整理番号	権利の移転をする者 (A)	区分		氏名又は名称		同意印	住所
		農地中間管理機構 (甲)	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田幹也	権利の移転を受ける者 (乙)			
権利の移転をする土地 (A)							
所在 : (市町村)	現況地目	面積 (m <sup>2</sup> )	権利の種類 (利用目的)	内容 (利用目的)	期間 (〇年) 始期 終期	借賃(年額) (円)	借賃の支払方法
大字	字	地番					住所
							氏名又は 名称
							権利移動 の同意印
移転する権利 (B)							
借賃年額(円)①	100,000						備考
手数料(円)②	1,000						
手数料のうち消費税(円)	90						
合計徴収年額(円)①+②	101,000						
合計 筆							

注) (乙) 及び権利の移転をする者の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利移転の当事者ごとに別葉とする。乙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合は、実測面積を（ ）書きで2段書きする。  
なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>と記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用賃借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (9) 同意については、(甲)、(乙) 及び権利の移転をする者が同意印を押印することによって、かえることができる。

## 2 共通事項（賃借・再配分）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される賃借権又は使用賃借による権利は、1の各筆明細に定めるもののはか、次に定めるところによる。

## (1) 賃借権又は使用賃借による権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の賃借権又は使用賃借による権利は、本計画の公告により設定される。

## (2) 賃借の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された賃借の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

## (3) 賃借の増額又は減額

ア 甲及び乙は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案することができる。

イ 借賃の改定が行われた場合の当該年の借賃の支払いは、原則として当該年の7月末までに改定されたものを対象とする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなる場合において、それが甲又は乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができる割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲及び乙が協議の上、定めることができる。

エ 甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異がある場合に、異議を述べても、借賃の増減を請求しない。

## (4) 違約金

乙は、1の各筆明細に定めた借賃の支払を遅延したときは、遅延した額について遅延した期間に応じ年14.6%の割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

## (5) 賃貸借又は使用賃借の解除

本計画により設定される賃借権又は使用賃借による権利は、乙が次のいずれかに該当するときは岩手県知事の承認を受けて、解除することができる。

ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第2項第1号）。

イ 正当な理由がなく機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき（機構法第21条第2項第3号）。

- ウ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他の信義誠実の原則に反した行為をしたときは。  
エ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したときは。

(6) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、当該土地について転貸し、又は賃借権又は使用賃借による権利を譲渡してはならない。

(7) 修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他の土地所有者において修繕することができない場合は、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 甲又は乙は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。  
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

(8) 附属物の設置等

ア 乙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附屬物」という。）の設置を行ふことについて、甲が同意しようとする場合には、甲は事前に設置について土地所有者の同意を得なければならぬ。また、甲が乙にに対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、乙が附屬物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを通知するものとする。

イ アに基づき乙が附屬物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附屬物を收取する義務は乙が負い、收取に要した経費も乙の負担とする。ただし、土地所有者及び甲が附屬物を收取しないことに同意している限り、乙は收取の義務を負わない。

ウ 権利の存続期間が満了するときは、乙は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復する。ただし、附屬物を收取しないことへの同意が得られている場合は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合には、甲及び乙は、原状回復の義務を負わない。

(9) 租税公課等の負担

- ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。  
イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。  
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。  
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(10) 貸借権又は使用貸借の解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、岩手県知事の承認を受けて、賃借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 甲の定める農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）第12条第1号に規定する期間を経過してもなお該土地の貸付を行うことができない見込みがないと認められるとき（機構法第20条第1号）。

イ 災害その他他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき（機構法第20条第2号）。甲、乙及び土地所有者の責めに帰することができない事由により当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなるときを含む。）

(11) 当該土地の返還

ア 貸借又は使用貸借が満了するときは、乙は、その満了の日までに、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、各目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(12) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、機構法第21条第1項の規定により、当該土地の利用状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

(13) 手数料の支払

乙は、甲の定める事業規程第11条及び手数料徴収要領により手数料を甲に支払う。

(14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施  
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名 分の内容	甲、乙及び土地所有者の費用に関する支払区分 及び額及び方法	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還 すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担者	該当土地改良区名	備考
経常賦課金(水利費等)	1 耕作者		
	2 土地所有者		
償還賦課金	1 耕作者		
	2 土地所有者		

注) 負担者については、該当者を○で囲むか、非該当者に見え消し線を引くこと

## 農用地利用集積等促進計画

## 第3 経営受託権の設定關係（一括方式）

## 1 各筆明細

整理番号	区分	区 分				同意印	住所	備考
		農地中間管理機構に権利の設定をする者（農業経営の委託をする者）（甲）						
	農地中間管理機構（乙）	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田幹也				盛岡市神明  盛岡市神明町7番5号		
	農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（農業経営の委託を受ける者）（丙）							
	権利の設定をする土地（A）	（乙）及び（丙）に設定される権利（B）	（乙）	期間（〇年）	損益の算定基準 (計算方法)	販売金額が受託経費 を上回った場合	販売金額が受託経費 を下回った場合	権利の設定をする土地の (甲)以外の権原者（D）
	所在：（市町村） 大字	（市町村） 字	面積 (㎡)	現況地目 (利用目的)	内容 (計算方法)	（丙）は（甲）に対し その年の12月20日までに (甲)の口座に振り込む （丙）の口座に振り込む	（丙）は（丙）に対し その年の12月20日までに (甲)の口座に振り込む （丙）の口座に振り込む	（甲）又は （丙）の権原者（D）
	合計	筆						

注）（甲）、（丙）及び（D）欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細により設定する権利は、経営受託権（農業の経営の委託を受けることにより取得されることにより取扱われる使用及び収益を目的とする権利）とする。
- (2) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別表とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (3) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (4) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。  
なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、○○○m<sup>2</sup>の内○○m<sup>2</sup>と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「損益の算定基準（計算方法）」は、共通事項の〇に記載の通りとする。
- (8) (C) 欄の「決済方法」は、決済期限と決済方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (9) (D) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。
- (10) 同意については、(甲)、(乙)、(丙) 及び (D) 欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

## 2 共通事項（経営受託権の設定）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利（以下「経営受託権」という。）は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

なお、丙が農業協同組合又は農事組合法人が定める農業経営受託規程によるものとする。

## (1) 経営受託権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の経営受託権は、本計画の公告により、本計画が定めるところによる農業の経営の委託が行われ設定される。

## (2) 委託の解除

ア 乙は、次のいずれかに該当するときは、岩手県知事の承認を受けて、甲から受けた農業経営の委託を解除することができる。  
(ア) 農業経営の委託を受けてから6か月を経過してもなお当該土地の経営受託権の設定を行うことができないと認められるとき。

(イ) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することができると判断したとき。

イ 乙は、丙が次のいずれかに該当するときは岩手県知事の承認を受けて、乙が丙に行った農業経営の委託を解除することができる。  
(ア) 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

(イ) 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

## (3) 善管注意義務

乙及び丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が最も収益を得られるように努めるものとする。

## (4) 主宰権

委託を受けて行う農業の経営（以下「受託農業経営」という。）の運営に関する事項（(9)附属物の設置等を除く。）の全ては、丙が決定する。

## (5) 収穫物の所有権

受託農業経営の事業により生ずる収穫物の所有権は、丙に帰属する。

- (6) 受託農業経営に係る損益の帰属  
受託農業経営に係る損益は、甲に帰属する（減収の場合の危険負担は、甲が負う）。
- (7) 受託農業経営に係る損益の算定基準（計算方法）
- ア 受託農業経営に係る損益は、次に掲げる算式により計算するものとする。  
「受託農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」－「受託農業経営に係る受託経費（受託報酬を含み、報酬額は甲、乙及び丙が協議して定める。）」
- イ 丙は、受託農業経営に係る収支の内訳を整理する。
- (8) 修繕及び改良
- ア 甲は、乙及び丙の責めにより生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合は、乙又は丙が修繕することができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
- イ 乙又は丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- (9) 附属物の設置等
- ア 乙又は丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行おうとする場合には、附属物等の内容、設置等の期間、設置及び収去の費用、収去者等、必要な事項についてあらかじめ甲、乙及び丙が協議を行いその取扱いを決定する。
- (10) 農業経営の状況の報告
- 丙は受託した農業経営の経過及び結果を書面等により記録するものとする。また、丙は受託した農業経営の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により乙に報告するとともに、甲に対しても同様に報告するものとする。
- (11) 租税公課等の負担
- ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、受託農業経営に係る受託経費に含まれ、甲が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、受託農業経営に係る受託経費に含め、甲が負担する。

(12) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施  
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担者	該当土地改良区名	備考
経常賦課金(水利費等)	1 耕作者 2 土地所有者		
償還賦課金	1 耕作者 2 土地所有者		

注) 負担者については、該当者を○で囲むか、非該当者に見え消し線を引くこと

## 農用地利用集積等促進計画

## 第4 農作業受委託関係（一括方式）

## 1 各筆明細

整理番号		区分		氏名又は名称		同意印	住所
		農地中間管理機構に農作業の委託をする者 （甲）	農地中間管理機構（乙）	公益社団法人岩手県農業公社 理 事 長 上 田 幹 也	農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者 （丙）		
農作業の委託をする土地（A）		（乙）及び（丙）に委託する農作業（B）		対価の支払方法（C）		備考	
所在：（市町村） 大字	字	現況地目 地番	面積 (m <sup>2</sup> )	農作業受委託の形態	農作業の内容	期間（〇年） 始期	対価 (円)
合計	筆						

注) (甲) 及び (丙) の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、農作業受委託の当事者ごとに別葉とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。  
なお、1筆の一部について農作業が委託される場合には、○○○m<sup>2</sup>の内○○m<sup>2</sup>と記載する。
- (4) (B) 欄の「農作業受委託の形態」は、「特定農作業受委託」又は「基幹3作業以上の受委託」と記載する。  
なお、「特定農作業受委託」とは、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第6条第2項の「農作業委託契約」により行われるものをいう。
- (5) (B) 欄の「農作業の内容」は、「耕起・代かき」「収穫・脱穀・調整」等と複数記載できることとし、委託する主な作業内容を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「対価」は、委託する作業の対価の合計を記載する。「特定農作業受委託」の場合は、「別に定める計算式で算出する額」と記載する。
- (8) (C) 欄は、甲と丙の間の対価の授受について記載するものとする。この場合、乙は対価の授受に係る一切の債権債務を有しない。
- (9) (C) 欄は、対価の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。「特定農作業受委託」の場合は、「販売收入より充当」と記載する。
- (10) 同意については、(甲)、(乙)及び(丙)が同意印を押印することによって、かえることができる。

## 促進計画様式5号の4（共通事項）

### 2 共通事項（基幹3作業以上の受委託）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより契約が締結されたとみなされる農作業の委託は、1の各筆明細に定めるもの（ほか、次に定めるところによる。）

- (1) 契約の締結  
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）における農作業（以下「当該農作業」という。）の委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。
- (2) 契約の解除  
ア 本計画により乙が甲と締結したとみなされる契約は、次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。
  - (ア) 農作業の委託を受けてから6か月を経過してもなお当該土地の農作業の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
  - (イ) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき。

イ 本計画により乙が丙と締結したとみなされる契約は、丙が次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。

- (ア) 当該農作業を適正に行っていないと認められるとき。
- (イ) 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

### (3) 善管注意義務

- 乙及び丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が求める結果が得られるよう努めるものとする。
- (4) 履行状況の報告  
ア 丙は、受託した農作業の経過及び結果について、書面等により作業内容ごとに記録するものとする。また、丙は、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により乙に報告するとともに、甲に対しても同様に報告するものとする。

イ 丙は、甲又は乙からの請求があるときは、受託した農作業の履行状況について、アに準じて報告するものとする。

- (5) 農作業の委託に伴う対価に関する債権及び債務の取扱い  
本計画により委託される農作業の対価に関する債権及び債務は、甲と丙の間で存在し、乙は対価の受領及び支払に関する一切の債権及び債務を有しない。

(6) 農作業の委託に関する対価の増減額請求  
甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積の間に差異があつても、異議を述べず、また、丙は甲に対し農作業の委託に関する対価の増減を請求しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア 経済的条件の変動が生じ、本計画に定める農作業の委託に関する対価が著しく不相当と認められるとき。  
イ 災害その他の事由により、本計画により委託される農作業の一部又は全部を遂行することが著しく困難となつたとき。

(7) 損害の賠償

甲、乙及び丙のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は甲が負う。また、乙は、丙が受託した農作業に起因して、甲が被つたいかなる損害も責任を負わないものとする。

(8) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、乙に対し15年以上の期間で農作業が委託されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(9) その他

本計画に定めのない事項（品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、乙を介さず甲と丙で適宜取り決めるこ<sup>68</sup>とし、本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。

## 2 共通事項（特定農作業受委託）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより契約が締結されたとみなされる農作業の委託は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

### （1）契約の締結

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）における農作業（以下「当該農作業」という。）の委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。

### （2）契約の解除

ア 本計画により乙が甲と締結したとみなされる契約は、次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。

- (ア) 農作業の委託を受けてから6か月を経過してもなお当該土地の農作業の委託を行うことができないと認められるとき。
- (イ) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき。

イ 本計画により乙が丙と締結したとみなされる契約は、丙が次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。

- (ア) 当該農作業を適正に行ってないと認められるとき。

(イ) 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

### （3）善管注意義務

乙及び丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が求める結果が得られるよう努めるものとする。

### （4）履行状況の報告

ア 丙は、受託した農作業の経過及び結果について、書面等により作業内容ごとに記録するものとする。また、丙は、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により乙に報告するとともに、甲に対しても同様に報告するものとする。

イ 丙は、甲又は乙からの請求があるときは、受託した農作業の履行状況について、アに準じて報告するものとする。

### （5）農作業等の委託に伴う対価に関する債権及び債務の取扱い

本計画により委託される農作業の対価に関する債権及び債務は、甲と丙の間で存在し、乙は対価の受領及び支払に関する一切の債権及び債務を有しない。

### （6）農作物の販売の委託

ア 丙は、当該土地で生産された農作物を丙の名義をもつて販売する。

イ アの販売に関する甲から丙への委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。

- (7) 農作業の委託に関する対価の増減額請求  
甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積の間に差異があつても、異議を述べず、また、丙は甲に対し農作業の委託に関する対価の増減を請求しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。  
ア 経済的条件の変動が生じ、本計画に定める農作業の委託に関する対価が著しく不相当と認められるとき。  
イ 災害その他の事由により、本計画により委託される農作業の一部又は全部を遂行することが著しく困難となつたとき。

- (8) 損害の賠償  
甲、乙及び丙のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は丙が負う。また、乙は、丙が受託した農作業に起因して、甲が被ったいかなる損害も責任を負わないものとする。
- (9) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施  
当該土地のうち、乙に対し15年以上の期間で農作業が委託されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (10) その他  
本計画に定めのない事項（品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、乙を介さず甲と丙で適宜取り決めるこ<sup>ト</sup>し、本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。

整理番号	所在：(市町村) 大字 字	地目 地番 登記簿 現況	面積 (m <sup>2</sup> )	所有権 の登記 の有無	内容 (利用目的)	所有権 移転の 時 期	(乙)に移転する所有権 (B)			(丙)に移転する所有権 (C)			備考
							対価の 支 方	対価の 払 期	引渡し 時 期	住所	氏名又は 名称	権原の 種類	
							口座振込			該当なし			
合計	筆												

注) (甲) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別表とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとする。
- (4) (A) 欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には(表)と、所有権の登記がある場合には(所)と、未登記の場合には(未)と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容(利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば、水田として利用、樹園地として利用、普通畑として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「対価」は当該土地の移転の対価(立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。)の額を記載する。
- (7) (B) 欄の「対価の支払方法」は、対価の支払期限と、支払方法(現金払、口座振込等)を記載する。
- (8) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない(抵当権者の記入は不要)。
- (9) 「備考」欄は、次の事項を記載する。
  - ① 登記簿に、所有権以外の権利に関する事項(抵当権等)の登記等があるときはその旨
  - ② 対価を分割払いの方法により支払う場合にあっては、支払期日ごとの支払金額
- (10) 同意については、(甲)、(乙)及び(C)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

## 促進計画様式5号の5-1（共通事項）

### 2 共通事項（売買・買入）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

#### (1) 所有権の移転

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告により、その所有権移転する。

#### (2) 所有権以外の権利の消滅

当該土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、甲は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されている場合は、所有権移転の時期までにその登記を抹消しなければならない。

#### (3) 対価の増減額請求

甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、意義を述べが、また、対価の増減を請求しない。

#### (4) 障害の除去等

ア 甲は、当該土地の引渡しの時期までに、土石の除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用に支障を来す障害を当該土地から除去しなければならない。

イ 当該土地の引渡し後においてアの障害（以下、単に「障害」という。）が判明したときは、乙は相当な期間を定めて甲に対しその障害の除去（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

ウ 甲の行う履行の追完の方法は、甲及び乙が協議して定める。

エ 甲が乙の定めた相当の期間内に履行の追完を行わないとときは、乙はその障害の程度に応じた対価の減額請求、本計画により成立した法律関係の解除及び乙に生じた一切の損害の賠償を請求することができます。その場合の損害賠償金の額は、対価の10パーセントに相当する額とする。

オ 乙は、傷害を知った日から1年以内に甲に障害があることを通知しないときは、障害があることを理由として履行の追完の請求、対価の減額の請求、法律関係の解除及び損害賠償金の請求をすることができない。ただし、甲が引渡し以前に障害があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

#### (5) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、隣地との境界を明らかにする。

#### (6) 禁止行為

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 当該土地に地上権、抵当権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。

イ 当該土地に構築物を設置すること。

ウ 当該土地の形質を変更すること（「(4) 障害の除去等」のアの除去義務の履行にともなう行為を除く。）。

#### (7) 租税公課等の負担

当該土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権移転の時期の属する年度については、甲が負担する。

#### (8) 所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記は、乙の申請により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

#### (9) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して定める。

- (10) 債務不履行による法律関係の解除  
ア 甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。  
イ 甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができます。  
ウ イの損害賠償金は、対価の 10 パーセントに相当する額とする。
- (11) 土地の滅失等  
本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災地変その他、甲又は乙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。
- (12) その他  
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び当該土地所在の市町村が協議する。

## 1 各筆明細

整理番号	所有権の移転をする土地（A）	(乙)に移転する所有権（B）			(C)に移転する所有権（B）			所有権の移転をする土地の（甲）以外の権原者（C）	参考					
		所在：（市町村）	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	所有権の登記の有無	内容 (利用目的)	所有権の移転の時期	対価	対価の支払方法	対価の支払期限	引渡しの時期	住所	氏名又は名称	権原の種類
	農地中間管理機構（甲） 農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者 (乙)	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田幹也												
合計														

注) (乙) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別表とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとする。
- (4) (A) 欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には(表)と、所有権の登記がある場合には(所)と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容(利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば、水田として利用、樹園地として利用、普通畑として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「対価」は当該土地の移転の対価(立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。)の額を記載する。
- (7) (B) 欄の「対価の支払方法」は、対価の支払期限と、支払方法(現金払、口座振込等)を記載する。
- (8) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない(抵当権者の記入は不要)。
- (9) 「備考」欄は、次の事項を記載する。
  - ① 登記簿に、所有権以外の権利に関する事項(抵当権等)の登記等があるときはその旨
  - ② 対価を分割払いの方法により支払う場合にあっては、支払期日ごとの支払金額
- (10) 同意については、(甲)、(乙)及び(C)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

- 2 共通事項（売買・壳渡）  
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。
- (1) 所有権の移転  
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告があり、1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権移転の時期に移転する。
- (2) 本計画に定めた法律関係の失効  
1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされたときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 所有権以外の権利の消滅  
当該土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、甲は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されている場合は、所有権移転の時期までにその登記を抹消しなければならない。
- (4) 対価の増減額請求  
甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。
- (5) 境界の明示  
甲は、当該土地の引渡しの時期までに、隣地との境界を明らかにする。
- (6) 形質等の変更の禁止  
甲は、所有権の移転後引き渡しまでの間は、当該土地の形質等の変更をしてはならない。
- (7) 租税公課等の負担  
当該土地に係る固定資産税は、その所有権移転の時期の属する年度については、甲が負担する。土地改良賦課金等は原則として、乙が負担する。
- (8) 所有権の移転の登記  
本計画による所有権の移転の登記は、甲の申請により行うものとし、乙及び当該土地所在の市町村はこれに協力する。
- (9) 経費の負担  
所有権の移転の登記に要する経費は、乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して定める。
- (10) 債務不履行による法律関係の解除  
ア 甲又は乙は、その相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。  
イ 甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができる。  
ウ イの損害賠償金は、対価の10パーセントに相当する額とする。
- (11) 土地の滅失等  
ア 本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、当該土地の全部が天災地変その他、甲及び乙の責に帰すべからざる理由により滅失その他 の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。  
イ 本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、当該土地の一部が天災地変その他、甲及び乙の責に帰すべからざる理由により滅失その他 の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、甲及び乙は本計画による1の各筆明細に記載された対価の変更その他必要な事項について協議する。
- (12) その他  
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び当該土地所在の市町村が協議する。

農用地利用集積等促進計画  
第1－3 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係（一時貸付）

整理番号  
各筆明細

区分	氏名又は名称	同意印	住 所	権利の設定をする土地の（甲）以外の権原者 (C)				備考
				農地中間管理機構（権利の設定をする 者）(甲)	公益社団法人岩手県農業公社 理 事 長 上 田 幹 也	盛岡市神明町7番5号		
権利の設定を受ける者（乙）								
権利の設定をする土地（A）								
所在：(市町村)	現況地目	面積 (m <sup>2</sup> )	権利の 種類	内容 (利用目的)	期間 (○年)	借賃 (円)	借賃の支払方法	住所
大字	字	地番			始期	終期		氏名又は 名称
								権原の 種類
								同意印
合計	筆							

注) (乙) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

(記載注意)

- (1) この各箇明細は、権利の設定を受ける者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿又は農地台帳によるものとし、土地登記簿等の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。
- なお、1筆の一部について権利の種類には、○○○m<sup>2</sup>と記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用賃借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (9) 同意については、(甲)、(乙) 及び (C) 欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

## 2 共通事項（一時貸付）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定されるとこころに定めることとする。

## (1) 貸借権による権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の貸借権による権利は、本計画の公告により設定される。

## (2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議のうえ、相当と認められる期日までの支払を猶予する。

## (3) 違約金

乙は、1の各筆明細に定めた借賃の支払を遅延した場合、遅延した額について連延した期間に応じ年2.6%の割合で計算した違約金を、甲に支払わなければならぬ。

## (4) 借賃の改定

本計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲及び乙が協議して定める。

## (5) 借賃の減額

ア 当該土地が農地である場合、乙は甲に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法609条の規定に基づき借賃の減額を請求することができる。なお、減額する額は、当該土地所在の市町村、甲及び乙が協議して定める。

イ 借賃の改定が行われた場合の当該年の借賃の支払いは、原則として当該年の7月末までに改定されたものを対象とする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙の責めに帰することができない事由によるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となつたときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

エ 甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

## (6) 解約に当たっての相手方の同意

## (7) 転貸又は譲渡

乙は、あらかじめ当該土地所在の市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ当該土地を転貸、又は利用権を譲渡してはならない。

## (8) 貸借権による権利の解除

当該土地が次のいづれかに該当するときは、貸借権による権利を解除することが出来る。

ア 乙が当該土地を適正に利用していないと認められるとき。  
イ 正当な理由がなく借質を支払わないとき及びその他信義誠実の原則に反した行為をしたとき。  
ウ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(9) 修繕及び改良

ア 当該土地の修繕は、乙が行う。

イ 当該土地の改良は、甲の同意を得て乙ができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。  
ウ 修繕費及び改良費の負担及び償還は、乙の負担とする。

(10) 附属物の設置

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）を設置する場合には、甲の同意を得るものとする。  
イ 乙が附属物を設置した場合において、賃貸借が終了したときは、乙は当該附属物を返去する義務を負い、甲は取去の義務を負わない。  
ウ イの規定にかかわらず、乙が甲から当該土地を買い受けたときは、乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用について、乙は甲に対して償還の請求をすることができない。

(11) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の組合員については、原則として乙が資格者となるとともに、かんがい排水、土地改良等に必要な経常費についても、乙が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(12) 賃貸借の終了

当該土地が、天災地変その他、甲及び乙の責に帰すべからざる理由により全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借は終了する。

(13) 当該土地の返還

ア 賃貸借の期間が満了するときは、転借人は、その満了の日までに、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、乙が甲から当該土地を買い受けたとき、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更により全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借は終了する。

イ 乙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額。）を請求することができる。ただし、乙が当該土地を買い受ける場合を除く。  
ウ イにより乙から請求があつた場合には、甲、乙の間でその額について協議が整わないときは、甲、乙双方の申し出に基づいて当該土地所在の市

町村が認定した額を、甲の支払うべき額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(14) 権利取得者の責務

乙は、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び当該土地所在の市町村が協議する。

## 促進計画様式6号

### 権利の設定等を受ける者の決定理由

#### 1 対象農用地

- (1) 所有者：○○○○
- (2) 地番等：○○○○○○○○○○○○○○○○ 外○筆

#### 2 権利の設定等を受ける者

○○○○

#### 3 決定理由（該当理由に✓を付ける）

- 地域計画に農業を担う者として位置付けられている者
- 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となり、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付け （売渡し） を行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき
- 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付ける （売り渡す） ことが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付ける （売り渡す） とき
- 農業を担う者に貸し付ける （売り渡す） までの間に農業委員会等の関係機関が認めたその他の者に貸し付ける （売り渡す） 場合（地域計画の達成に支障を生じない場合に限る。）

※ 下線部は、売渡しの場合

促進計画様式 7 号

岩農公発第 号  
年 月 日

岩手県知事 ○○○○ 様

盛岡市神明町 7 番 5 号  
公益社団法人岩手県農業公社  
理 事 長 ○ ○ ○ ○

農用地利用集積等促進計画認可申請書

農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成したので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により認可申請します。

この促進計画に関する同法第 18 条第 3 項の規定による農業委員会等からの意見聴取について、下記のとおり報告します。

記

1 農業委員会

- 要  意見あり（別紙「意見書」のとおり）  
 意見なし  
 不要（同法第 18 条第 11 項の規定（農業委員会からの要請）に該当）

2 市町村

- 要  意見あり（別紙「意見書」のとおり）  
 意見なし  
 不要  地域計画の区域外  
 同法第 19 条第 2 項の規定（促進計画案の提出）に該当

3 利害関係人

- 要  意見あり（内容は別添のとおり）※当公社ホームページで意見聴取  
 意見なし  
 不要（地域計画の区域内）

農用地利用集積等促進計画書

令和〇年度第〇〇〇号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。

令和　　年　　月　　日

公益社団法人岩手県農業公社

理 事 長　　上 田 幹 也

促進計画様式 9 号

岩農公発第 号  
年 月 日

○○市町村長 様

公益社団法人岩手県農業公社  
理 事 長 ○ ○ ○ ○

### 農用地利用集積等促進計画作成通知書

当公社の業務運営につきましては、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

貴市町村所在の農用地について、岩手県知事（岩手県知事から権限移譲を受けた市町村長）から認可を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、別添のとおり農用地利用集積等促進計画を定めましたので通知します。

※ 下線部は、岩手県知事から権限移譲を受けた市町村長が認可する場合

促進計画様式9号の2

岩農公発第 号  
年 月 日

○○○○ 様

公益社団法人岩手県農業公社  
理 事 長 ○ ○ ○ ○

農用地利用集積等促進計画作成通知書

当公社の業務運営につきましては、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

貴台が貸借(売買)<sup>①</sup>する農用地について、岩手県知事(岩手県知事から権限移譲を受けた市町村長)<sup>②</sup>から認可を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、別添のとおり農用地利用集積等促進計画を定めましたので通知します。

なお、この農用地利用集積等促進計画書は、契約書に相当するものですので、権利の設定期間内(関係手続き完了までの間)<sup>①</sup>は、大切に保管していただきますようお願いします。

※ 下線部<sup>①</sup>は、売買の場合

※ 下線部<sup>②</sup>は、岩手県知事から権限移譲を受けた市町村長が認可する場合

書請を要成り計画作進促す集地利用農用等積付等の買入れ及び渡済先申出せんあつしあし

樣長理事社業公人岩法團公益

○○市町村長 ○○農業委員会長 ○○○○○○○○○○

次の農用地等を農地中間管理機構の特例事業（農地売買等事業）により、貴公社が買い入れ、売り渡すようあせん（申出）します。また、この売買について、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請します。なお、土地の表示の「農振農用地」欄に○印を付した農用地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用区域内の農用地であることを証明します。

買入れあつせん（申出）農用地等										売渡予定者				
所有者	住所		氏名		住所		氏名		農用地経営面積		自作地		年齢	
氏名	住所	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	田	畠	a	a	才
所在地番（登記簿照会） 市町村：○○○	登記簿 現況	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	農用地	面積 (m <sup>2</sup> )	農用地	面積 (m <sup>2</sup> )	農業家畜	主な利用農機具	飼養家畜	農業従事者	人(人)	人(人)	計
所有権以外 に設定され ている権利 の種類	10a当たり (円)	譲渡価格 (円)	議渡理由 (✓を付すこと)	経営内容等	採草放牧地 計	a	a	a	a	a	農業従事者 (15歳以上65歳未満)			
<input type="checkbox"/> 農業廃止のため <input type="checkbox"/> 兼業による経営縮小 <input type="checkbox"/> 労力不足のため <input type="checkbox"/> 耕作不便、低生産地のため <input type="checkbox"/> 資金が必要なため <input type="checkbox"/> 営農資金 <input type="checkbox"/> 農地購入資金 <input type="checkbox"/> 相続資金 <input type="checkbox"/> 農業外の事業資金 <input type="checkbox"/> 住宅資金 <input type="checkbox"/> 負債整理資金 <input type="checkbox"/> 災害に基づく資金 <input type="checkbox"/> 療養その他生活資金 <input type="checkbox"/> 開発計画に協力するため <input type="checkbox"/> 相手方の要望に応えるため <input type="checkbox"/> 上記以外の理由の場合 <input type="checkbox"/> その理由を記入のこと										買入理由(規模拡大の理由を具体的に記入のこと)				
その他参考事項 (○印を付すこと)														
1 この農用地等について係争中の事件は、ない・ある 2 この農用地等の売渡しの見通しは、ある・ない 3 この農用地等の売買契約は、急ぐ・がない 4 その他														
合計 0.00														

## 農用地等の買入れ及び一時貸付あつせん（申出）及び農用地利用集積等促進計画作成要請書

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 様

令和 年 月 日

〇〇市町村長 ○ ○ ○ ○ ○  
〇〇〇農業委員会長 ○ ○ ○ ○ ○

次の農用地等を農地中間管理機構の特例事業（農地売買等事業）により、貴公社が買い入れ、一時貸付されるようあつせん（申出）します。  
 また、この売買及び一時貸付について、農用地利用集積等促進計画を定めよう要請します。  
 なお、土地の表示の「農振農用地」欄に○印を付した農用地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農地区域内の農用地であることを証明します。

買入れあつせん（申出）農用地等										一時貸付相手（売渡予定者）			
所有者	住所	氏名		住所		氏名		年齢		才			
所在地番（登記簿照会） 市町村：〇〇〇	地 目 登記簿 現況	所有権以外 に設定され ている権利 の種類		譲渡価格 10a当たり (円)		年間賃料 10a当たり (円)		金額 (円)		讓渡理由 (✓を付すこと)			
		農用地 (m <sup>2</sup> )	面 積 (m <sup>2</sup> )	農 振 農用地	農用地	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	農業廃止のため	農業による経営縮小		
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
										農業従事者 (15歳以上65歳未満)			
										農業専業者 人（人）	農業補助者 人（人）		
										一時貸付希望理由			
										□住宅資金	□農業外の事業資金		
										□負債整理資金	□災害に基づく資金		
										□療養その他生活資金	□開発計画に協力するため		
										□相手方の要望に応えるため	□この農用地等の売渡しの見通しは、ある・ない		
										上記以外の理由の場合は その理由を記入のこと	3 この農用地等の売買契約は、急ぐ・急がない 4 その他		
合 計				0.00		0		0		0			

貸付様式 5 号

農地等の利用状況報告書

年　月　日

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

住所  
氏名

印

農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づき報告を求められた農地等の利用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告により賃借権の設定等を受けた者の氏名等

氏　名	住　所

2 報告に係る土地の作付面積等

地　目	賃借権設定等 面積(m <sup>2</sup> )	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	永年性作物の場 合の生産数量	備　考

3 当該農用地等の周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼしている影響

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

5 法人の場合は業務執行役員の状況

氏　名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業 の年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 報告する者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 農地中間管理機構に報告する場合は、市町村を経由して報告してください。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款の写しを添付してください。
- 4 記の2の「報告に係る土地の作付面積等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 5 記の3の「当該農用地等の周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 6 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取組状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 7 記の5の「業務執行役員の状況」については、個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

年　月　日

(○○市町村 経由)  
公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

住 所  
氏 名 (印)

### 賃借料改定協議申出書

年 月 日付公告で 

○○市町村が定めた農用地利用集積計画  
岩手県知事が認可した農用地利用配分計画  
岩手県知事が認可した農用地利用集積等促進計画

 } により、

権利が設定された農用地の賃借料について、共通事項（ ）の規定に基づき、賃借料改定の協議をお願いします。

#### ※ 留意事項

該当しない計画を削除のうえ提出すること。

年　月　日

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

○○市町村長

### 賃借料改定協議について

年　月　日付公告で  
○○市町村が定めた農用地利用集積計画  
岩手県知事が認可した農用地利用配分計画  
岩手県知事が認可した農用地利用集積等促進計画

により、

権利が設定された農用地の賃借料について、農業者から別添のとおり賃借料改定協議申出書の提出がありましたので、協議されるよう申し出ます。

#### ※ 留意事項

該当しない計画を削除のうえ提出すること。

捨印

## 農用地の賃料改定合意書兼通知書

○○市町村が定めた農用地利用集積計画  
公益社団法人岩手県農業公社が定めた農用地利用集積等促進計画

 } により権利が設定された  
下記農用地の賃料について、共通事項（ ）の規定に基づき、改定に合意があったことから通知します。

年 月 日

賃貸人 (住所)  
(氏名)

印

賃借人 盛岡市神明町7番5号  
公益社団法人岩手県農業公社  
理 事 長 ○ ○ ○ ○

○○市町村農業委員会会長 様

記

## 1 権利を設定している土地の所在等

2 支払額

(単位：円)

支払額 (単位:円)				
	賃料①	手数料②	うち消費税	支払額①-②
改定前				
改定後				

### 3 権利の設定期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

#### 4 改定賃料適用開始年度

年度

1

賃料改定合意日

年 月 日

### 6 その他参考となるべき事項

年 月 日付け〇〇市町村又は岩手県公告

捨印

## 農用地の賃料改定合意書兼通知書

○○市町村が定めた農用地利用集積計画  
公益社団法人岩手県農業公社が定めた農用地利用配分計画  
公益社団法人岩手県農業公社が定めた農用地利用集積等促進計画

年 月 日

賃貸人 盛岡市神明町7番5号  
公益社団法人岩手県農業公社  
理事長 ○ ○ ○ ○

賃借人 (住所)  
(氏名)

四

○○市町村農業委員会会長 様

記

## 1 権利を設定している土地の所在等

## 2 支払額

(单位: 亩)

支払額		(単位:円)		
	賃料①	手数料②	うち消費税	支払額①+②
改定前				
改定後				

### 3 権利の設定期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

### 3 権利の改定期間 4 改定期料適用開始年度

年度

1

1  
5  
改定資料適用開  
賃料改定合意書

年 月 日

第 号  
年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

○○市町村農業委員会  
会長

農用地貸借契約の解約について

年 月 日付けで下記の農用地貸借契約の合意解約の申し出がありましたので、解約の協議をお願いします。

記

1 対象農用地

2 賃貸人氏名

3 転借人氏名

4 解約理由

## 農用地に設定した権利の合意解約書兼通知書

年      月      日

○○市町村農業委員会会長 様

通知者 賃貸人 (住所)  
(氏名)

賃借人 盛岡市神明町 7 番 5 号  
公益社団法人岩手県農業公社  
理 事 長 ○ ○ ○ ○

賃貸人及び賃借人は、下記の土地に設定している権利の解約の協議をした結果、  
月 日に合意が成立したので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

## 1 賃貸借の当事者の氏名（名称）及び住所

当事者の別	氏名（名称）	現住所
賃貸人	(氏名)	(住所)
賃借人	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○	盛岡市神明町 7 番 5 号

## 2 土地の所在、地番、地目及び面積

### 3 設定している権利の内容

年 月 日 付け〇〇市町村公告により定めた農用地利用集積計画のとおり  
年 月 日 付け岩手県公告により定めた農用地利用集積等促進計画のとおり

#### 4 3の権利の解約の申入れをした日

年 月 日

### 5 3の権利の解約の合意が成立した日

年      月      日

### 6 3の権利の合意による解約をした日

年      月      日

## 7 土地の引渡しの時期

年      月      日

## 8 賃料の取扱

年度から賃料は発生しない

農地法第18条第1項ただし書きに該当する事由：同項第2号に該

## 農用地に設定した権利の合意解約書兼通知書

年 月 日

○○市町村農業委員会会長 様

通知者	賃貸人	盛岡市神明町7番5号
		公益社団法人岩手県農業公社
		理事長 ○ ○ ○ ○
賃借人	(住所)	
	(氏名)	

賃貸人及び賃借人は、下記の土地に設定している権利の解約の協議をした結果、  
月 日に合意が成立したので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

## 1 賃貸借の当事者の氏名（名称）及び住所

登録情報の当該者(右欄)及の住所		
当事者の別	氏名(名称)	現住所
賃貸人	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○	盛岡市神明町7番5号
賃借人	(氏名)	(住所)

## 2 土地の所在、地番、地目及び面積

### 3 設定している権利の内容

年 月 日 付け〇〇市町村公告により定めた農用地利用集積計画のとおり

年 月 日 付け岩手県公告により定めた農用地利用配分計画のとおり

年 月 日 付け岩手県公告により定めた農用地利用集積等促進計画のとおり

4 3の権利の解約の申入れをした日

年 月 日

### 5 3の権利の解約の合意が成立した日

年      月      日

### 6 3の権利の合意による解約をした日

年 月 日

## 7 土地の引渡しの時期

年      月      日

## 8 賃料の取扱

年度から賃料は発生しない

農地法第18条第1項ただし書きに該当する事由：同項第2号に該

令和 年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社理事長様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

**農地中間管理事業契約者情報変更申出書【出し手（地権者）用】**

貴公社と（現在の契約者名）\_\_\_\_\_との平成（令和）\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付  
け\_\_\_\_\_公告による農用地利用集積計画・農用地利用集積等促進計画について、下記の  
とおり契約者情報の変更がありましたので、手続き方お願いします。  
なお、当該農用地に係る契約条件については変更ありません。

記

**1 (変更後の) 契約者の氏名**

\_\_\_\_\_ (現在の契約者との続柄： )

**【変更事由（該当事由に○）】**

契約者死亡・相続等・その他 ( )

**2 (変更後の) 契約者の住所**

\_\_\_\_\_ (現在の契約者の旧住所： )

**3 (変更後の) 振込先**

(1) (変更後の) 氏名 \_\_\_\_\_

(2) (変更後の) 契約者との続柄 \_\_\_\_\_

(3) (変更後の) 口座情報

金融機関 \_\_\_\_\_ 農協・銀行・信金 \_\_\_\_\_ 支店・支所

口 座 普通・当座・貯蓄 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ ( )

口座名義人名 \_\_\_\_\_

(4) 振込先変更事由（該当事由に○）

契約者死亡・相続等・その他 ( )

**【添付資料】※コピーで結構です。**

**1 契約者の氏名変更の場合**

(1) 農用地の所有権移転済（登記完了）の場合：登記簿謄本または農地台帳の写し

(2) 契約者死亡・相続登記未了の場合：

- ・契約者がお亡くなりになったことがわかる書類（戸籍謄本など）
- ・現契約者と新契約者の続柄がわかる書類（戸籍謄本など）

(3) 結婚等による姓名変更：戸籍謄本など

**2 振込先変更の場合**

振込先口座の通帳の写し（フリガナ・記号番号が分かる面）

**3 その他 必要な書類など**

## 記入例

記入日

令和 年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社理事長様

申出者の住所・氏名・電話  
番号の記入と押印をお願  
いします。

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

現在(変更前)の契約者の  
氏名を記入してください。

契約者情報変更申出書【出し手(地権者)用】

\_\_\_\_\_との平成(令和) 年 月 日付

け\_\_\_\_\_公告による農用地利用集積計画・農用地利用集積等促進計画にて、下記の  
とおり契約者情報の変更があり  
不明の場合には、別途確認のうえで公社が記入します。  
なお、当該農用地に係る契約条件については変更ありません。

記

1 (変更後の) 契約者の氏名

(現在の契約者との続柄 :

変更後の方の氏名等の記  
入をお願いします。

【変更事由(該当事由に○)】

契約者死亡・相続等・その他 ( )

2 (変更後の) 契約者の住所

(現在の契約者の旧住所 :

)

3 (変更後の) 振込先

(1) (変更後の) 氏名 \_\_\_\_\_

(2) (変更後の) 契約者との続柄 \_\_\_\_\_

(3) (変更後の) 口座情報

金融機関 \_\_\_\_\_ 農協・銀行・信金 \_\_\_\_\_ 支店・支所

口 座 普通・当座・貯蓄 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ ( )

口座名義人名 \_\_\_\_\_

(4) 振込先変更事由(該当事由に○)

契約者死亡・相続等・その他 ( )

【添付資料】※コピーで結構です。

1 契約者の氏名変更の場合

(1) 農用地の所有権移転済(登記完了)の場合:登記簿謄本または農地台帳の写し

(2) 契約者死亡・相続登記未了の場合:

- ・契約者がお亡くなりになったことがわかる書類(戸籍謄本など)
- ・現契約者と新契約者の続柄がわかる書類(戸籍謄本など)

(3) 結婚等による姓名変更:戸籍謄本など

2 振込先変更の場合

振込先口座の通帳の写し(フリガナ・記号番号が分かる面)

3 その他 必要な書類など

変更の事情に応じて、  
1の(1)~(3)、2の根拠資  
料をそれぞれ付してください。



# IV 例規等



# 農地中間管理事業の実施に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う農地中間管理事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 公社は、事業の実施に当たっては、法第3条の規定により岩手県が策定する農地中間管理事業の推進に関する基本方針に基づき行うものとする。

## (事業実施区域及び推進体制等)

第3条 事業の実施区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域に定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）以外の区域とする。

2 事業の重点実施区域は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の区域内とする。

3 公社は、地域計画の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進するものとする。

4 公社は、法第19条の規定による市町村等の協力及び法第18条第11項の規定による農業委員会からの要請を活用しつつ、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

## (農地中間管理権を取得する農用地等)

第4条 公社は、地域計画の区域内の農用地等について、目標地図の実現に向けて、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。

2 公社は、地域計画の区域外の農用地等について、事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められた場合には、農地中間管理権を取得することを検討する。

3 公社が農地中間管理権を取得する農用地等については、次のいずれにも該当しない農用地等とする。

- (1) 農業委員会が再生不能と判定した遊休農地その他農用地等として利用することが著しく困難な農用地等
- (2) 土地の境界や権利関係が未確定であるなど利用上の支障がある農用地等

(3) その他借受希望者が見込めない農用地等

(機運の醸成)

第5条 公社は、市町村等と連携しながら次に掲げる状況等の把握を行い、事業活用による農地の集積・集約化の促進に向けた機運の醸成に努めるものとする。

- (1) 地域計画の作成・見直しの状況
- (2) 各地域の担い手の状況
- (3) 各地域の遊休農地の現状及び今後の見通し等

(借受希望者の募集等)

第6条 公社は、地域計画の達成に資するよう、市町村等の関係機関と連携して、農用地の借受希望者を募集等する。

(農地中間管理権の取得方法)

第7条 公社は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して、農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを行い、権利設定にあたっての具体的な内容を計画的に協議するものとする。

- 2 地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案が提出された場合を基本として、農用地等の所有者等との協議を行うものとする。
- 3 農用地等の貸借等に係る滞留期間を極力短くするため、一括方式（農地中間管理権の設定等及び貸借権の設定等を同一の促進計画で行うことをいう。）によるほか、一括方式によらない場合であっても、借受希望者に可能な限り短期間で貸し付けることができる適切なタイミングで借り受けるものとする。
- 4 農地中間管理権の存続期間又は残存期間については、地域計画の達成及び貸付先の安定経営に資するよう、原則として10年以上となるようにするものとする。
- 5 農地法第32条及び第33条の利用意向調査によって公社への貸付けの意向が示され、又は同法第36条の公社と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられれば貸付が行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地解消に向けた国の予算事業の活用を検討するものとする。
- 6 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

第8条 [削除]

(農用地等の貸付を行う方法)

第8条の2 公社は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農

用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町村が地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して定めることが原則となるが、次の各号のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が地域計画の達成に資することを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- (1) 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が見込まれるとき。
  - (2) 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき。
  - (3) 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合であって、目標地図の達成に支障を生じないとき。
- 2 公社は、地域計画の区域外の農用地等において、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とし、農業委員会又は市町村等からの提出があった促進計画の案について、次の各号の観点について確認した上で、貸付先の決定を行う。
- (1) 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯囲解消に資するものであること。
  - (2) 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
  - (3) 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していくものであること。
  - (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。
- 3 公社は、ホームページに当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び意見提出の方法を明示した上で、意見聴取を行うものとする。
- 4 貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう長期とすることを基本とするが、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとする。
- 5 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面の交付により説明を行うものとする。

#### （農業経営の受委託を行う方法）

- 第8条の3 公社は、農業経営の委託が、必ずしも一般的に行われているものではないことを踏まえ、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。
- 2 農業経営の受託者（公社から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（公社に農業経営等の委託を行う者をいう。以下同じ。）

と農業経営の委託の協議を行うものとする。その他の基準については第4条の規定を準用する。

3 農業経営の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画における権利設定の始期・終期・存続期間・損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式（委託者から公社への委託及び公社から受託者への委託を一の促進計画で行うことをいう。以下同じ。）により取り扱うことを原則とする。

4 農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、委託者及び受託者が協議の上、公社が決定することを原則とする。その他の方法については、第7条の規定を準用するものとする。

5 農業経営の委託については、第8条の2及び前項の規定を準用するものとする。

#### （農作業の受委託を行う方法）

第8条の4 公社は、地域計画の区域内の農用地等については、目標地図の実現に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれることを対象とすることが適当であることから、公社が受託する農作業の種類については、「特定農作業受託」又は「基幹三作業以上の受託」とする。

2 農作業の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画における農作業内容、農作業の委託に係る始期・終期、契約期間、対価、賃料、支払方法等）を行い、調整が調ったものを委託の一括方式により取り扱うことを原則とする。また、次の各号に基づくこととする。

- (1) 対価の支払方法については、委託者及び受託者が協議の上、公社を経由しないで行うことを原則とする。
  - (2) 促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により委託者に直接報告するとともに、公社に対してもその写しを提供する。
  - (3) 促進計画の定めにない事項（品種、農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、委託者と受託者の間で適宜取り決めることとし、公社に対してもその内容を書面等により提供する。
  - (4) 農作業の受託に係る契約期間については、委託者及び受託者が協議の上、公社が決定することを原則とする。その他の方法については、第7条の規定を準用するものとする。
- 3 農作業の委託については、第8条の2及び前項の規定を準用するものとする。

#### 第9条 [削除]

#### （農地中間管理権を有する農用地等で行う研修事業）

第9条の2 公社は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者等に

に対する農業の技術又は経営方法等を実地に習得させるための研修事業を行うことができる。

(共有者不明及び所有者不明農用地等の対応)

第 9 条の 3 公社は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意（法第 22 条の 4 に規定する同意をいう。）の通知があったときは、当該農用地等促進計画について岩手県知事に認可申請を行うことができる。

2 公社は、所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法第 41 条に基づく通知があった場合、第 4 条の基準を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要と判断した場合には、岩手県知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請することができる。

(賃料の水準等)

第 10 条 事業による農用地等の賃料は、近傍類似の農用地等の賃料を基本とし、公社が相手方と協議の上決定する。

2 公社が農業経営を受託するとき及び公社が農業経営の委託をするときの農業経営に係る損益については、委託者に帰属する。基本的な農業経営に係る損益の計算式及び決済の方法については、「農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」から「農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）」を差引き、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うことを原則とする。具体的な損益の算定については、委託者及び受託者と協議の上、公社が決定することを原則とする。

3 公社が農作業を受託するとき及び公社が農作業を委託するときの委託料については、委託者及び受託者が協議の上、公社が決定することを原則とする。

(手数料)

第 11 条 事業による公社の手数料は、次に掲げるもののほか、必要な事項は、農地中間管理事業手数料徴収要領等に定める。

2 公社の借入れ及び貸付けに係る手数料は、年額とし、賃料年額のそれぞれ 1 %相当の額（消費税及び地方消費税含む。）とする。

3 使用貸借、農業経営の受委託、農作業の受委託に係る手数料は徴収しない。

4 手数料は、円滑な事業推進に資する目的で徴収し、事業の運営・推進に要する経費に充当する。

5 理事長は、災害その他特別の理由があるときは、手数料の一部又は全部を免除することができる。

(契約の解除等)

第 12 条 公社は、農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当する場合、岩手県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約を解除することができる。

(1) 農地中間管理権を取得後、2 年を経過してもなお貸付けの見通しがたたないとき

- (2) 農業経営等の委託を受けてから6ヶ月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき
- (3) 災害その他の事由により、農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき

(利用条件改善の基準)

第13条 公社は、農地中間管理権の設定期間が10年以上の農用地等について、当該農用地等の所有者及び貸付を予定している者又は貸付者から法第2条第3項第5号に掲げる業務の実施に係る要望があった場合、当該業務を実施することができる。

(農用地等の利用状況の報告)

第14条 公社は、必要に応じて、貸付者から農用地等の利用状況の報告を求めるものとする。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第15条 公社は、相談又は苦情に応ずる窓口を農地中間管理部に置く。

(関係機関等との連携)

第16条 公社は、事業の実施に当たり、県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市町村公社等の関係機関・団体と十分に連携しながら行うものとする。

(業務委託)

第17条 公社は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、賃料の收受・支払、未収賃料の回収、管理耕作、利用条件改善の業務及びデータ管理等の業務について、業務委託を行うことができる。

- 2 公社は、市町村以外に業務の一部を委託した場合は、その相手方及び委託の内容を市町村に通知するものとする。
- 3 公社は、透明性を担保する観点から、委託する業務内容を明確にするとともに、委託コストの削減に努めるものとする。

(事業評価委員会)

第18条 公社に、農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、事業の実施状況を評価するとともに、公社の理事長に必要な意見を述べることができる。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第18条の2 公社は、事業の実施に当たって、個人情報の漏えいや賃借料の誤収受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施等を適切に行うとともに、速やかに岩手県知事に報告し、必要に応じて助言を仰ぐこととする。

(補則)

第 19 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 25 日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日認可）

1 この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。ただし、改正前の規程に基づき令和 4 年度までに実施した事業の取り扱いについては、なお従前の例による。

（経過措置）

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条及び第 10 条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画によって、公社が農地中間管理権の設定等を受け、又は貸借権の設定等を行う場合の取り扱いについては、第 8 条の 2 から第 8 条の 4 に準じて行うものとする。

# 農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程

## 第1章 総則

### (事業実施の基本方針)

第1条 公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条に基づき岩手県において作成される農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農業経営基盤の強化を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農地売買等事業（法第7条第1号に規定する事業をいう。以下同じ。）（以下「特例事業」という。）を行うものとする。

- 2 公社が特例事業を行うに当たっては、ほ場の分散保有を解消しつつ農業経営の規模を拡大し、農作業の効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう実施するものとする。
- 3 市町村が定める地域計画（法第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）等を明確化し公表したもの。以下「地域計画」という。）の区域内において特例事業を実施する場合は、当該計画の達成に資することとなるように実施するものとする。
- 4 3で定めるほか、特例事業の対象者は、法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）を優先するものとし、認定農業者の農業経営改善計画の達成に寄与するよう実施するものとする。

### (事業実施区域)

第2条 公社が行う特例事業の実施区域は、岩手県における市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、当該区域以外の区域に存する農用地（法第4条第1項第1号に定める土地をいう。以下同じ。）と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く区域とする。

### (事業対象農用地等)

第3条 公社が行う特例事業の対象は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- (1) 農用地
- (2) 木竹の育成に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧のために供される土地
- (3) 次に掲げる農業用施設の用に供される土地
  - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
  - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他

- これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設  
ウ 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設  
エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- (4) 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地
- 2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供されることが適当な土地について実施する特例事業（研修等事業を除く。）は、農用地につき実施するこれらの事業と併せ行う場合に限るものとする。

（事業実施に当たっての調整等）

第4条 公社が特例事業を行うに当たっては、国、県、市町村、農業委員会、県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農業改良普及センター、県農業経営・就農支援センター（法第11条の11に規定するセンターをいう。）、県農業大学校、株式会社日本政策金融公庫等の関係機関、団体と十分連絡・調整を図るものとする。

- また、公社の行う農地中間管理事業との連携・調整を図るものとする。
- 2 公社が特例事業を行うに当たっては、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（法第4条第3項に規定する事業をいう。）その他の農地集積・集約化のための施策と連携して行うものとする。
- 3 公社は、特例事業の円滑な実施を図るため、公社が行う当該事業に係る事務の一部を市町村等に委託することができる。

（事業実施計画）

第5条 公社は、毎年度、その行う事業の種類毎に事業の実施計画を定めるものとする。

第2章 農地売買等事業

（事業内容）

第6条 公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等その他農地保有の合理化を促進する等効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農用地等を買い入れ（法第4条第1項第2号から第4号の土地にあっては、農用地と一体として買い入れる場合に限る。）、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

（事業実施の原則）

第7条 公社が、特例事業として行う農用地等の買入れ、交換、売渡し及び貸付けは、原則として、地域計画の区域内において実施する場合は、当該計画の達成に資することとなるよう行うものとする。

また、地域計画の区域外の農用地等において、所有権を取得する際には、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第18条第11項の農業委員会の要請又は同法第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進

計画の案の提出があった場合を基本とする。

#### (農用地等の買入れ)

第 8 条 農用地等の買入れは、地域計画の区域内においては当該計画の達成又は農業経営基盤の強化に資すると見込まれるものに限り行うものとする。

- 2 公社は、農用地等を買い入れようとする場合には、これらの土地等について実地調査等を行い、買い入れることを相当と認めたときは、これらの土地等の所有権を有する者とこれらの土地等の買入れに関する契約の締結を行うものとする。
- 3 公社は、農用地について機構法第 18 条の農用地利用集積等促進計画を活用せずに買入れを行う場合には、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、当該農用地の存する区域を地区とする農業委員会に届け出るものとする。

#### (農用地等の売渡し)

第 9 条 農用地等の売渡しに当たっては、第 17 条の規定に基づいて売渡しの相手方を選定し、その者と当該農用地等の売渡しに関する契約の締結を行うものとする。

#### (買入価格等)

第 10 条 農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を総合的に勘案した上で、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

- 2 農用地等の買入価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。
- 3 農用地等の買入対価は、原則として買入れに係る農用地等の所有権移転登記完了後支払うものとする。

#### (売渡価格等)

第 11 条 農用地等の売渡価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち公社が負担した額を加えた額）を基準とし、当該農用地等につき前条の規定により算定される額を勘案したえうえで、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

- 2 農用地等の売渡対価は、原則として売渡しに係る農用地等の所有権移転登記完了の日までに徴収するものとするが、止むを得ない事情があると認められる場合には、その期日を延期することができるものとする。

#### (農用地等の交換)

第 12 条 農用地等の交換に当たっては、第 17 条の規定に基づき交換の相手方を選定し、交換の対象となるべき農用地等の実地調査等を行った上、これを相当と認めたときは、

交換に関する契約の締結を行うものとする。

(対価の支払の方法)

第 12 条の 2 農用地等の売買に係る対価の支払の方法は、第 10 条第 3 項及び前条第 2 項によるほか、公社が買入れ及び売渡する相手方と協議の上、決定するものとする。なお、その他の特例事業に係る支払いについてもこれを準用するものとする。

(農用地等の貸付け)

第 13 条 公社が第 8 条第 2 項により買い入れた農用地等は、次の場合には、第 17 条の規定に基づいて貸付けの相手を選定し、別に定める様式によりその者と当該農用地等の賃貸借に関する契約の締結を行うことができるものとする。

- (1) 担い手の農業経営の安定を確保する観点から、売渡しを予定している者に対し、売渡しまでの間貸し付ける場合
  - (2) 新規就農者等の育成及び農地保有の合理化を推進する観点から特に必要と認められる場合であって、新規就農希望者等へ貸し付ける場合
- 2 貸付けの期間は、農地保有の合理化を促進する上で必要な期間の定期賃貸借とするものとする。
- 3 農用地等の貸付けに係る賃貸借契約においては、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 618 条の規定による解約権の留保は付さないものとする。

(賃貸)

第 14 条 公社が農用地等を賃貸借により貸し付ける場合における賃貸は、次のとおりとするものとする。

- (1) 農地については、農地法第 52 条及び農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)第 103 条第 1 項の規定により農業委員会から提供を受けた借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額
- (2) 法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する土地については、開発後の土地の借賃又は賃貸の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定した額
- (3) その他の土地については、土地の種類毎に近傍の土地の借賃又は賃貸の額に比準して算定し、近傍の土地の借賃又は賃貸がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃又は賃貸の額を基礎とし、当該土地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額

(農用地等の一時的貸付け)

第 15 条 公社は、本事業の目的に従い農用地等を売り渡し、又は貸し付けるまでの間、当該農用地等を暫定的に使用することを相当と認める者に一時的に貸し付けることができるものとする。

- 2 前項の規定により農用地等を貸し付ける場合には、農用地及び法第 4 条第 1 項第 4 号の土地については、原則として使用貸借による権利の設定を行うものとし、法第 4 条第

1項第2号及び第3号の土地については賃貸借による権利の設定を行うものとする。

(農用地の買入れの基準)

第16条 農用地等の買入れのときの基準は次に掲げるものとする。

- (1) 農地保有の合理化を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するような農用地等であること。
- (2) 当該農用地等の価格が、第10条の規定に照らして適切であると判断されること。
- (3) 当該農用地等賃料が、農地法第52条及び農地法施行規則第103条第1項の規定により農業委員会から提供を受けた借賃等の情報や生産条件等からみて適切であると判断されること。
- (4) その他農業経営の基盤の強化に資すると見込まれるものに限ること。

(農用地等の売渡し等の相手方)

第17条 公社が、農地売買等事業の実施により農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地域計画の区域内において、公社が売り渡そうとする農用地等に農業を担う者が位置付けられている場合には、売渡しの相手方はその者に限るものとする。
- (2) 目標地図に位置付けられた農業を担う者以外の者が、農作物の作付期間等の都合で買入れを迅速に行う必要があり、地域計画の変更が間に合わない場合や、目標地図に位置付けられた者に売り渡すことが困難となったときに備えてあらかじめ地域計画により定めた代替者に売り渡す場合で、後日、地域計画の変更が行われると見込まれる場合にあっては、売渡しの相手方はその者に限るものとする。

2 前項以外の場合にあっては、認定農業者を優先するものとし、原則として、次のすべての要件を満たしている個人又は農地所有適格法人であることとする。

ただし、貸付けを行う場合には、本条中「農地所有適格法人」とあるのは、「農地所有適格法人及び農地法第3条第3項各号に掲げる要件を全て満たす法人（農地所有適格法人以外の法人に限る。）」と読み替えるものとする。

- (1) その農業経営における当該農用地等の権利の取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあっては、その経営面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が畜産経営に供される場合にあっては、飼養規模。以下同じ。）が、市町村毎に理事長が別に定める基準面積を超えるものであること。

ただし、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者にあっては、市町村及び農業委員会から当該者が権利を取得することが適切である旨の意見があった場合は、この限りでない。

- (2) その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適當な水準であるか、又は近く適當な水準になる見込みがあると認められること。
- (3) その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従つて利用することが確実であると認められること。
- (4) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の50第1項第1号に掲げる農

業の経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、他の農業者の中に当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であると見込まれること。

- 3 前項各号に掲げる全ての要件を備えている者が2人以上いる場合における優先順位は、市町村及び農業委員会の意見を聴いて、農業経営基盤強化促進基本構想（法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に掲げる農業経営の指標や農用地の効率的な利用や集団化など総合勘案して定めるものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、農業農村整備事業等の計画に基づき、農用地等の売渡し、交換又は貸付けを行おうとする場合には、理事長が別の定めをすることができるものとする。
- 5 前3項の規定にかかわらず、公社は次に掲げる適格団体（農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官通知。）別添1の(1)のアの(オ)の①に定める団体をいう。）に農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる。
  - (1) 国、地方公共団体
  - (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）
  - (3) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）
  - (4) 土地改良区〔略〕
- 6 公社が、前項の適格団体に対して農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる場合は、次の要件をすべて満たす場合とする。
  - (1) 当該農用地等の売渡し、又は貸付けが、農業農村整備事業等の計画に基づくものであること。
  - (2) 当該農用地等を直接農業者に売り渡し、交換し、又は貸し付けるよりも適格団体に売り渡し、交換し、又は貸し付ける方が、農地保有の合理化に著しく寄与すると認められること。
  - (3) 当該農用地等の用途が次に該当すること。
    - ア 前項の(1)に対する売渡し、交換又は貸付けの場合にあっては、当該農用地等を共同放牧場等農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。
    - イ 前項の(2)に対する売渡し、交換又は貸付けの場合にあっては、当該農用地等を稚蚕共同飼育の用に供する桑園、共同放牧場等の直接又は間接の構成員である農業者の行う農業経営に直接的に必要な施設の用に供すると認められること。
    - ウ 前項の(3)に対する売渡し、交換又は貸付けの場合にあっては、当該農用地等を乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う農業者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し又はその飼養の事業を行う農業者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

- エ 前項の(4)に対する売渡し、交換又は貸付けの場合にあっては、当該混牧林利用地及び当該農業用施設用地を農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。
- (4) 当該農用地等に係る利用計画が適正に定められており、かつ、その管理等が効率的に行われると認められること。
- 7 公社が、農用地等を適格団体に売渡し、交換又は貸付けを行う場合、当該農用地等の利用が、売渡し、交換又は貸付けの目的に従って適正に行われるよう次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 用途指定
- 農用地等の売渡し、交換又は貸付けを行う際には、次に定めるところにより、用途指定を行なうものとする。
- ア 指定用途
- 当該農用地等の供しなければならない用途を具体的に定める。
- イ 指定期日
- 指定用途に供しなければならない期日として、相手方の事業計画、資金計画等からみて適當と認められる期日を定める。
- ウ 指定期間
- 指定用途に供しなければならない期間として、農用地等の売渡し又は交換を行う場合にあっては、指定用途に供する期日より 5 年間（ただし、指定期間の終了日が売渡しの日から 10 年を超える場合は、売渡しの日より 10 年間）の期間を指定し、貸付けを行う場合にあっては、指定期日の翌日からその貸付けの期間とする。
- (2) 買戻特約
- 農用地等の売渡しを行う場合には、買戻期間を売渡しの日から予め指定する期間の終了の日まで（ただし、買戻しの指定期間の終了日が売渡しの日から 10 年を超える場合は、売渡しの日より 10 年間）の期間を指定し、次に掲げる買戻しの特約等を行うものとする。
- ア 買戻権を実行する場合は、次のとおりとする。ただし、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法律によって当該農用地等が収用され、又は使用された場合はこの限りでない。
- (ア) 指定期間に指定用途に供しなくなった場合
- (イ) 指定期間に指定以外の用途に供した場合
- (ウ) 売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をした場合
- (エ) 地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をした場合
- イ 買戻しの特約には、次の内容を定めるものとする。
- (ア) 適格団体が支払った代金につき返還するものとする。ただし、当該返還金には利息は付さない。
- (イ) 買い受けた適格団体の負担した契約に要する費用は返済しないものとする。
- (ウ) 買戻しの特約をして売渡しをする場合には、売買契約による所有権移転の登記の申請と同時に買戻しの特約の登記の申請を行うものとする。

- (3) 前号アに掲げる用途指定違反等（貸付けにあっては、用途指定違反）の事実を確認した場合には、買戻権を実行し、貸付けにあっては貸借契約の解除等を行うものとする。

（管理等）

第 18 条 公社は、農用地等の売渡し等を行うまでの間、当該土地等を善良なる管理者の注意をもって管理（農用地にあっては、近傍類似の農用地で一般に行われており、かつ、従来の当該農用地の形質を基本的に変更しない範囲内において行われる耕作を含む。）するものとする。

- 2 前項の管理のための耕作は、農業委員会による農用地等の利用関係についてのあっせんの事業その他地域における農用地等の利用調整活動によっても当該農用地等の売渡し等を行う相手方又は第 15 条の規定に基づき一時的に貸し付ける相手方が当面いない場合に限り行うものとする。

（目的外処分）

第 19 条 公社が本事業の実施により買い入れた農用地等が本事業の目的以外の目的に供することが相当となった場合には、当該農用地等を適正かつ合理的な土地利用の確保に配慮しつつ他の目的に供することができるものとする。

（未墾地の取得等）

第 20 条 法第 4 条第 1 項第 4 号の土地の買入れば、農業農村整備事業等の実施が確実と見込まれる地域内の土地につき第 4 条に規定する機関又は団体から公社において買い入れる又は借り受けるべき旨の申出を受けた場合（自らこれらの事業を実施する場合を除く。）に限り行うものとする。

- 2 公社は、前項の規定により買い入れた土地を、原則として前項の事業へ参加又は自ら前項の事業を実施することにより売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

附 則（平成 26 年 6 月 2 日承認）

- 1 この規程は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。
- 2 農地保有合理化事業として実施した農地売買等事業に係るものはなお従前の例による。
- 3 農地保有合理化事業の実施に関する規程は、この規程の施行の日をもって廃止する。

附 則（平成 28 年 5 月 30 日承認）

この規程は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 2 日承認）

この規程は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日承認）

この規定は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

## 農地中間管理事業業務委託実施要領

### (趣 旨)

**第1条** この要領は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が、農地中間管理事業（以下「事業」という。）を効果的かつ効率的に推進するため、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）に基づく業務の一部を市町村等に委託する場合について、必要な事項を定めるものとする。

### (委託先)

**第2条** 業務の委託は、事業の趣旨に即してその業務を適正かつ円滑に処理することができる者に対して行うものとする。

### (委託対象業務)

**第3条** 公社は、知事の承認を得たうえで、次の業務を市町村等に委託することができる。

- (1) 事業の推進に関する業務（窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除く。）
- (2) 借受けに関する業務
- (3) 貸付けに関する業務
- (4) 利用条件の改善等に関する業務
- (5) 管理等に関する業務

2 前項の業務の詳細は、別表第1に掲げるとおりとする。

### (委託の実施)

**第4条** 公社は、原則として、全ての市町村に対し、前条第1号から第3号までの業務を委託するものとする。

- 2 公社は、市町村以外の者であっても、事業の効果的かつ効率的な推進に寄与すると認められる場合には、前項の業務を委託することができる。この場合、重複を避ける観点から、当該業務は市町村と分担して委託するものとする。
- 3 公社は、委託する業務の性質又は目的が競争入札に適しない場合を除き、競争入札に付す等委託コストの削減に努めるものとする。

### (委託費の使途及び金額)

**第5条** 第3条第1号から第3号の業務に係る委託費の使途は、職員の手当、臨時職員の賃金及び共済費、旅費、消耗品費、通信費、印刷費等とする。ただし、委託先が市町村以外の場合は、職員の給料及び社会保険料を含むものとする。

- 2 第3条第4号及び第5号の業務に係る委託費の使途は、公社と受託者が協議のうえ別途定める。
- 3 委託費の額は、別表第2に掲げる単価により算出した額の合計額（以下「積算額」とい

う。) とする。ただし、第3条第1項第1号から第3号までの業務については、積算額と業務に要した経費の合計額のいずれか少ない額とする。

#### (委託契約)

**第6条** 業務を受託しようとする市町村等は、受託業務実施計画書（別記様式第1号。以下「実施計画書」という。）を作成し、別途定める期限までに公社に提出するものとする。

2 公社は、実施計画書の内容が適當と認めたときは、当該内容を対象とした業務委託契約を締結するものとする。

3 受託者は、受託業務を行うために「農地中間管理契約台帳閲覧システム」の利用を希望する場合は、農地中間管理契約台帳閲覧システム利用申込書（別記様式第4号。以下「利用申込書」という。）を公社に提出するものとする。

4 公社は、利用申込書の提出があった場合、農地中間管理契約台帳閲覧システム利用許可書（別記様式第5号）を当該受託者に交付する。

#### (契約期間)

**第7条** 業務を委託する期間は、契約締結の日から原則として当該年度の末日までとする。

#### (委託費の支払)

**第8条** 委託費は、委託業務が完了し、その額が確定した後に支払うものとする。

2 公社は、前項の規定にかかわらず、受託者から請求があり、業務遂行上必要と認める場合は、概算払いをすることができるものとする。

#### (業務委託の報告)

**第9条** 公社は、受託者が委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した報告書を提出させるものとする。

#### (個人情報の取り扱い等)

**第10条** 受託者は、委託契約に含まれる個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び関係法令に基づき適正に管理するものとする。

#### 附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 農地保有合理化事業等業務委託実施要領は、この要領の施行の日をもって廃止する。

## 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成29年9月29日から施行する。
- 2 この要領による改正後の別表第2の規定は、平成30年度の委託料から適用する。
- 3 業務委託費の積算基準及び委託契約の手順について（平成26年5月9日付制定）は、この要領の施行の日をもって廃止する。

## 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和2年3月10日から施行し、令和2年度の業務委託から適用する。

## 附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度の業務委託から適用する。

## 附 則

この要領は、令和3年5月14日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

委託業務	委託業務細目	摘要
I 事業の推進に関する業務	1 事業に係る会議等への出席 2 規程第7条第3項に掲げる措置を農地所有者に促すこと 3 その他関連業務	
II 借受けに関する業務	1 所有者等（公社への貸付け希望者）との事前協議 2 農用地等の位置・立地条件の確認及び権利関係の確認 3 借受け手続き及び賃料支払に必要な書類の確認・収集 4 出し手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握 5 公社へ農用地等の借受けあっせん・申し出 6 現地調査、借受け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員の資格取得者の確認を含む） 7 機構関連事業が行われることがあることの説明 8 各筆明細に係る電子データの作成 9 その他関連業務	
III 貸付けに関する業務	1 借受け希望者を募集する区域の設定及び募集の周知 2 受け手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握 3 借受け希望者の情報提供 4 現地調査、貸付け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員の資格取得者の確認を含む） 5 貸付け手続き及び賃料収受に必要な書類の確認・収集 6 解約・再配分に係る関係土地改良区への情報提供（組合員資格者の決定） 7 機構関連事業が行われることがあることの説明 8 各筆明細に係る電子データの作成 9 その他関連業務	
IV 利用条件の改善等に関する業務	1 利用条件の改善等に係る指導・助言 2 利用条件の改善等に伴う設計・監理 3 施工 4 その他関連業務	

委託業務	委託業務細目	摘要
V 管理等に関する業務	1 未貸付け農用地の保全・管理 2 農作業の委託 3 その他関連業務	

別表第2

委託内容	単価	摘要
I 事業の推進に関する業務	その都度理事長が別に定める額	金額については、各市町村等の積算に基づき予算の範囲内で決定すること。
II 借受けに関する業務	10千円以内／件	<ul style="list-style-type: none"> <li>成立が条件（更新等の再設定を含む）。</li> <li>同一市町村で複数委託先がある場合は対象件数を重複させない。なお、対象件数が重複する場合には、左記単価を委託先の数で除した金額を上限とする（例：1市で2か所の委託先がある場合は10千円以内／件÷2か所=5千円以内／件）。</li> </ul> <p>※ 完了確認等の負担を避けるため、委託先との事前調整を行う場合がある。</p>
III 貸付けに関する業務	5千円以内／件	<ul style="list-style-type: none"> <li>成立が条件（更新等の再設定、再配分を含む）。</li> <li>同一市町村で複数委託先がある場合は対象件数を重複させない。なお、対象件数が重複する場合には、左記単価を委託先の数で除した金額を上限とする（例：1市で2か所の委託先がある場合は5千円以内／件÷2か所=2.5千円以内／件）。</li> </ul> <p>※ 完了確認等の負担を避けるため、委託先との事前調整を行う場合がある。</p>
IV 利用条件の改善等に関する業務	その都度理事長が別に定める額	
V 管理等に関する業務	その都度理事長が別に定める額	

## 農地中間管理事業業務委託契約書

公益社団法人岩手県農業公社（以下「甲」という。）は、甲の業務の一部を農地中間管理事業業務委託実施要領に基づき、〇〇〇（以下「乙」という。）に委託することにつき、乙との間に、次のとおり契約を締結する。

### （実施する委託業務）

**第1条** 甲は、乙に対し、〇〇年度受託業務実施計画書（別記様式第1号。以下「実施計画書」という。）に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

2 乙は、実施計画書に記載された内容に重大な変更を行う必要が生じた場合は、実施（変更）計画書を作成して甲に提出し、その承認を得るものとする。なお、重大な変更とは、委託費の増額及び30%以上の減額、実施計画書に記載された活動内容の新設・廃止などとする。

### （委託業務の執行）

**第2条** 乙における委託業務の執行は、必要に応じて、乙の農業委員会の助言及び協力を得て行うものとする。

### （委託費）

**第3条** 甲は、委託費として、別表の委託業務細目ごとに別に定める基準により算出した金額〇〇〇〇円（税込み）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を実施計画書に記載された費目の区分にしたがって使用しなければならない。また、当該計画が変更されたときも同様とする。

### （契約期間）

**第4条** 業務を委託する期間は、本契約締結の日から当該年度の〇月〇日までとする。

### （委託費の支払い）

**第5条** 甲は、委託業務が完了し、その額が確定した後に委託費を支払うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙から前払いの請求があり、業務遂行上必要と認める場合は、概算払いをすることができるものとする。

### （委託業務の遂行）

**第6条** 乙は、委託業務を実施計画書に記載された計画にしたがって実施しなければならない。当該実施計画が変更されたときも同様とする。

### （委託業務の報告）

**第7条** 乙は、委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した報告書（別記様式第2号。以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

### （委託費の額の確定）

**第8条** 甲は、乙から前条に規定する実績報告書及び業務委託料請求書（別記様式第3号）の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、委託費の額を

確定して精算するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額は、この委託業務に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(過払金の返還)

**第9条** 乙は、既に支払いを受けた委託費が前条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示にしたがって返還するものとする。

(委託業務の中止)

**第10条** 乙は、止むを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、甲乙協議の上、契約を解除し、第5条、第8条及び第9条の規定に準じて精算するものとする。

(契約の解除等)

**第11条** 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができる。この場合において、甲は既に支払った委託費の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(実施状況等の報告)

**第12条** 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について乙に報告を求めることができる。

(個人情報に関する秘密保持等)

**第13条** 乙及びこの委託業務に従事する者（従事した者を含む。以下「委託業務従事者」という。）は、この委託業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 乙及び委託業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 3 前2項については、この委託業務が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

**第14条** 乙は、委託業務を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

**第15条** 乙は、委託業務を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

**第16条** 乙は、委託業務が終了したときは、この委託業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(帳簿等)

**第17条** 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、その収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならぬ。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を契約期間満了の日から5ヶ年間保管しなければならない。

(疑義の決定)

**第18条** 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約の証として、この契約書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

○○年○月○日

甲 住 所 盛岡市神明町7番5号  
公益社団法人岩手県農業公社  
理事長

印

乙 住 所  
○○○○○○○○○○

印

注1：受託者が市町村以外の場合は、第2条を削除し、かつ、その他の条項を移動した様式にすること。

注2：委託業務内容が工事施工など専門的な場合には、個別案件として別途契約を締結すること。

(別表)

委託業務	委託業務細目	摘要
I 事業の推進に関する業務	1 事業に係る会議等への出席 2 規程第7条第3項に掲げる措置を農地所有者に促すこと 3 その他関連業務	
II 借受けに関する業務	1 所有者等（公社への貸付け希望者）との事前協議 2 農用地等の位置・立地条件の確認及び権利関係の確認 3 借受け手続き及び賃料支払に必要な書類の確認・収集 4 出し手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握 5 公社へ農用地等の借受けあっせん・申し出 6 現地調査、借受け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員の資格取得者の確認を含む） 7 機構関連事業が行われることがあることの説明 8 各筆明細に係る電子データの作成 9 その他関連業務	
III 貸付けに関する業務	1 借受け希望者を募集する区域の設定及び募集の周知 2 受け手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握 3 借受け希望者の情報提供 4 現地調査、貸付け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員の資格取得者の確認を含む） 5 貸付け手続き及び賃料収受に必要な書類の確認・収集 6 解約・再配分に係る関係土地改良区への情報提供（組合員資格者の決定） 7 機構関連事業が行われることがあることの説明 8 各筆明細に係る電子データの作成 9 その他関連業務	
IV 利用条件の改善等に関する業務	1 利用条件の改善等に係る指導・助言 2 利用条件の改善等に伴う設計・監理 3 施工 4 その他関連業務	
V 管理等に関する業務	1 未貸付け農用地の保全・管理 2 農作業の委託 3 その他関連業務	

(別記様式第1号)

令和〇年度受託業務実施(変更)計画書

番 号  
年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 様

住 所  
氏 名

令和〇年度の受託業務について、下記計画により実施します。

記

**1 業務実施計画**

- (1) 事業の推進に関する業務（窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除く。）
- (2) 借受けに関する業務
- (3) 貸付けに関する業務
- (4) 利用条件の改善等に関する業務
- (5) 管理等に関する業務

(注) 実施する業務のみ記入すること。

**2 業務実施期間(予定)** 年 月 日～ 年 月 日

**3 収支予算**

- (1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額 (税込み)	備考
委託費		
計		

- (2) 支出の部 (単位：円)

区分	予算額 (税込み)	備考
計	【計の適用税率】 10%対象 円 (内税 円) 非課税 円	

(注1) 具体的に記入すること。

(注2) 実施(変更)計画書にあっては、上段に変更前の内容及び数値を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容及び数値を記載すること。

4 1の(1)から(5)の事業の実施計画

項目	数量	適用

(注1) 別表委託業務に掲げる項目ごとに、実施する業務のみ数量を明示して記入すること。（「4 1の(1)から(5)の事業の実施計画」については、別添記載例を参考に願います。）

(注2) 実施（変更）計画書にあっては、上段に変更前の内容及び数値を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容及び数値を記載すること。

#### 4 1の(1)から(5)の事業の実施計画

##### 【記載例】

	項目	数量	適用
(1)	事業の推進に関する業務 (窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除く。)  ① 会議等への出席 ② 規程第7条第3項に掲げる措置を農地所有者に促すこと ③ その他関連業務 貸借調整に係る資料作成	○回 ○件 ○件	推進チーム会議、地方推進会議、地域の話し合い等 一括方式の貸借 地域の話し合いに向けた資料作成等
(2)	借受けに関する業務	○件	年間で借受けが見込まれる件数
(3)	貸付けに関する業務	○件	年間で貸付けが見込まれる件数
(4)	利用条件の改善等に関する業務	○件 ○ha	年間で実施が見込まれる件数
(5)	管理等に関する業務	○件 ○ha	年間で実施が見込まれる件数

(注) 別表委託業務に掲げる項目ごとに、実施する業務のみ数量を明示して記入すること。

※(1)の欄は、実態に合わせて適宜内容を加除修正願います。

窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除いてください。

(別記様式第2号)

令和〇年度受託業務実績報告書

番 号  
年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 様

住 所  
氏 名

業務委託契約書第7条に基づく令和〇年度受託業務について、その実績を下記のとおり報告します。

記

**1 業務実績**

- (1) 事業の推進に関する業務（窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除く。）
- (2) 借受けに関する業務
- (3) 貸付けに関する業務
- (4) 利用条件の改善等に関する業務
- (5) 管理等に関する業務

(注) 実施した業務のみ記入すること。

**2 業務実施期間** 年 月 日～ 年 月 日

**3 収支決算**

- (1) 収入の部 (単位:円)

区分	予算額 (税込み)	精算額 (税込み)	比較増減		備考
			増	減	
計					

- (2) 支出の部 (単位:円)

区分	予算額 (税込み)	精算額 (税込み)	比較増減		備考
			増	減	
計					

【精算額の計に係る適用税率】  
10%対象 円 (内税 円)  
非課税 円

(注1) 具体的に記入すること。

(注2) 支出根拠資料（経理伝票の写し、支出額が分かる資料等）を添付すること。

4 1の(1)から(5)の事業の実施状況

	項目	数量	適用
(1)	事業の推進に関する業務 (窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除く)	件 回	
(2)	借受けに関する業務	件	
(3)	貸付けに関する業務	件	
(4)	利用条件の改善等に関する業務	件 ha	
(5)	管理等に関する業務	件 ha	

(注1) 別表委託業務に掲げる項目ごとに、実施した業務のみ数量を明示して記入すること。

(注2) (2)借受けに関する業務及び(3) 貸付けに関する業務の数量は成立件数とすること。

(注3) 項目ごとの実施状況が分かる根拠資料(業務日誌、復命書、会議資料などの写し)を添付すること。

(別記様式第3号)

番 号  
年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 様

(受託者)

住 所

氏 名

(登録番号 : )

### 業務委託料（概算払・精算払）請求書

次のとおり請求します。

請求金額	税込み 円 ( ) 【請求金額の計に係る適用税率】 10%対象 円 (内税 円) 非課税 円
業務委託名	
業務委託料	税込み 円

前回までの受領済額の内訳

概算払金 第1回	円	同 第4回	円
同 第2回	円	同 第5回	円
同 第3回	円	計	円

振込先金融機関名・口座No.

金融機関	(金融機関コード : )
支店・支所	(店舗コード : )
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(注1) 概算払請求を行う場合は、概算払が必要な理由を付した資金支払計画（任意様式）を添付すること。

(注2) 請求金額（ ）欄には、請求の別を概算払又は精算払と表示すること。

(注3) (登録番号 : )には、受託者のインボイス登録番号を記載すること。

(別記様式第4号)

番 号  
年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 様

(受託者)

住 所

氏 名

### 農地中間管理契約台帳閲覧システム利用申込書

農地中間管理事業の推進に関し、「農地中間管理契約台帳閲覧システム」の利用を申し込みます。

なお、利用に当たっては、下記条件を遵守することを誓約します。

記

#### 1 閲覧担当者及び接続端末情報

所属	
職名	
氏名	
メールアドレス	
グローバルIPアドレス	

#### 2 閲覧条件

- (1) ID・パスワードを他者に漏洩しないこと。
- (2) 農地中間管理事業業務委託契約書に定める個人情報の取扱いに係る規定を遵守すること。

(別記様式第5号)

岩農公発第 号  
年 月 日

(受託者) 様

公益社団法人岩手県農業公社  
理事長

**農地中間管理契約台帳閲覧システム利用許可書**

○年○月○日付け第○○号で申込みのあった標記システム利用について、下記のとおり  
許可します。

記

1 利用権限情報

ID	
パスワード	

2 利用許可期間

○年○月○日から○年○月○日まで

※委託契約期間の範囲内とする。

## 農地コーディネーター配置要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が雇用する農地コーディネーターの配置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (農地コーディネーターの配置)

**第2条** 公社は、農地中間管理事業を推進するため、農地コーディネーターを配置する。

### (雇用及び期間)

**第3条** 農地コーディネーターは、農地中間管理事業の趣旨を理解し、かつ、地域の農業事情に精通している者を県、関係市町村及び農業協同組合等の意見・情報を基に理事長が決定する。

2 農地コーディネーターの雇用期間は、雇用の日から当該年度の末日とする。

### (勤務場所)

**第4条** 農地コーディネーターの勤務地は、理事長が別に定める。

### (職務の内容)

**第5条** 農地コーディネーターは、公社の農地中間管理事業に係る業務の委託先等と連携のうえ次の職務を行う。

- (1) 地域計画の実現に向けた支援に関すること。
- (2) 農用地等の借入及び貸付のマッチングに関すること。
- (3) 農用地等の利用条件の改善に関すること。
- (4) 貸借地の利用状況の確認等に関すること。
- (5) その他理事長が必要と認めた事項

### (給与)

**第6条** 農地コーディネーターの給与は、農地コーディネーターの給与は、公社の「非常勤職員の就業に関する取扱要領」によるものとする。

### (勤務日数)

**第7条** 農地コーディネーターの勤務日数は、原則として、年144日とする。

### (その他)

**第8条** この要領に定めるもののほか、農地コーディネーターの就業及び勤務条件等については、公社の「非常勤職員の就業に関する取扱要領」によるものとする。

**附 則**

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方駐在員配置要領及び現地駐在員配置要領は、この要領の施行の日をもって廃止する。

**附 則**

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 農地耕作条件改善事業業務規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号、以下「実施要綱」という。）第2の事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### (事業の開始)

第2条 公社は、土地改良区又は市町村等（以下「土地改良区等」という。）から農地耕作条件改善事業の実施に係る要請書等（別記参考様式第1号及び別記参考様式第2号）の提出を受けて、実施要綱第6に定める農地耕作条件改善計画を作成し、実施要綱第7の1の（1）の規定に基づき事業採択申請を行うものとする。

2 土地改良区等は、前項に規定する要請書等を提出するときは、予め農地耕作条件改善計画概要書及び同意署名簿（別記参考様式第3号）を取りまとめるものとする。

### (事業の実施)

第3条 公社は、実施要綱第7の2の規定による事業採択通知書の交付を受けて、土地改良区等の要請により、事業主体として農地耕作条件改善計画に定める基盤整備等を実施するものとする。

### (条件の遵守等)

第4条 公社及び土地改良区等は、事業の実施に係る経費の負担及び基盤整備後の施設等（以下「施設等」という。）の引渡し並びに本事業に係る国庫補助金の交付に際し付される条件を遵守するものとする。

### (実施計画の同意等)

第5条 公社は、事業の実施に係る実施設計及び仕様を定めるときは、あらかじめ土地改良区等の同意を得るものとする。また、変更の必要が生じた場合も同様に同意を得るものとする。

### (事業実施計画の変更)

第6条 公社は、第2条に規定する農地耕作条件改善計画について、変更の必要が生じたときは、実施要綱の定めるところにより所要の手続きをとるものとする。

### (負担金の算定)

第7条 事業に係る負担金の算定は、次の各号に掲げる経費の額の合計額に消費税額等を加算した額から当該事業に係る補助金の額を差し引いた額とする。

- (1) 純工事費
- (2) 測量設計費
- (3) 用地費及び補償費
- (4) 船舶機械器具費
- (5) 全体実施設計費
- (6) 換地費
- (7) 調査・調整費

2 前項各号の経費の積算については、公社理事長が別に定める。

### **(完了確認及び引渡し)**

第8条 公社は、事業が完了したときは、土地改良区等の立会を得て、第2条第2項に定める農地耕作条件改善計画概要書及び同意署名簿に記載されている者（以下「事業参加者」という。）に対し引渡書（別記参考様式第4号）により施設等を引き渡すものとする。

### **(負担金の徴収)**

第9条 公社は、前条の引渡しを行った場合は、第7条の規定に基づき算定した負担金を、原則として土地改良区等から徴収するものとする。ただし、事業参加者が公社から農用地等を借受けており、当該負担金を賃料に加算して支払いを希望する場合はこの限りでない。

- 2 土地改良区等は、前項に基づく負担金を第8条に規定する事業参加者から徴収するものとする。
- 3 第1項の負担金の請求にあたっては、当該負担金に係る事業費内訳を明らかにして行うものとする。
- 4 公社は、土地改良区等が負担金の全部又は一部の支払いを延滞した場合には、災害その他やむを得ない事由による場合を除き、支払うべき額につき延滞日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

### **(施設の管理状況の把握)**

第10条 公社は、施設等のうち共同で利用する施設については、土地改良区等から当該施設に係る管理規程の提出を求めるものとする。

- 2 公社は、引渡しを行った施設等の使用及び管理状況の把握に努めるものとする。

### **(その他)**

第11条 この規程に定めるもののほか、業務の実施について必要な事項は、別に定める。

### **(準用)**

第12条 農用地等の利用条件の改善等が農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第2の事業として実施される場合は、本業務規程を準用するものとする。

### **附 則**

- 1 この規程は平成27年5月12日から施行する。
- 2 実施要綱第7の1の(1)の規定に基づき平成27年4月14日付け岩農公発第101号により採択申請書等を提出した地区のうち、実施要綱第7の2の規定により事業の採択が決定された地区については、第2条第1項の規定を遡及して適用する。

### **附 則**

この規程は令和5年4月1日から施行する。

別記参考様式第1号（兼記載例）

文書番号  
〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人岩手県農業公社  
理事長 様

〇〇〇土地改良区  
理事長 □□□□ 印

農地耕作条件改善事業 〇〇地区の事業推進に係る要請について  
当土地改良区の業務については、日頃からご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、土地改良区組合員の農業経営の規模拡大や農用地の利用集積・集約化を推進するためには、暗渠排水工事等の利用条件の改善が必要です。

については、農地中間管理機構として県内の農地の集積・集約化を推進し、更に農地等整備の実績もある貴公社に、農地耕作条件改善事業の事業実施主体として下記地区の条件整備を行っていただくよう要請します。

なお、事業実施に当たっては別紙のとおり、農地の集積・集約化を推進するとともに、地元調整や負担金徴収等の事業推進上必要な事項について、全面的に協力することを確約いたします。

記

事業名	農地耕作条件改善事業
地区名	〇〇地区
事業内容	暗渠排水： ha (うち集約化 ha)
実施希望年度	〇年度
受益農家数	戸

年　月　日

## 確 約 書

○○○土地改良区

理事長 □□□□ 印

○○○土地改良区は、農地耕作条件改善事業○○地区の事業実施を公益社団法人岩手県農業公社に要請するに当たり、下記事項を確約する。

### 記

- 1 地区内の農地の集積・集約については、事業計画に則り○○○土地改良区が中心となって進める。
- 2 地元の合意形成や各種調整については、○○○土地改良区が責任を持って行う。
- 3 農家負担が発生した際の調整、徴収及び納付については、○○○土地改良区が行う。
- 4 工事施工の主要段階や農家への引渡し時には、○○○土地改良区も立会する。

以 上

## 農地耕作条件改善計画概要書及び同意署名簿

〇〇地区に係る農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号）第2に掲げる事業の計画概要は次のとおりである。については、この事業実施に係る同意を求める。

### 1 農地耕作条件改善計画概要書

地区名	〇〇	工期	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月	
農地集積の推進方針	事業実施地区において、「地域計画」に基づき農地中間管理機構による担い手への農地の集積や担い手間での農地交換等による農地の集約化を進める。			
定額助成	工事の種類	事業量 (ha)	事業費 (千円)	備考
	田の区画拡大 (水路の変更を伴わない)			
	∫			
	暗渠排水	A = ha	国庫補助：千円	
		(うち集約化 ha)	農家負担：千円	
	∫			
	∫			
	小計		千円	
定率助成	農業用排水施設			
	∫			
	小計			
合計			千円	
事業の実施方法及び費用の負担方法	公益社団法人岩手県農業公社（農地中間管理機構）が事業主体となって、施工する。 総事業費と国庫補助金との差額については、事業参加者が面積に応じて負担する。			

### 2 同意署名簿

上記1の農地耕作条件改善計画概要書のとおり事業を実施することに同意する。

No.	権利者		事業参加者		署名 (記名を含む)	押印	同意年月日	備考
	所有権	所有権以外の権利	住所	氏名				
1		○	□市△ 1	〇〇 □□	## ##	㊞	平成〇年〇月〇日	
2		○	□市△ 10	〇〇 □△	… ..	㊞		
3	○		□市△ 20	〇〇 △△	** **	㊞		

引 渡 書

年 月 日

○ ○ □ □ 様

盛岡市神明町7番5号

公益社団法人 岩手県農業公社

理 事 長

印

件名 ○○地区農地耕作条件改善事業に係る基盤整備

(目的物内訳)

暗渠排水 ○.○ ha

上記の目的物を本日引渡します。

## 公益社団法人岩手県農業公社が所管する農地の転貸及び貸付に係る借賃等徵収要領

平成 30 年 12 月 7 日制定

### (目的)

第1 公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が所管する農地の転貸及び貸付に係る借賃、手数料及び違約金（以下「借賃等」という。）の徵収については、農地中間管理事業の実施に関する規程（平成 26 年 3 月 28 日施行）、農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程（平成 26 年 6 月 2 日施行）、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画及び債権の管理に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日施行）のほか、この要領に定めるところにより実施する。

### (借賃等徵収の対象者)

第2 この要領で借賃等の徵収の対象者は、次の事業によって、公社から権利の設定を受けている者（以下「受け手」という。）とする。

- (1) 農地中間管理事業
- (2) 農地中間管理機構の特例事業（旧農地保有化合理化事業を含む。）

### (借賃及び手数料の徵収方法)

第3 公社は、農用地利用集積等促進計画の「借賃の支払方法」に基づき、借賃及び手数料がある受け手に対して別に定める請求書を送付し、次により借賃及び手数料を徵収する。

- (1) 岩手県信用農業協同組合連合会に依頼し、受け手の預貯金口座から公社の預貯金口座への振替
- (2) 受け手による公社の預貯金口座への振込
- 2 やむを得ず、前項各号の方法による徵収ができない事情があると認められる場合、経理課長から委任を受けた職員が、債務者から直接現金で集金することができる。この場合、職員は、預り証（様式 3 号）を債務者へ渡さなければならない。
- 3 公社は、農用地利用集積等促進計画の「借賃の支払方法」に記載された支払期日（以下「支払期限」という。）までに借賃及び手数料を納入しない受け手（以下「債務者」という。）に対し、債権の管理に関する規程第 8 条に基づき、速やかに督促状（様式 1 号）を発する。
- 4 督促状を発する際には、違約金について明記する。
- 5 債権の管理に関する規程第 8 第 3 項の規定により督促状に指定すべき期限は、発付の日の翌日から起算して、金融機関の休業日を除く 15 日以内とする。

### (違約金の算定)

第4 公社は、債務者から借賃につき、農用地利用集積等促進計画の貸付の共通事項に定める割合をもって支払期限の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金の金額を徵収する。なお、1 円未満は切り捨てた金額とする。

(違約金の徴収方法)

第5 公社は、違約金を徴収するために、違約金額と納入する預貯金口座、納入期限を定めた請求書（様式2号）を債務者へ送付しなければならない。

2 やむを得ず、前項の方法による徴収ができない事情があると認められる場合の取扱いは、第3第2項と同様とする。

(違約金の免除)

第6 公社は、初回の督促状で指定する期日までに、債務者が借賃及び手数料を納入した場合、債務者の違約金を免除することができる。

(借賃等の支払いの延期)

第7 公社は、受け手が債権の管理に関する規程第13条第1項各号のいずれかに該当する場合は、履行期限を延長する特約をすることができる。

2 受け手は、借賃及び手数料について公社と履行延期の特約をする場合は、公社へ履行延期申請書（様式4号）を提出しなければならない。

3 公社は、前項で申請された履行延期申請書の内容を確認し、履行延期が必要と認める場合は、速やかに履行延期承認通知書を受け手へ送付しなければならない。

(利用権の解除等の措置)

第8 公社は、債務者が借賃及び手数料を請求した年度内に完納しない場合、農用地利用集積等促進計画に基づき、債務者の利用権を解除する。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、解除しないことができる。

(その他)

第9 この要領のほか、公社が所管する農地の転貸及び貸付に係る借賃等の徴収について必要な事項は、農地中間管理部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年12月7日から施行し、平成30年度借賃等から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に発生した借賃等及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第5条及び第10条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画等によって発生した借賃等の取扱いについては、なお従前の例による。

様式1号（第3第3項関係）〔口座振替用〕

督 促 状

岩農公発第 号  
年 月 日

債務者  
住所  
氏名又は名称 様

公益社団法人 岩手県農業公社  
理事長

印

先にあなたに対して納入の通知をした金額は、振替日（ 年 月 日）に口座振替できませんでした。

については、改めて下記により貴口座から振替しますので、債権金額を下記振替日までに貴口座に入金されるようお願いします。

なお、農用地利用集積等促進計画（農用地利用集積計画、農用地利用配分計画）の共通事項に基づく違約金については、下記振替日に貴口座から債権金額の振替が確認された場合は免除しますが、残高不足等により振替不能である場合は 年 月 日から支払いが完了した日までの期間に係る日数に応じ、別途請求することになりますので御留意願います。

記

1 債権の概要

(1) 債権の種類 年度農用地借賃及び手数料  
(2) 債権金額 円

2 次期振替日 年 月 日

担当：農地中間管理部（ ） 電話 019-601-8236

〔備考1：必要に応じて適宜修正すること。〕

〔備考2：2回目以降の督促については、口座振込用の様式により行うこと。〕

様式1号（第3第3項関係）[口座振込用]

## 督 促 状

岩農公発第 号  
年 月 日

債務者  
住所  
氏名又は名称 様

公益社団法人 岩手県農業公社  
理事長 印

先にあなたに対して納入の通知をした金額は、支払期限（ 年 月 日）までに完納されておりませんので、[あらためて下記期限までに]（速やかに）納付してください。

なお、農用地利用集積等促進計画（農用地利用集積計画、農用地利用配分計画）の共通事項に基づく違約金については、[下記納入期限までに納入先へ債権金額が振り込まれた場合は免除しますが、振り込まれない場合は] 年 月 日から支払いが完了した日までの期間に係る日数に応じ、別途請求することになりますので御留意願います。

### 記

#### 1 債権の概要

- (1) 債権の種類 年度農用地借賃及び手数料  
(2) 債権金額 円

#### 2 納入期限及び納入先

- (1) 納入期限 年 月 日  
(2) 納入先（口座）

指	金融機関名	岩手県信連
定	支店名	本所
口	種別	当座
座	口座番号	0000286
	フリガナ	シヤイケンノウキヨウコウシヤ
	口座名義	公益社団法人岩手県農業公社

※ 年 月 日に送付した「請求書」を御確認願います。

担当：農地中間管理部（ ） 電話 019-601-8236

[備考1：必要に応じて適宜修正すること。]

[備考2：2回目以降の督促については、[ ]内を削除するとともに、( )内を追加すること。]

様式2号（第5関係）

## 請 求 書

岩農公発第 号  
年 月 日

債務者  
住所  
氏名又は名称 様

公益社団法人 岩手県農業公社  
理事長



先にあなたに対して平成 年度農用地貸借料の納入の通知をした金額は、支払期限（ 年 月 日）までに完納されなかったことから、農用地利用集積等促進計画（農用地利用集積計画、農用地利用配分計画）の共通事項に基づき、下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの期間に係る違約金を請求します。

記

### 1 違約金の概要

- (1) 種類 年度農用地借賃及び手数料に係る違約金  
(2) 金額 円

### 2 納入期限及び納入先

- (1) 納入期限 年 月 日  
(2) 納入先（口座）

指	金融機関名	岩手県信連
定	支店名	本所
口	種別	当座
座	口座番号	0000286
	フリガナ	シヤイワテケンノウギヨコウシヤ
	口座名義	公益社団法人岩手県農業公社

### 3 その他

振込手数料は、債務者負担としていますので、御理解願います。

担当：農地中間管理部（ ） 電話 019-601-8236

[備考：必要に応じて適宜修正すること。]

様式3号（第3第2項関係）

預り証

様

貴殿から下記のとおりお預りしていることを証明いたします。

記

1 金額 円

2 目的 年度農用地借賃及び手数料に係る違約金として

年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社

部署名

役職・氏名 印

連絡先電話番号 019-601-8236

[備考：必要に応じて適宜修正すること。]

様式4号（第7第2項関係）

## 履 行 延 期 申 請 書

年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

受け手

住 所

氏名又は名称

印

下記の債権について、次の条件により履行期限を延長してくださるよう申請します。

記

### 1 債権の概要

(1) 受け手の住所

(2) 氏名又は名称

(3) 職業又は業務

(4) 債権金額及び債権の発生原因

### 2 履行期限を延長しなければならない理由

### 3 延長された後における履行期限及び金額

(1) 履行期限 年 月 日

(2) 金 額 円

### 4 債務名義の取得

公益社団法人岩手県農業公社の指示するところに従い、債務名義の作成に関する必要な措置に応ずるとともに、これらの措置をとるために必要な費用を負担すること。

### 5 その他の条件

(1) 公益社団法人岩手県農業公社が債権の保全上必要があると認め、債務者の業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提供を求める場合は、これに応ずること。

(2) 公益社団法人岩手県農業公社は、次の場合には、当該債権の全部又は一部について

て、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができる。

ア 債務者が公益社団法人岩手県農業公社の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

イ その他、公益社団法人岩手県農業公社が、債務者の資力の状況その他の事情の変化により、当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認めるとき。

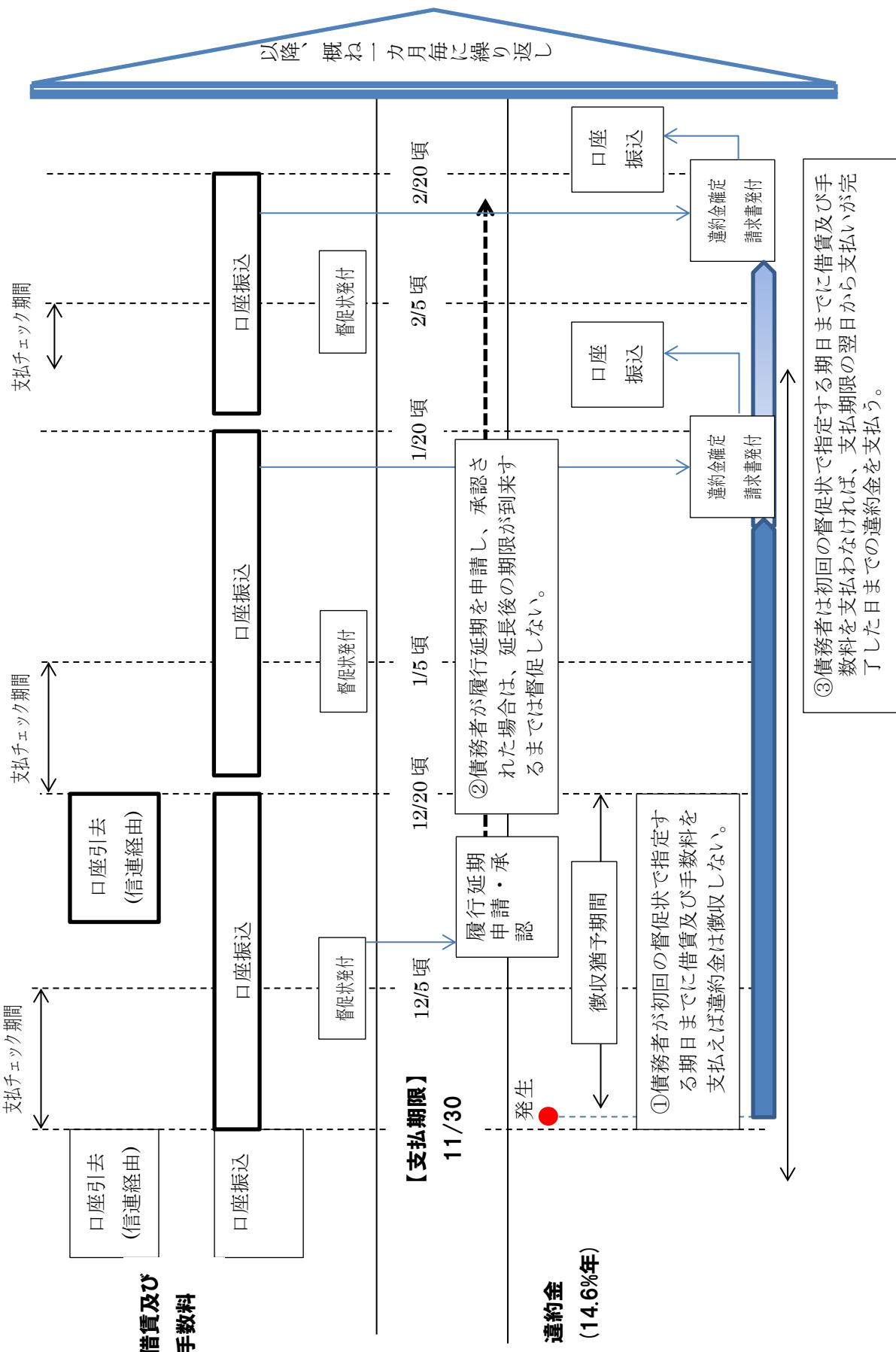
## 6 添付資料

公社が求める資料を添付

[備考：必要に応じて適宜修正すること。]

[事務フローリー]

支払が見込めない場合、利用権の解除や強制執行等の措置の検討・実施



## 農地中間管理事業手数料徴収要領

### (目的)

第1条 この要領は、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）第11条に定める手数料の徴収等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (手数料の額)

第2条 手数料の額は、貸借期間が1年に満たない場合にあっても、日割り計算はしないものとする。

### (手数料の徴収方法)

第3条 手数料の徴収方法は次のとおりとする。

- (1) 公社が農用地等を借り入れる場合の手数料は、公社が所有者に賃料を支払う際に、当該賃料から差し引くことにより徴収する。
- (2) 公社が農用地等を貸し付ける場合の手数料は、公社が貸付者から賃料を徴収する際に、当該賃料と併せて徴収する。

### (解約等への対応)

第4条 農用地等の貸借期間中に契約を解約又は解除した場合、既に徴収している手数料は返還しない。

### (手数料の減免)

第5条 規程第11条第2項に定める手数料の全部又は一部の免除の取扱いは、債権の管理に関する規程（平成29年4月1日施行）第17条による。

### (その他)

第6条 この要領によりがたい場合の取扱いは、理事長が別途定める。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日以後の農用地利用集積計画の公告により借り入れた農用地等から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年6月29日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

【参考】農地中間管理事業手数料徴収要領の第6条の2関係：手数料収入の使途など

○ 目的

手数料は、円滑な事業推進に資する目的で徴収し、事業の運営・推進に要する経費に充當する（農地中間管理事業の実施に関する規程：第11条の4）。

○ 使途

事業の収入区分に位置付け、賃借料及び受取補助金で対応できない共通管理費や、未貸付農地の賃料支払等に係る一時立替などに充當し、事業の運営・推進に取組んでいる。

なお、事業収支でマイナスとなっており、不足分は農地中間管理事業他部の事業利益で補填している。

【例：令和3年度農地中間管理機構収支明細（（公社）岩手県農業公社HPで公表済み）】

	科目	実績額（千円）
収入 ①	賃借料	1,039,727
	手数料	5,512
	受取補助金	138,551
	雑収入	162
	計	1,183,952
支出 ②	賃借料	1,039,817
	業務費	138,598
	共通管理費	20,484
	計	1,198,899
事業収支 ① - ②		△14,947

※ 共通管理費：光熱水費、燃料費、消耗品費、地代家賃、福利厚生費など。

○ 算定の考え方

- 事業の収支均衡を図るため、平成30年4月1日以降、賃借料の年額1%を手数料として、出し手及び受け手から徴収。
- 出し手及び受け手の負担を最小限に留めるため、東北他県の手数料実績と同様に、最小整数値の1%とした経緯。

○ その他

- また、一般的な不動産賃貸の仲介に係る事務手数料を賃料1か月相当とするケースと比べて、概ね同水準。

（試算）

農地の賃借期間：5年及び10年間が多く、仮に8年間と設定・・・①

〃 年間賃借料：5,000円/10a、1か月416円と設定・・・②

〃 手数料：年間賃借料5,000円×1%＝50円、8年間で400円・・・③

②(416円) ≒ ③(400円)

## 農用地利用集積等促進計画の決定にかかる 利害関係人からの意見聴取取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）第8条の2第3項に定める公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う利害関係人からの意見聴取に係る取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 一括方式の集積計画：市町村が作成する公社を経由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の経過措置対応）
- (2) 計画案：農用地利用集積等促進計画案又は一括方式の集積計画案
- (3) 利害関係人：規程第6条に定める借受希望者等

### (意見聴取の対象及び掲載方法)

第3条 公社は、地域計画が策定されていない区域の農用地に係る計画案の各筆明細のうち、利用権等を設定する土地の所在、地目及び地積並びに設定する利用権の期間について、速やかに公社のホームページに掲載し、意見を求めるものとする。

### (意見聴取の期間)

第4条 意見聴取の期間は、ホームページへの掲載日を除き7日後（7日後が公社の休日に当たる場合は、その翌日）の17時までとする。なお、意見聴取期間終了後は、ただちに前条に定める情報をホームページから削除する。

### (利害関係人の意見提出の方法)

第5条 利害関係人は、第3条に定める計画案について意見がある場合、前条に定める期間内に、別紙様式1により郵送、FAX又は電子メールにより、公社あて提出する。なお、郵送による場合は、前条に定める期間の末日までに公社に必着とする。

- 2 前項に定める意見は、ホームページに掲載した計画案の内容に対するものであり、かつ、理由を付したものであることとする。
- 3 利害関係人であることが明らかでない場合、又は第1項及び第2項の条件を満たさない意見の場合、当該意見は無効とする。

(意見への対応)

- 第6条 公社は、前条の意見があった場合、速やかに別紙様式2により市町村に通知するとともに、計画案の取扱いについて検討を依頼する。
- 2 市町村は、前項の検討の結果を速やかに別紙様式3により公社に提出する。
- 3 公社は、当該計画案において貸付先とされていた者と調整のうえ修正するものとする。
- 4 公社は、前2項の検討の結果を別紙様式4により意見を提出した利害関係人に通知する。

(県への計画案等提出)

- 第7条 公社は、知事に対し農用地利用集積等促進計画の認可申請又は一括方式の集積計画への同意協議（以下「申請等」という。）を行う場合、別紙様式1及び別紙様式4の写しを添付するものとする。
- 2 前項の申請等において、第6条第2項に定める計画の修正が行われた場合は、修正後の計画案に加え、変更前の計画案を添付して、知事に提出する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 農用地利用配分計画の決定及び農用地利用配分によらない賃借権等の設定にかかる利害関係人からの意見聴取取扱要領は廃止する。
- 3 この要領の施行前に旧要領に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙様式1

農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）に対する

意見書

年　月　日

〒020-0084 盛岡市神明町7番5号

FAX 019-624-5107

e-mail nouchi@i-agri.or.jp

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

住所

氏名

電話番号

私は、農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）に対し、下記のとおり意見書を提出します。

記

1 意見の対象となる農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）

市町村	公益社団法人岩手県農業公社ホームページへの掲載日

2 意見の内容及び理由

意　見	理　由

(留意事項)

- ・意見の欄には、対象となる土地の情報（地割地番）を記載すること。
- ・理由の記載のない意見は無効であること。
- ・記載のあった個人情報は、意見に係る当公社からの問い合わせにおいて使用するほか、県及び関係機関に対して情報提供する場合があること。

別紙様式2

岩農公発第 号  
年 月 日

○○市町村長 様

公益社団法人岩手県農業公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）に対する意見書の送付について

標題の件について、別添のとおり意見書の提出がありましたので、送付します。

なお、貴市町村における当該意見の取扱いについては、別紙様式3により、速やかに当公社あて提出願います。

別紙様式3

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

○○市町村長

農用地利用配分計画案（一括方式の集積計画案）に対する意見の取扱いについて  
年 月 日付で提出のあった標記意見については、下記のとおり取り扱います  
ので、よろしくお願いします。

記

1 意見への対応

（1）農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）を別添のとおり変更するこ  
とが適当と判断します。

（2）農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）の変更は不要と判断します。

2 上記の理由

[施行注意]

- ・1の（1）または（2）に○を付す、または一方を削除する方法により通知すること。
- ・1の（1）による場合は、変更後の計画案（又は内容案）を添付すること。

別紙様式4

(意見提出のあった利害関係人) 様

公益社団法人岩手県農業公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）に対する意見の取扱いについて

年 月 日付で提出のあった標記意見については、下記のとおり取り扱います  
ので、よろしくお願ひします。

記

1 意見への対応

(1) 農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）を別添のとおり変更のうえ、  
意見を付して県に提出します。

(2) 農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）は変更せず、意見を付して  
県に提出します。

2 上記の理由

[施行注意]

- ・ 1の(1)または(2)に○を付す、または一方を削除する方法により通知すること。
- ・ 1の(1)による場合は、変更後の計画案を添付すること。

(未貸付解除：事務フロー)

## 借入から2年を経過した未貸付農地の借入契約解除の手続きについて

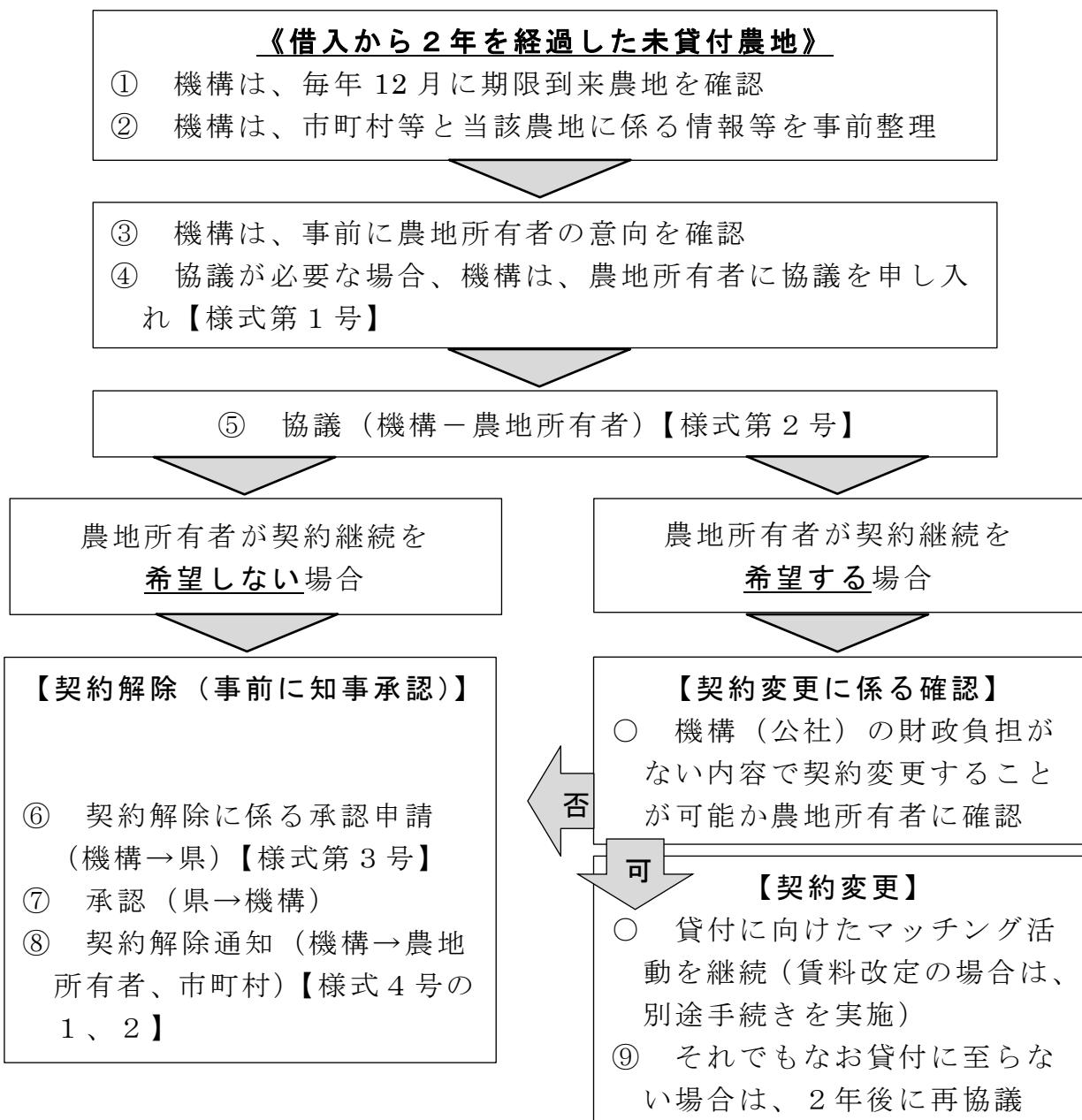
公益社団法人岩手県農業公社

(平成29年3月29日決裁)

(令和5年4月1日決裁)

農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第18条の規定により農地中間管理権を設定した農地のうち、法第20条第1項及び農地中間管理事業の実施に関する規程第12条の規定に基づき、2年間を経過してもなお貸付けを行うことができる見込みがない農地（借入れ後、一度も貸付けに至っていない未貸付農地）の借入契約解除に係る事務手続きは、以下のとおりとする。

(事務手続きのフロー)



(未貸付解除様式第1号：機構→所有者)

岩農公発第 号  
年 月 日

農地所有者 様

公益社団法人岩手県農業公社  
理 事 長

農地中間管理権の設定に係る契約の解除の協議について  
時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、 年 月 日付け（市町村）公告で農地中間管理権を設定した下記農用地について、権利の設定から2年を経過してもなお貸付けを行うことができる見込みがないことから、農地中間管理事業の実施に関する規程第12条の規定に基づき、農地中間管理権の設定に係る契約の解除に係る協議を申し入れます。

記

1 農地中間管理権を設定している農地の所在等（市町村： ）

所在		地目		面積 (m <sup>2</sup> )		賃料 (円/年)
大字・字	地番	公簿	現況	公簿	契約	
計 筆						

2 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 農地中間管理権設定から2年を満了した日 年 月 日

4 協議日程

(1) 日時 年 月 日 ( ) : ~ :

(2) 場所

担当 農地中間管理部  
役職・氏名  
TEL 019- - (直通)  
FAX 019-624-5107

(未貸付解除様式第2号：確認事項兼復命書 ※2部印刷)

年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社  
理事長 様

(農地所有者) 住所

氏名 印

(機構担当者) 氏名 印

農地中間管理権の設定に係る契約の解除の協議結果について  
農地中間管理事業の実施に関する規程第12条の規定に基づき、 年 月 日付  
け（市町村）公告により設定した農地中間管理権に係る契約の解除について協議を行  
った結果は、下記のとおりで相違ありません。

記

1 農地中間管理権を設定している農地の所在等（市町村： ）

所在		地目		面積 (m <sup>2</sup> )		賃料 (円/年)
大字・字	地番	公簿	現況	公簿	契約	
計 筆						

2 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 農地中間管理権設定から2年を満了した日 年 月 日

4 協議を行った日 年 月 日

5 協議の結果

協議の結果	協議結果を受けての対応
借入契約を解除する	岩手県知事の承認を受けて解除 ※契約を解除する日：知事承認の翌営業日
借入契約を解除しない	公社の財政負担がないよう契約内容を変更し、貸付に至らない場合には、原則として、2年後に再協議を行う <input type="checkbox"/> 農地所有者が管理経費を負担 <input type="checkbox"/> 当該農地の借入契約を使用貸借に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(未貸付解除様式第3号：機構→県)

岩農公発第 号

年 月 日

岩手県知事 様

公益社団法人岩手県農業公社  
理 事 長

農地中間管理権の設定に係る契約の解除の承認申請について

年 月 日付け（市町村）公告で農地中間管理権を設定した下記農用地について、貸付けを行うことができる見込みがないことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項の規定に基づき、農地中間管理権の設定に係る契約解除について承認申請します。

記

1 農地中間管理権を設定している農地の所在等（市町村： ）

所在		地目		面積 (m <sup>2</sup> )		賃料 (円/年)
大字・字	地番	公簿	現況	公簿	契約	
計 筆						

2 農地所有者 （住所）（氏名）

3 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 農地中間管理権設定から2年を満了した日 年 月 日

5 農地所有者と協議を行った日 年 月 日

6 農地中間管理権設定期間中における当該農地のマッチング活動

- (1) 農地コーディネーターによるマッチング活動 回
- (2) 農業委員等関係機関によるマッチング活動 回
- (3) 当該農地に係る担い手農業経営体等の所見等

--

添付資料

- ① 未貸付解除様式第2号（写）
- ② 借入に係る公告（農用地利用集積計画又は農用地利用集積等促進計画 各筆明細）（写）

(未貸付解除様式第4号の1：機構→所有者)

岩農公発第 号  
年 月 日

農地所有者 様

公益社団法人岩手県農業公社  
理 事 長

農地中間管理権の設定に係る契約の解除について（通知）  
時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
さて、 年 月 日付け（市町村）公告で農地中間管理権を設定した農用地について、下記のとおり契約を解除します。

記

1 農地中間管理権を設定している農地の所在等（市町村： ）

所在		地目		面積 (m <sup>2</sup> )		賃料 (円/年)
大字・字	地番	公簿	現況	公簿	契約	
計 筆						

2 契約を解除した日 年 月 日

担当 農地中間管理部  
役職・氏名  
TEL 019- - (直通)  
FAX 019-624-5107

添付資料 知事からの承認通知（写）

(未貸付解除様式第4号の2：機構→農委)

岩農公発第 号

年 月 日

市町村農業委員会長等 様

公益社団法人岩手県農業公社  
理 事 長

農地中間管理権の設定に係る契約の解除について

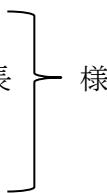
年 月 日付け(市町村)公告で農地中間管理権を設定した農用地について、別添のとおり、農地中間管理権の設定に係る契約を解除しましたので、お知らせします。

担当 農地中間管理部  
役職・氏名  
TEL 019- - (直通)  
FAX 019-624-5107

添付資料 ①知事からの承認通知(写)  
②未貸付解除様式第2号(写)

岩農公発第 1300 号  
令和 3 年 3 月 15 日

岩手県農林水産部長  
一般社団法人岩手県農業会議会長  
各市町村長  
各市町村農業委員会会长



(岩手県農地中間管理機構)  
公益社団法人岩手県農業公社  
理事長 小原敏文

遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きの一部改正について  
このことについて、平成 30 年 3 月 20 日付け岩農公発第 2365 号により通知した「遊  
休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きの制定について」の内容を、  
下記のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1 改正の概要

(1) 「遊休農地等リストの取扱いについて」（別紙 1 の 1）関係

遊休農地と登録農地（所有者が貸し付けを希望している農地で、借入希望者が見  
込めない用地）を一元的に管理することとして、「遊休農地リスト」を「遊休農地  
等リスト」に改め、その取扱いを定めるもの。

なお、登録農地については、貸付希望農用地の登録申出書が提出された農用地等  
に加え、農業委員会アンケート等により貸付希望が明らかとなった農用地等を対象  
に加えたこと。

(2) 「遊休農地等リスト」（別紙 1 の 2）関係

上記（1）の取扱いに基づき、様式について所要の改正を行うもの。

(3) 遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続集

事務手続きフロー及び各様式について、所要の改正を行うもの。

改正内容の詳細は、別添新旧対照表のとおり。

##### 2 改正内容の適用期日

令和 3 年 4 月 1 日

担当 農地中間管理部  
農地管理課長 山里善彦  
TEL 019-601-5361 (直通)  
FAX 019-624-5107

遊休農地等リストの取扱いについて

(岩手県農地中間管理機構)

公益社団法人岩手県農業公社

(平成 30 年 3 月 20 日制定)

(令和 3 年 3 月 15 日改正)

1 目的

「利用意向調査を行った遊休農地の農地中間管理機構への情報提供及び農地中間管理機構による判断に係る留意事項等について」（平成 29 年 10 月 30 日付け 29 経営第 1751 号農林水産省経営局農地政策課長名通知）に基づく遊休農地、及び所有者が貸付を希望している農用地等のうち借受希望者が見込めない農用地等の情報を一元的に管理し、関係機関と情報共有のうえ借受希望者を募るために、「遊休農地等リスト」（以下「リスト」という。）の取扱いについて定めることとする。

2 リストに登録する農用地等

次のいずれかに該当する農用地等とする。

(1) 遊休農地

農業委員会が利用意向調査を行った遊休農地のうち、農業振興区域内にあり、農業委員会が農地と判断した農地

(2) 登録農地

貸付希望農用地等の登録申出書（様式 1 ）が提出された農用地等又は農業委員会アンケート等により貸付希望が明らかとなった農用地等のうち借受希望者が見込めない農用地等

3 リストに掲載する項目

別紙 1 の 2 に掲げる項目とする。なお、遊休農地にあっては、「機構に情報提供する遊休農地の一覧」（様式 2 号）、登録農地にあっては、貸付希望農用地等の登録申出書（様式 1 ）からそれぞれ転記するものとする。

4 リストの公表方法

岩手県農業公社（以下「公社」という。）及び各農業委員会において縦覧に供する。

（公社のホームページに、公社及び各農業委員会において縦覧できることを明記）

5 リスト登録情報の関係機関との情報共有

公社は、各市町村の人・農地問題解決加速化推進チーム（以下「推進チーム」という。）を通じて、リストに登録した農用地のうち、当該市町村に係る情報を関係機関と共有する。

## 6 リストからの削除

リストに登録した農用地について、次のいずれかの事由が発生した場合、当該農用地の情報を削除する。このため、各農業委員会においては、次の(3)から(6)までのいずれかに該当した場合、速やかに公社に対して情報提供を行うこと。

- (1) 登録申出の取下げ
- (2) 農地中間管理事業による公社の借入れ又は買受け
- (3) 農地中間管理事業以外の利用権設定等による耕作・利用
- (4) 所有権の移転
- (5) 遊休農地の耕作再開
- (6) 転用又は農業委員会による非農地判断
- (7) 遊休農地について、登録日から2年経過

## (別紙1の2) 遊休農地等リスト

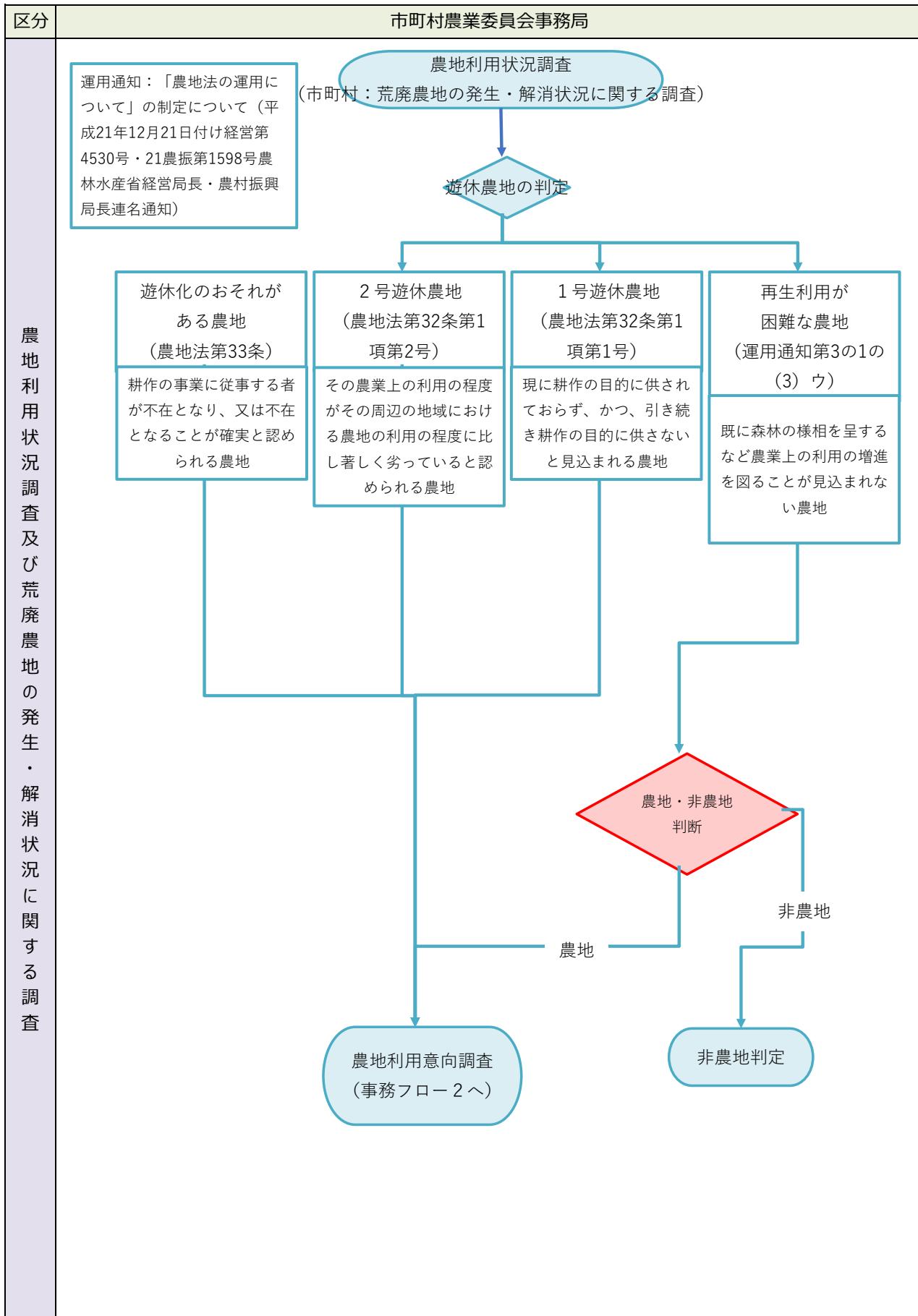
(岩手県農地中間管理機構)  
公益社団法人岩手県農業公社

本リストは、農地所有者から貸付希望があつた農地、または遊休農地に係る利用意向調査の結果、農業委員会から  
公益社団法人岩手県農業公社に情報提供があつた農地について、借受希望者を募ることを目的に作成したものです。  
遊休農地の農地情報は、農地法第52条の3の規定により農業委員会が公表する情報に基づき、作成しています。  
「遊休農地」の欄に○が付された農地の情報は、登録日から2年を経過したときに削除します。

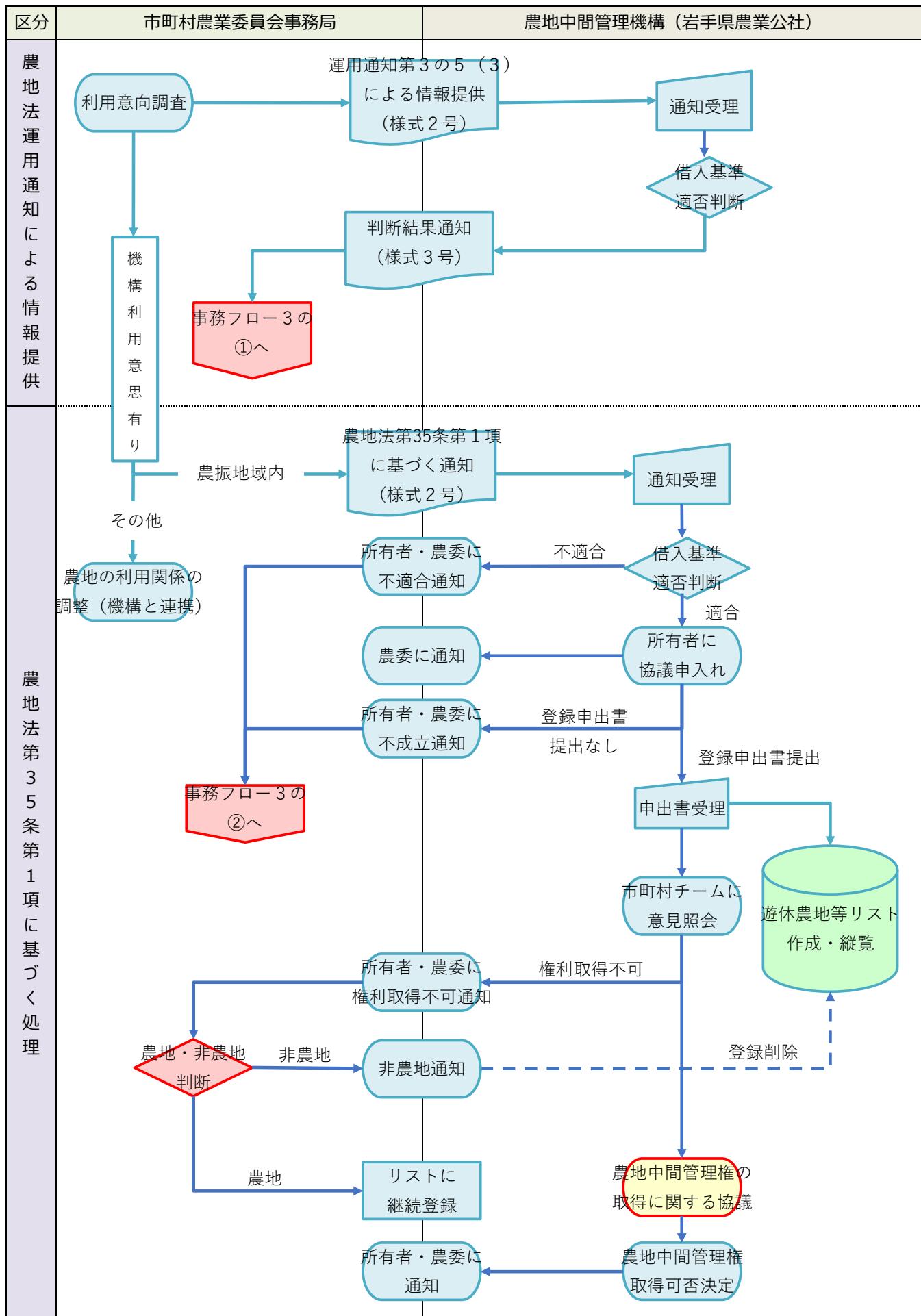
登録日	市町村	農地の所在 (大字・字・地番)	現況地目	現況面積 (m <sup>2</sup> )	農地の状況					登録申出の有無	遊休農地
					境界が確定している	い近隣と問題が生じて	る権利者が確定してい	現状作付け品目	耕作する場合の障害		

# 遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きフロー

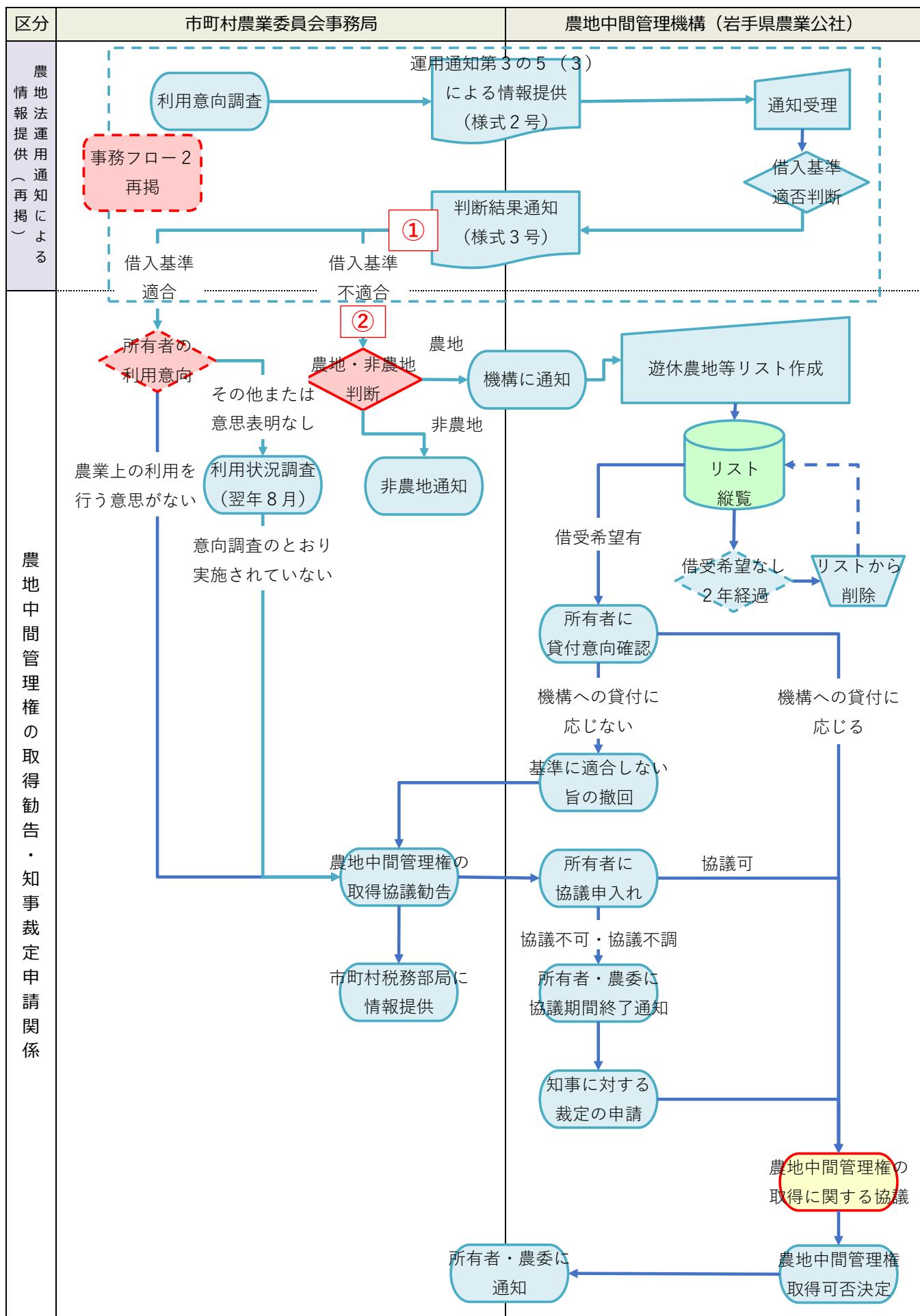
## 事務フロー 1：利用状況調査～遊休農地の判定～利用意向調査



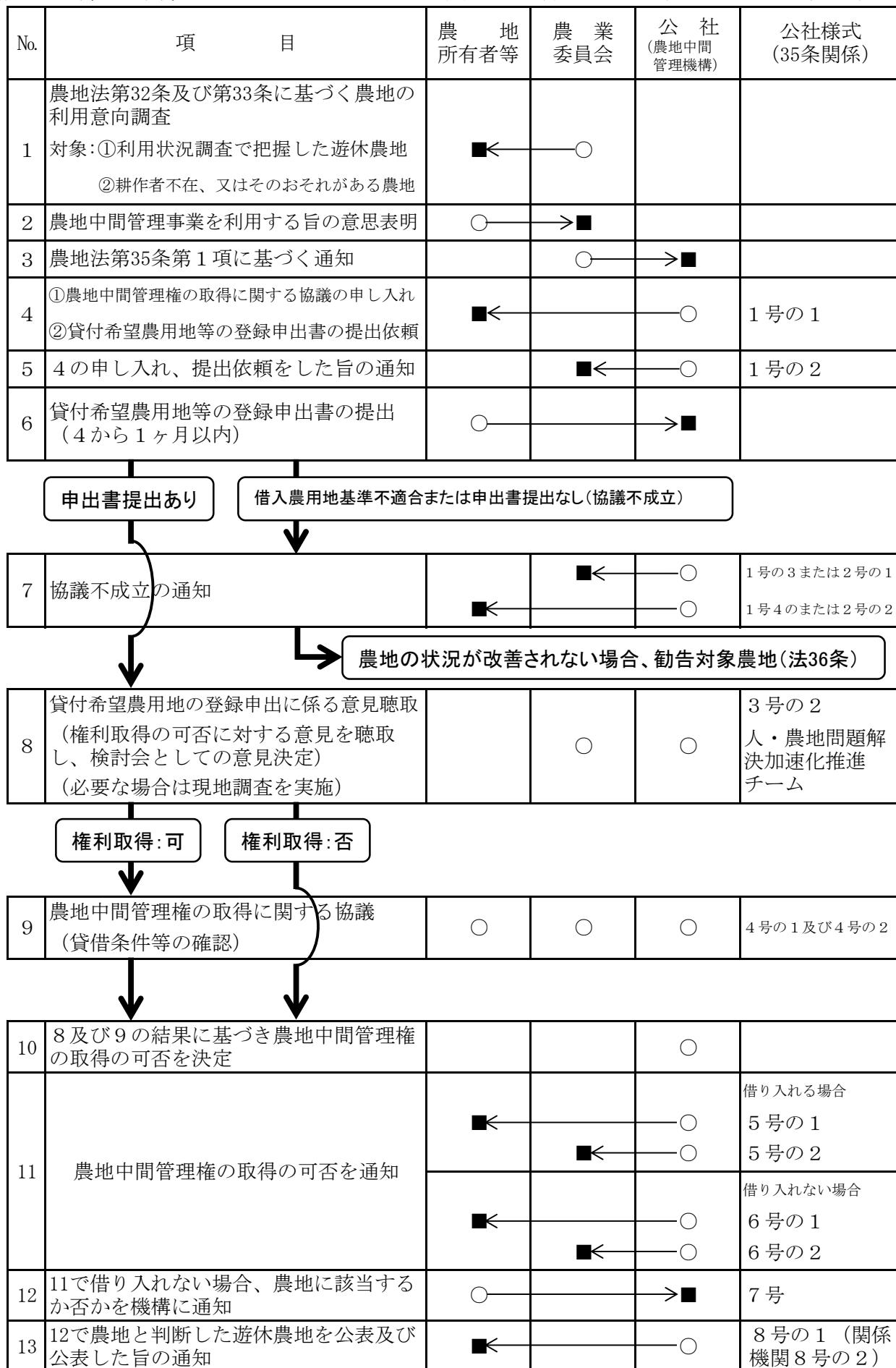
事務フロー 2：利用意向調査～機構への通知～農地中間管理権の取得



事務フロー3：利用意向調査～農地中間管理権の取得協議勧告～知事裁定申請



農地法第35条第1項に基づく通知に対する事務フロー (R 3.3.15改正)



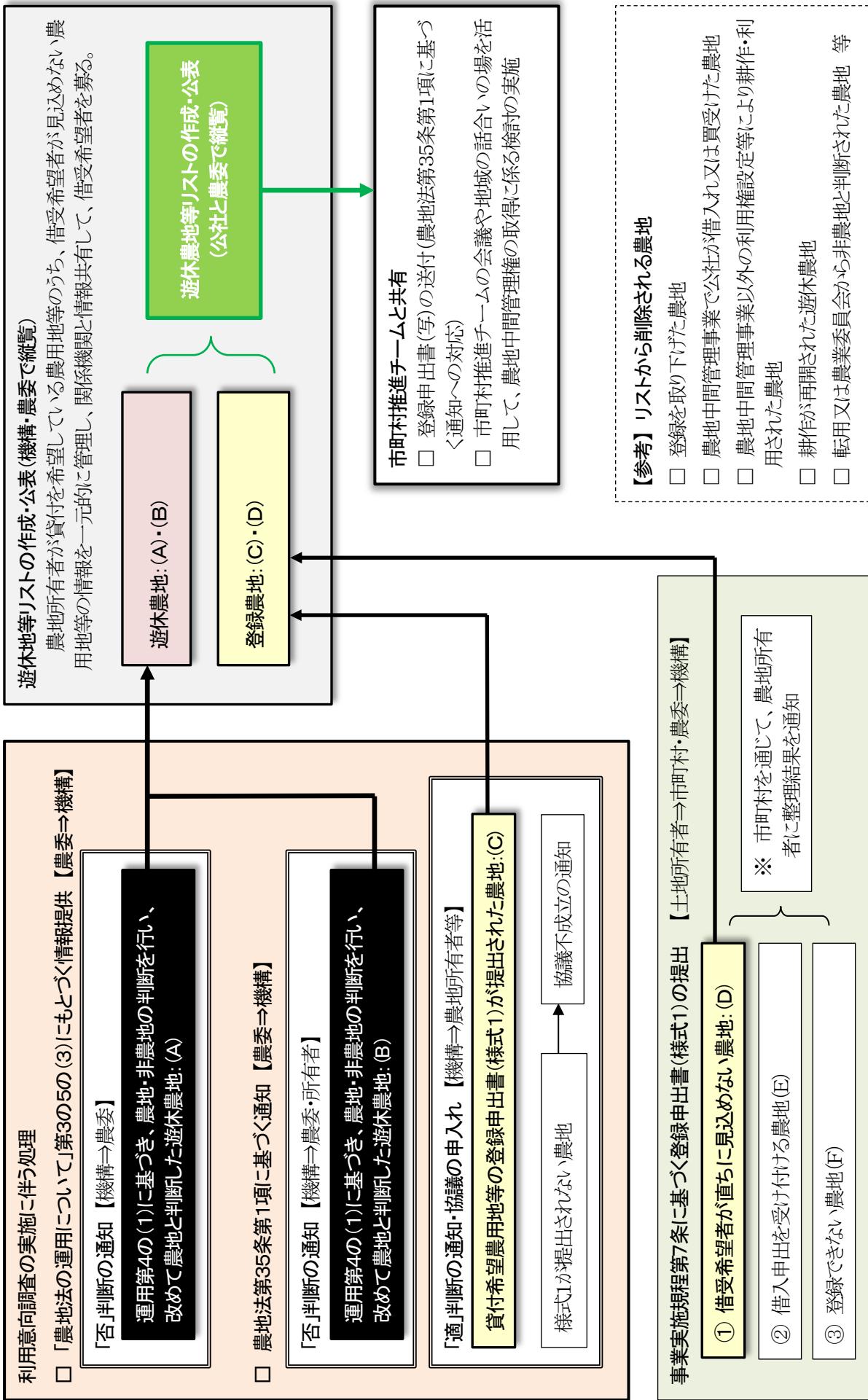
○ : 項目実施者

■ : 通知等相手

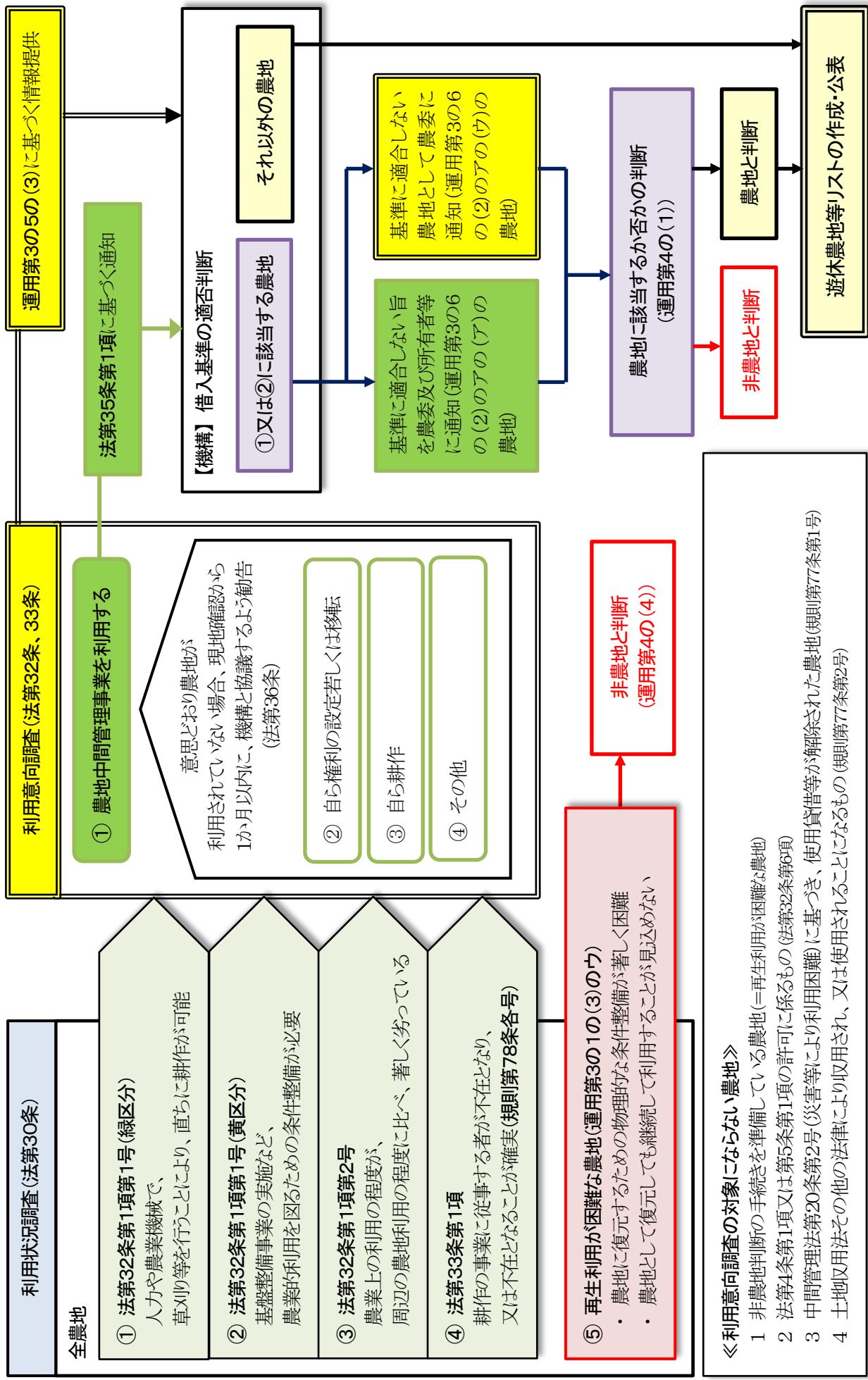
※

No.8の意見が権利取得可の場合であっても、No.9の貸借条件等の確認において、受け手への貸し付けが不可能と判断した場合は、農地中間管理権を取得しないこととします。

## 遊休農地等リスト作成の流れ



## 遊休農地対策の流れ(利用状況調査～遊休農地等リストの公表)



## 遊休農地解消緊急対策事業 実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う農地集積・集約化対策事業実施要綱（令和4年3月28日付け3農振第2876号、以下「実施要綱」という。）の遊休農地解消緊急対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業の開始)

第2条 公社は、市町村から事業の実施に係る要請書（別記様式）（以下「要請書」という。）の提出を受けて、実施要綱に基づく目的や対象要件を満たす度合等が高いと認められる順に、予算の範囲内で事業採択を行うものとする。

2 市町村は、要請書を提出する際、農業委員会から必要な情報の収集、意見聴取等を行って取りまとめるものとする。

### (事業の実施)

第3条 公社は、要請書に基づき実施要綱第9の規定による遊休農地解消計画（以下「実施計画」という。）を作成し、県知事の計画承認を受けて、事業主体として事業に定める簡易整備を予算の範囲内で実施するものとする。

また、簡易整備は、整備後の円滑な営農活動につなげるため、施工業等の依頼を地元農業者・組織へ優先して行う。

### (条件の遵守等)

第4条 公社及び市町村は、事業に係る国庫補助金の交付に際し付される条件を遵守するものとする。

### (簡易整備内容の協議)

第5条 公社は、簡易整備の実施に係る設計及び仕様を定めるときは、あらかじめ市町村と協議するものとする。

また、変更の必要が生じた場合も同様に協議するものとする。

### (実施計画の変更)

第6条 公社は、第3条に規定する実施計画について、変更の必要が生じたときは、実施要綱の定めところにより所要の手続きをとるものとする。

### (完了確認及び貸付け)

第7条 公社は、事業が完了したときは、市町村の立会を得て完了確認を行い、原則として、要請書に位置付けられる者に貸付けるものとする。

### (農用地の利用状況の把握)

第8条 公社及び市町村は、農業委員会が行う農用地の利用状況調査と合わせて、貸付けを行った農用地の利用状況の把握に努めるものとする。

### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は令和4年8月3日から施行する。

別記様式

文書番号

〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人岩手県農業公社

理事長 〇〇〇〇 様

〇〇〇市町村

市町村長 □□□□ 印

遊休農地解消緊急対策事業の実施に係る要請書

このことについて、遊休農地を含めて地域内の農用地を集積・集約化していくため、貴公社に、  
標記事業の事業実施主体として下記地区の簡易整備を行っていただくよう要請します。

なお、事業実施に当たっては、簡易整備後の遊休農地の集積・集約化を推進するとともに、事業推進上必要な事項について、全面的に協力することを確約いたします。

記

対象農用地	所在地	
	面積	
	地目	
	所有者	氏名
		住所
		T E L
要件確認	所有者の同意	
	地域計画（人・農地プラン）に含む	
	農振地区域内	
	1号遊休農地（緑区分）	
	使用貸借のみ	
	利用権 10 年以上	
	翌年度までの貸付見込み	
貸付相手（見込み）		
簡易整備の内容	草刈り、除礫、抜根（新植改植を除く）、耕起・整地、 その他（ ）	
その他		

- ※ 「要件確認」には、要件に該当することを○印で記入すること（全てに○印となること）。
- ※ 「貸付相手」には、貸付相手に見込む農業者情報を記載のこと（担い手、非担い手、作物、年代など）。
- ※ 「簡易整備の内容」には、該当作業を囲む（記載する）こと。
- ※ 農用地の所在が分かる図面、現状が分かる写真、農地法第 30 条第 1 項に規定する農業委員会が実施する利用状況調査表の写しなど（1号遊休農地（緑区分）の証明）を添付のこと。



# V 參考資料



## 令和 5 年 2 月 2 日（木）・令和 4 年度第 3 回岩手県農地集積・集約化推進会議

市町村（農政担当課及び農業委員会事務局）の皆様へ

（公社）岩手県農業公社農地中間管理部

# 令和 5 年度農地中間管理事業等の一部運用変更について

農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正が行われ、令和 5 年度から農地中間管理事業等の運用が一部変更となります。新たな地域計画の確実な策定、地域計画の達成に資する農地中間管理事業の円滑な推進を図っていくため、以下の連携活動等に係る御協力をよろしくお願いします。

## 1 主な運用変更

項目	変更内容	現行	運用変更（方向）
貸借スキーム (改正後の機構法第 19 条ほか)	農用地利用 集積等促進 計画への切替え。	行 為 ○借入：農用地利用集積計画 ○貸付：農用地利用配分計画	⇒ ○借入：農用地利用集積等促進計画に切替え ○貸付：農用地利用集積等促進計画に切替え
業務委託 (改正後の機構法第 22 条ほか)	「窓口業務」が市町村の本来業務へ。	行 為 ○借受貸付の「窓口業務」が市町村等に委託経費を支出。	⇒ 機構による作成。 改正後の機構法第 19 条 2 項により、市町村に案の作成を要請する方向。なお、案の作成に係るバッカアップはこれまで通り。 【理由】 地域計画の確実な実現、現地情報の細やかな反映、事務簡素化など。 ⇒ 市町村への委託内容 ○事業の推進に関する業務 ○借受に関する業務 ○貸付に関する業務 ⇒ 市町村への委託内容 ○事業の推進に関する業務 ○借受に関する業務 ○貸付に関する業務 ⇒ 委託金額は現行並み以上とし、市町村にこれまで通りに委託する方向。

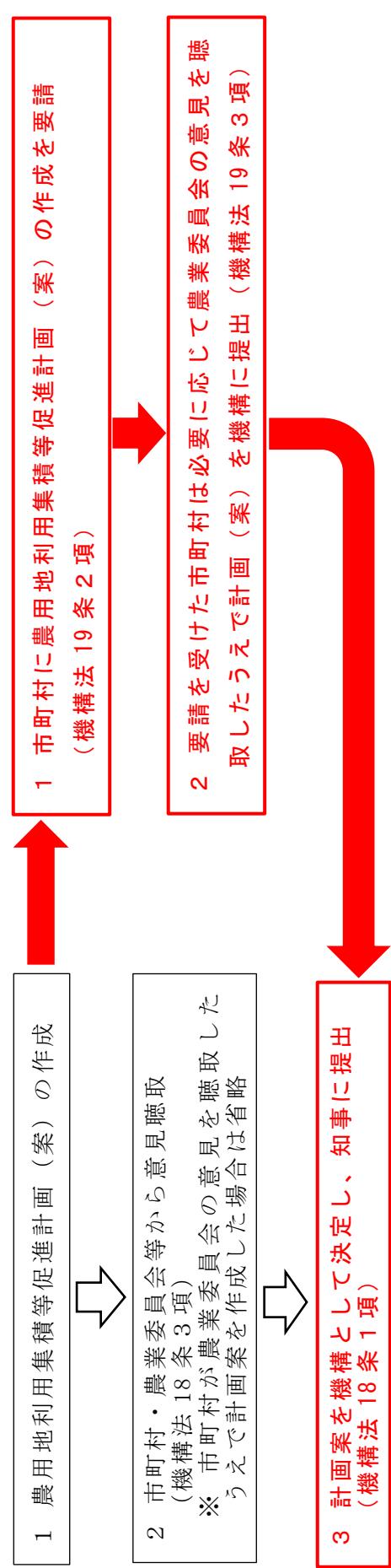
（裏面に続く）

(表面からの続き)

項目	変更内容	現行	運用方向
権利追加後の機構法第2条はか)(改正後は機構法第26条はか)	農業経営の受託、農作業委託の追加	行為 事務	○賃借、使用賃借、所有権移転 ⇒ ○農作業委託、農業経営の受託を追加する方向。 ⇒ 農作業受託の機構による金銭等による金銭等は想定しない(国ガイドライン)。
特例事業の嘱託登記の機構法第26条はか)(改正後は機構法26条はか)	嘱託登記の機構業務へ切替ええ。	行為 事務	法務局への所定書類届け出 ⇒ 法務局への所定書類届け出 ⇒ 機構の担当業務。 ⇒ 機構法第26条2項により、司法書士協会に法務局への届け出を委託する方向。但し、事前の契約行為及び書類準備等はこれまで通り市町村に依頼。

- 2 ○地域計画が策定されるまでは、農用地利用集積計画の一括方式による経過措置を活用します。なお、地域計画が策定された地域では、農用地利用集積等促進計画を順次活用します。  
 ○再配分については、令和5年3月末までに機構から県へ配分計画の認可申請を行ったものが従前での契約対象となります(基本的なスケジュールでは市町農業委員会2月総会の分まで)。従前での契約を希望する際は、公社の地区担当まで取り急ぎ連絡をお願いします。  
 ○農用地利用集積等促進計画の様式は令和5年4月までに示しますが、運用後に不都合な箇所を見直す予定です。

【参考：農用地利用集積等促進計画の作成フロー（表面の1項目について）】



## 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号） 附則抜粋

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

#### (農業経営基盤強化促進基本方針及び基本構想に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）第五条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、施行日から起算して三月を経過する日（その日までに第一条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法（以下「新基盤強化法」という。）第五条の規定により当該基本方針が変更され、及び公表されたときは、その公表の日の前日）までの間は、新基盤強化法第五条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針とみなす。

2 施行日前に旧基盤強化法第六条の規定により定められ、又は変更され、及び公告された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（附則第五条第一項において「旧基本構想」という。）は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに新基盤強化法第六条の規定により当該構想が変更され、及び公告されたときは、その公告の日の前日）までの間は、新基盤強化法第六条の規定により定められ、又は変更され、及び公告された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（附則第十一条第二項において「新基本構想」という。）とみなす。

#### (農用地の利用関係の調整等に関する経過措置)

第三条 農用地（旧基盤強化法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）の所有者は、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により当該農用地を含む地域計画（同条第一項に規定する地域計画をいう。附則第五条第一項及び第六条第三項において同じ。）が定められ、及び公告されたときは、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の例により新たに旧基盤強化法第十五条第一項の申出をすることができる。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第十五条第一項の申出（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた申出を含む。）に係る同条第二項及び旧基盤強化法第十六条の規定による調整、要請、通知、協議、譲渡しその他の行為については、なお従前の例による。

#### (地域農業経営基盤強化促進計画等に関する経過措置)

第四条 施行日から起算して二年を経過する日までの間は、新基盤強化法第十八条第一項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」と、新基盤強化法第十九条第一項中「定めるものとする」とあるのは「定めることができる」とする。

#### (農用地利用集積計画に関する経過措置)

第五条 旧基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する同意市町村をいう。附則第十一条第二項において同じ。）は、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第十一条第一項及び第二十六条において同じ。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。

- 2 この法律の施行前に旧基盤強化法第十九条の規定による公告があった農用地利用集積計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画を含む。附則第十八条において同じ。）については、なおその効力を有するものとし、当該農用地利用集積計画に関する農地法による農地所有適格法人以外の者の報告等並びに農地又は採草放牧地の賃貸借の更新及び解約等の制限、旧基盤強化法による勧告、取消し、公告及びあっせんその他の行為並びに登記の特例並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権（同法第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。附則第十八条において同じ。）に係る賃貸借又は使用貸借の解除及び農用地等の利用状況の報告については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた農用地利用集積計画（この法律の施行前に行われた利用権（旧基盤強化法第四条第三項第一号に規定する利用権をいう。）又は所有権の設定又は移転に係る部分を除く。）に関する農地法による農地又は採草放牧地の権利移動及び転用の制限並びに農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内における開発行為の制限については、なお従前の例による。

#### （農用地利用規程に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項の認定（旧基盤強化法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。次項及び第三項において同じ。）に係る農用地利用規程（農業経営基盤強化促進法第二十三条第七項に規定する特定農用地利用規程（次項において「特定農用地利用規程」という。）及び旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程を除く。）は、新基盤強化法第二十三条第一項の認定（新基盤強化法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）に係る農用地利用規程とみなす。

- 2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る特定農用地利用規程は、当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日（その日までに新基盤強化法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けたときは、その認定を受けた日）までの間は、新基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る特定農用地利用規程とみなす。
- 3 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程については、当

該農用地利用規程の有効期間の満了の日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画（新基盤強化法第二十二条の三第一項に規定する事項が定められているものに限る。）が定められ、及び公告されたときは、当該農用地利用規程に係る旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域のうち、当該地域計画の区域（新基盤強化法第二十二条の三第一項に規定する対象区域内に限る。）については、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の例による。

（農業協同組合法の特例に関する経過措置）

第七条 旧基盤強化法第二十八条第一項に規定する者についての農業協同組合法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、旧基盤強化法第二十八条第二項に規定する者について準用する。

（農地中間管理事業規程に関する経過措置）

第八条 施行日前に第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理事業法」という。）第八条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農地中間管理事業の実施に関する規程は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに第二条の規定による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この条及び次条第二項において「新農地中間管理事業法」という。）第八条の規定により当該規程が変更され、及び公表されたときは、その公表の日の前日）までの間は、新農地中間管理事業法第八条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農地中間管理事業の実施に関する規程とみなす。

（農用地利用配分計画に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にされた旧農地中間管理事業法第十八条第一項の認可の申請であって、この法律の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第十八条第七項の規定による公告があった農用地利用配分計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認可され、及び公告された農用地利用配分計画を含む。）の定めるところによってこの法律の施行前又は施行後に設定され、又は移転された同条第一項の権利は、新農地中間管理事業法第十八条第七項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同条第一項の権利とみなす。

（農用地利用集積等促進計画によらない賃借権の設定等に関する経過措置）

第十条 この法律の施行後に一の農用地利用集積計画（附則第五条第一項の規定によりなお従前の例により定め、及び公告される農用地利用集積計画をいう。）において農地中間管理機構が賃借権の設定等（旧農地中間管理事業法第十八条第一項に規定する賃借権の設定等をいう。以下この条において同じ。）を受ける農用地等について当該農地中間管理機構が同時に賃借権の設定等を行う場合には、旧農地中間管理事業法第十九条の二

の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十八条第一項の」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号。以下「改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなお従前の例により定め、及び公告される」と、「が賃借権の設定等」とあるのは「が賃借権の設定等（改正法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理事業法」という。）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等をいう。以下同じ。）」と、「農用地利用配分計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「同条第三項第四号」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第十八条第三項第四号」と、同条第二項中「第十八条第三項及び第四項」とあるのは「旧農地中間管理事業法第十八条第三項及び第四項」と、「第十九条の二第一項の規定による協議を」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される第十九条の二第一項の規定による協議を」と、「第十九条の二第一項の規定による協議」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される第十九条の二第一項の規定による協議」と、同条第三項中「第十八条第五項第一号及び第二号」とあるのは「旧農地中間管理事業法第十八条第五項第一号」とする。

（農業者等による協議の場の設置等に関する経過措置）

第十一條 この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果に係る区域における協議の場については、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

2 新基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村は、この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により設けられた協議の場に係る協議の結果を含む。）を新基盤強化法第十八条第一項の規定により公表された協議の結果とみなすことができる。

（遊休農地に関する措置に関する経過措置）

第十二條 第五条の規定による改正後の農地法（次項において「新農地法」という。）第三十二条第三項の規定は、施行日以後にされる公示について適用し、施行日前にされた公示及び当該公示に係る農地法第四十一条の規定による通知、裁定の申請その他の行為については、なお従前の例による。

2 新農地法第三十九条第三項の規定は、施行日以後にされる農地法第三十六条第一項の規定による勧告に係る裁定について適用し、施行日前にされた同項の規定による勧告に係る裁定については、なお従前の例による。

（農業協同組合等の農業の経営に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に農業協同組合法第十一条の五十第一項の規定により農業協同組合又は農業協同組合連合会が行っている農業の経営は、第六条の規定による改正後の同法第十一条の五十第三項の規定による決議を経た農業の経営とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の項を次のように改める。

農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号)	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条第一項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第十二条第六項、第七項及び第十一項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第六項の規定により読み替えて適用する第十二条第十三項及び第十四項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）</p> <p>三 第十二条第十三項及び第十四項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第五項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項及び第十一項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）</p>
--------------------------------	--

別表第一農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の項第一号中「、第十九条の二第三項」を削り、同項第二号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改める。

別表第二農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第一号中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第七号」に改め、同項第三号中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第十七条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の二第六項第一号ハ中「農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に、「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「よつて設定」を「よつて設定され」に改め、「使用貸借」の下に「又は同条第一項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借」を加える。

（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する経過措置）

第十八条 土地改良法第九十一条の二第六項第一号に掲げる者が、この法律の施行前に旧基盤強化法第十九条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによってこの法律の施行前又は施行後に設定され、又は移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をした場合における特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

第十九条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第四号中「一に」を「いずれかに」に改め、「同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び」を削る。

第二十二条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「一に」を「いずれかに」に改め、「同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び」を削る。

（農住組合法の一部改正）

第二十条 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」に改める。

（地価税法の一部改正）

第二十一条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号口中「第四条第一項第八号又は第五条第一項第七号」を「第四条第一

項第七号又は第五条第一項第六号」に改める。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第二十二条 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第五項中「同条第二項第六号」を「同条第二項第五号」に改める。

(地域再生法の一部改正)

第二十三条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第十七条の五十六」を「・第十七条の五十五」に、「第十七条の五十七ー第十七条の五十九」を「第十七条の五六十ー第十七条の五十八」に、「第十七条の六十」を「第十七条の五十九」に、「第十七条の六十一ー第十七条の六十三」を「第十七条の六十一ー第十七条の六十二」に改める。

第五条第四項第十四号中「第十七条の六十第一項」を「第十七条の五十九第一項」に改め、同項第十五号中「第十七条の六十一」を「第十七条の六十」に改め、同項第十六号中「第十七条の六十二」を「第十七条の六十一」に改め、同項第十七号中「第十七条の六十三」を「第十七条の六十二」に改める。

第十七条の十七第二項中「（第十七条の五十四第五項において単に「農業委員会を置かない市町村」という。）」を削り、「第十七条の五十七第二項」を「第十七条の五十六第二項」に改める。

第十七条の五十四第三項第三号中「（次項及び第十七条の五十六において「付隨農地等」という。）」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条第八項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十七条の五十五中「前条第七項（同条第八項）を「前条第五項（同条第六項）に改め、「。次条において同じ」を削る。

第十七条の五十六を削り、第五章第十四節中第十七条の五十七を第十七条の五十六とし、第十七条の五十八を第十七条の五十七とする。

第十七条の五十九中「第十七条の五十七第一項」を「第十七条の五十六第一項」に改め、同条を第十七条の五十八とする。

第十七条の六十第二項中「第十七条の六十第一項各号」を「第十七条の五十九第一項各号」に、「第十七条の六十第二項」を「第十七条の五十九第二項」に改め、第五章第十五節中同条を第十七条の五十九とする。

第五章第十六節中第十七条の六十一を第十七条の六十とし、第十七条の六十二を第十七条の六十一とし、第十七条の六十三を第十七条の六十二とする。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第二十四条 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十九第二項第一号イ中「第十七条の三十一において読み替えて準用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条の二第一項前段」を「第十七条の三十一第一項」に改め、同条第三項第四号ただし書中「二十年」を「四十年」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 第十七条の三十一第一項に規定する場合にあっては、農用地利用集積等促進計画の内容が、農地中間管理事業の推進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針及び同法第八条第一項に規定する農地中間管理事業規程に適合するものであること。第十七条の二十四第二項中「第十八条第一項第六号」を「第十八条第一項第五号」に、「同法」を「農地中間管理事業の推進に関する法律」に改め、「第二十一条第二項」の下に「これらの規定を」を加える。

第十七条の二十六中「二十年」を「四十年」に改める。

第十七条の二十七第五号中「六月」を「二月」に改める。

第十七条の三十の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（農地中間管理事業の推進に関する法律の特例）」を付し、同条中「農用地利用集積計画」を「第十八条第七項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画」に、「と、同法」を「と、「使用貸借、当該」とあるのは「使用貸借、第十八条第七項の規定による公告があった」と、同法」に、「中「限る。」」を「中「農用地利用集積等促進計画」に、「限る。」若しくは」を「農用地利用集積等促進計画又は」に、「第十七条の三十一の規定により読み替えて準用する第十九条の二第一項前段」を「第十七条の三十一第一項」に改める。

第十七条の三十一を次のように改める。

第十七条の三十一 農地中間管理機構は、一の農用地利用集積等促進計画において当該農地中間管理機構が賃借権の設定等（所有権の移転を除く。以下この条において同じ。）を受ける農用地等について同時に賃借権の設定等を行う場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定によらず、当該賃借権の設定等を行うことができる。

2 農地中間管理機構は、前項の規定による賃借権の設定等を行うことについての第十七条の十九第三項第四号の同意をする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。

3 農地中間管理機構は、前項に規定する同意をしようとするときは、同項の規定により聴取した利害関係人の意見を記載した書類を福島県知事に提出しなければならない。

第十七条の三十二中「第六条の二第二項第二号中「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第四号」を「第六条の二第二項中「同号」に改める。

第十七条の三十三第一項中「次に掲げる事務（）を「農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る農業委員会の事務（同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限り、）に、「農地法及び農業経営基盤強化促進法」を「同法」に改め、同項各号を削る。

(福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第十七条の二十七の規定は、施行日以後にされる公示について適用し、施行日前にされた公示並びに当該公示に係る前条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（次条において「旧福島特措法」という。）第十七条の十九及び第十七条の二十の規定による作成、公告その他の行為については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律の施行の際現に旧福島特措法第十七条の三十三第一項の規定により同項に規定する特例分担事務（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）を行っている市町村長は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例により当該特例分担事務を行うことができる。

(所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第二十七条 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第五十一条第十六項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。附則第六十九条第九項において「令和四年旧基盤強化法」という。）」に、「第三十七条第一項、第三項」を「第三十七条第一項中「、同年三月三十一日」とあるのは「同年三月三十一日とし、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一条第十六項に規定する特定個人の同表の第二号又は第七号の上欄に掲げる資産にあつては令和元年十二月三十一日とする。」と、同表の第七号の下欄中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた同条の」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第五条第二項に規定する」と、同条第三項」に改める。

附則第六十九条第九項中「農業経営基盤強化促進法」を「令和四年旧基盤強化法」に、「同条第四項」を「同表の第七号の上欄中「同法第十九条の規定による公告があつた同条の」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第五条第二項に規定する」と、同条第四項」に改める。

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣総理・総務・財務・農林水産・国土交通大臣署名)

**令和5年3月24日（金）・令和4年度基盤法等一部改正に係る農地中間管理事業の実務説明会**

**農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による経過措置**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第56号)		運用上の解釈
附則の第五条	<p>旧基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する同意市町村をいう。附則第十一條第二項において同じ。）は、施行日から二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第十一條第一項及び第二十六条において同じ。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。</p>	<p>○ 機構では、地域計画が策定されるまでの2年間まで、農用地利用集積計画の一括方式による経過措置を活用します。なお、地域計画が策定された地域では、農用地利用集積等促進計画を順次活用します。</p>
附則の第九条	<p>この法律の施行前にされた旧農地中間管理事業法第十八条第一項の認可の申請であって、この法律の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。</p> <p>2 この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第十八条第七項の規定による公告があった農用地利用配分計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認可され、及び公告された農用地利用配分計画を含む。）の定めるところによってこの法律の施行前又は施工後に設定され、又は移転された同条第一項の権利は、新農地中間管理事業法第十八条第七項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同条第一項の権利とみなす。</p>	<p>○ 機構が借入れている農用地等の再配分については、令和5年3月末までに機構から県へ配分計画の認可申請を行ったものが従前契約のままで効力を有します。これ以降（4月1日～）の再配分は、新たな農用地利用集積等促進計画を活用します。再配分に係る2年間の経過措置はありません。なお、借入及び貸付の両契約とも設定し直す「再設定」（更新）の場合は、集積計画一括方式が活用できます。※留意：但し、岩手県で扱う再設定とは、借入の契約期間が残っている状態で、契約期間が満了した貸付契約を設定し直すことと捉えているため、再配分と同様の解釈となります。</p>
附則の第十条	<p>この法律の施行後に一の農用地利用集積計画（附則第五条第一項の規定によりなお従前の例により定め、及び公告される農用地利用集積計画をいう。）において農地中間管理機構が貸借権の設定等（旧農地中間管理事業法第十八条第一項に規定する貸借権の設定等をいう。以下この条において同じ。）を受ける農用地等について当該農地中間管理機構が同時に貸借権の設定等を行う場合には、旧農地中間管理事業法第十九条の二の規定は、なおその効力を有する。以下略</p>	<p>○ 遊休農地解消緊急対策事業の対象となる農用地など、一括方式に寄らない貸借にあたっては、次のとおり対応します。地域計画が策定されるまでの2年間は、従前の農用地利用集積で機構が借入れ、簡易整備を行った後に、新たな農用地利用集積等促進計画を活用して貸付けます。地域計画が策定された場合には、借入・貸付とともに、新たな農用地利用集積等促進計画を活用します。貸付に係る2年間の経過措置はありません。</p>
附則の第五条	<p>旧基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する同意市町村をいう。附則第十一條第二項において同じ。）は、施行日から二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第十一條第一項及び第二十六条において同じ。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。</p>	<p>○ 機構が農用地の売買を行う場合には、地域計画が策定されるまでの2年間は、従前の農用地利用集積計画で買入契約を行い、従前の農用地利用集積計画で売渡契約を行うことができます。つまり、売買については、農用地利用集積計画で行っていることから、その経過措置2年間が適応されます。※留意：貸付は農用地利用配分計画で行っていることに対して、売渡は農用地利用集積計画で行っていること。</p>
附則の第五条	<p>旧基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する同意市町村をいう。附則第十一條第二項において同じ。）は、施行日から二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第十一條第一項及び第二十六条において同じ。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。</p>	<p>○ 機構を介さずに、市町村が基盤法に基づく貸借、あるいは売買を行なおうとする場合、地域計画が策定されるまでの2年間は、従前の農用地利用集積計画で契約行為を行うことが可能です。なお、地域計画が策定された後は、「機構を通じた方法」のみとなり、新たな農用地利用集積等促進計画で貸借、あるいは売買の契約行為を行います。なお、これとは別に、農地法3条による契約行為は可能となります。</p>

## 土地改良区の組合員制度と組合員資格得喪通知について

### 1. 土地改良区の組合員制度の概要

- ① 土地改良施設の新設・改良・維持管理事業を行うため、土地改良区を設立
- ② 土地改良区の設立により、事業参加者資格者が土地改良区の組合員となる強制加入制
- ③ 事業参加資格者は、自作地では所有者（＝耕作者）
- ④ 事業参加資格者は、賃借地では耕作者（農業委員会の承認を得れば所有者）
- ⑤ 一筆1資格者制

### 2. 事業参加資格者（土地改良法第3条） 「3条資格者」

<b>自作地</b>	第3条第1項第1号  <u><b>所有者（＝耕作者）</b></u>  農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、 その <u>所有者</u>
<b>賃借地</b>	第3条第1項第2号  <u><b>原則として耕作者</b></u>  農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものに ついては、・・・(中略)・・・所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、 かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、 その他の場合にあつては、 <u>その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者</u>

### 3. 組合員の権利・義務

<b>(1) 組合員資格に基づく強制加入制</b>	土地改良法第11条  土地改良区の地区内にある土地につき <u>第3条に規定する資格</u> を有する者は、その土地改良区の組合員とする。
<b>(2) 議決権及び選挙権</b>	土地改良法第31条  組合員は、各々一個の <u>議決権</u> 並びに役員及び総代の選挙権を有する。
<b>(3) 賦課金等の負担</b>	土地改良法第36条  土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費・・・(中略)・・・に充てるため、その地区内にある土地につき、 <u>その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収</u> することができる。
<b>(4) 権利義務の承継</b>	土地改良法第42条第1項  土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、・・・(中略)・・・ <u>権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第3条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。</u>  <u>「未納賦課金(延滞金・過怠金)の納入義務は原則として耕作者に移転」</u>

#### 4. 組合員の資格得喪の通知

<p><b>(1) 連署による通知義務</b></p>	<p><b>土地改良法第43第1項</b></p> <p>土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。</p> <p><b>土地改良法施行規則第33条第1項</b></p> <p>(当事者間の意思の真正なものであることを担保)</p> <p>法第43条第1項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に<u>当事者が連署してしなければならない</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当事者の氏名又は名称及び住所</li> <li>二 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積</li> <li>三 資格得喪の原因及びその時期</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>&lt;当事者の連署による資格得喪通知&gt;</b></p> <pre> graph TD     A[所有者 A] -- ① 借受 --&gt; C[農地中間管理機構]     C -- ② 貸付 --&gt; B[(資格取得者)耕作者(担い手) B]     C -- "通知 (所有者と機関の連署で通知)" --&gt; A     C -- "通知 (耕作者と機関の連署で通知)" --&gt; B     C -- "(第43条第1項)" --&gt; D[土地改良区]   </pre>
<p><b>(2) 農地中間管理機構による通知の簡素化</b></p>	<p><b>土地改良法第43第3項 (H31.4.1改正施行)</b></p> <p>農地中間管理機構が土地改良区の地区内にある土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の得喪についてその土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構及び当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は取得した者は、それぞれ第1項の規定による通知をしたものとみなす。</p> <p><b>土地改良法施行規則第33条第2項及び第3項</b></p> <p>◇農地中間管理機構が単独で土地改良区に組合員の資格得喪を通知する場合、「農用地利用集積計画」の写し又は「農用地利用分配計画」の写しを添付することで可能としている。</p>

## 5. 本県における機構単独による組合員資格得喪通知の取扱い

### 【これまで】

- (1) 令和2年1月以降に借入協議する契約から、組合員資格取得者を確認し、「受け手（耕作者）が組合員資格取得者になる案件」について、農地中間管理機構から単独で土地改良区に組合員資格得喪通知書を提出。
- (2) 提出資料
  - ①組合員資格得喪通知書（鑑文書）
  - ②農用地利用集積計画、又は農用地利用配分計画の各筆明細及び共通事項（※）の写し
  - ③各筆明細データ一覧表（確認用として参考添付）

※ 共通事項 別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担者	土地改良区組合員資格者	該当土地改良区	備考
経常賦課金（水利費等）	1 耕作者 2 土地所有者			
償還賦課金	1 耕作者 2 土地所有者			

注）負担者及び土地改良区組合員資格者については、該当者を○で囲むか、非該当者に見え消し線を引くこと

### 【課題】

- (1) 土地改良区の組合員資格者について、貸借契約時の説明不足もあって当事者農家に誤解を招き、土地改良区の運営に支障を与える事態が発生したこと。
- (2) 出し手（土地所有者）が組合員になることについて、農業委員会に資格取得の手続きを行なった実態が無いこと。

### 【今後】

- (1) 共通事項 別表2 公課費負担に係る特約事項の様式を改訂し、〔土地改良区組合員資格者〕の欄を削除。
- (2) 上記(1)の改訂様式を適用した案件から全てについて、土地改良法第43第3項に基づき農地中間管理機構から土地改良区に組合員資格得喪通知書を提出。
- (3) 法に基づく土地改良区の組合員資格について、貸借契約時、関係当事者に明確な説明を実施。

## 6. 準組合員制度について（参考）

### 【創設の目的】

◇ 所有者から耕作者に組合員の資格交代を円滑に進めるため、賦課金・夫役の負担の一部を土地所有者が分担できるようにする仕組みが必要。

### 【準組合員制度の創設】

#### 土地改良法第15条の2～第15条の4（H31.4.1改正施行）

- (1) 貸借地で耕作者が組合員の場合、所有者を準組合員とすることが可能。
- (2) 貸借地で所有者が組合員資格を取得した場合、耕作者を準組合員とすることが可能。
- (3) 一筆毎の地権者の任意加入制。
- (4) 準組合員は、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。
- (5) 準組合員は、議決権や選挙権は有しないが、総会に出席して意見を述べることが可能。
- (6) 準組合員の導入の有無は、土地改良区の総会で決定（定款記載事項）。
- (7) 現在、県内で導入を決定している土地改良区は、豊沢川土地改良区、石鳥谷東部土地改良区、大迫土地改良区、岩手中部土地改良区、衣川土地改良区。

## 貸借契約時説明事項（案）

## 土地改良区の組合員資格等について

## 【土地改良区の組合員について】

- ① 貸借地について、土地改良区の組合員資格者は、土地改良法第3条第1項第2号に基づき、原則として耕作者になります。
- ② 土地改良区の組合員資格者は、土地改良法第11条の規定により、土地改良区の組合員になります。
- ③ 耕作者から耕作の権原の無い土地所有者に組合員資格者を交替する必要がある場合は、土地所有者から農業委員会に申出を行い、その承認を受ける必要があります。

## 【土地改良区組合員資格の得喪通知義務について】

- ① 土地改良区の組合員の資格を取得し、又は喪失した場合は、土地改良法第43条第1項に基づき当事者連署により、土地改良区に通知する義務があります。
- ② 農地中間管理事業による場合は、土地改良法第43条第3項に基づき、当該資格の得喪について、農地中間管理機構から単独で土地改良区に通知することとします。この際の資格取得者は受け手（耕作者）、資格喪失者は出し手（土地所有者）として通知を行います。
- ③ 土地所有者に組合員資格を交替する必要がある場合には、農業委員会によるその承認後に、土地所有者から土地改良区に届け出を行うことになります。

## 【賦課金等の負担について】

- ① 土地改良区の賦課金等の負担義務者は、土地改良法第36条の規定により、組合員になります。
- ② 土地改良区賦課金の未納があった場合、土地改良法第42条の規定により、納入義務は、土地改良区の組合員資格取得者に承継されます。
- ③ 共通事項の別表2（※）において負担者を土地所有者とした場合、期限までに土地所有者から納入がなかった場合は、当該未納金について延滞金及び過怠金を含め耕作者（組合員）に請求される場合があります。

## ※ 共通事項 別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担者	該当土地改良区	備考
経常賦課金(水利費等)	1 耕作者 2 土地所有者		
償還賦課金	1 耕作者 2 土地所有者		

注) 負担者については、該当者を○で囲むか、非該当者に見え消し線を引くこと

(4/4)

分類	質問事項 通知内【賦課金等の負担について】では、 土地改良区の賦課金等の負担義務者は、土地改良法第36条の規定により、組合員 になります。	質問意見等 中間管理事業による賃借契約において、土地改良区の組合員資格を喪失することとなる耕作の権原の無い土地所有者が賦課金の 負担者とする契約条件が、そもそも成立するのかという趣旨のご質問と理解しての回答ではあります、次の理由により契約内容 が機能することから、成立するものと考えられます。
	<p>とありますか、一方で</p> <p>③共通事項の別表2(※)において負担者を土地所有者とした場合、(中略)～耕作者(組合員)に請求される場合があります。</p> <p>③では中間管理事業での賃借により耕作の権原の無くなった土地所有者が、組合員資格を持たずに賦課金の負担者となっているケースを指しているのでしょうか。そのようなことは可能でしょうか。</p>	<p>(理由)</p> <p>①農地中間管理事業における賃借契約において、土地改良区賦課金の負担義務のない土地所有者が負担者となる契約条件的是非について、当事者間の意義に基づく契約行為であることから、成立するものと考えられます。</p> <p>②土地改良区としては、賦課金の負担義務のない土地所有者が、組合員に代わって賦課金を納入することについて、敢えて拒むことでもないということ。</p> <p>③賦課金の負担義務者は、組合員資格者であることが土地改良法に基づき明確であることから、負担者を土地所有者とする契約条件をもって、土地改良区に対抗することができないこと。</p> <p>又、土地改良区は、土地改良法に基づき、組合員(賦課金負担義務者)に対する滞納処分が可能であること。</p> <p>④賦課金の負担義務のない土地所有者が支払わなかつた場合、契約不履行による損害賠償請求権が成立し、当事者間において係争することが可能であること。</p>

各市町村長（農政担当課扱い）  
各市町村農業委員会会長  
(一社)花巻農業振興公社理事長  
各土地改良区理事長

} 様

公益社団法人岩手県農業公社理事長

農地中間管理事業「令和6年度以降における当該年度賃借料収受の対象とする公告契約期」について  
日頃より、農地中間管理事業の円滑な推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法等改正を受け、これまでの市町村長公告による農用地利用集積計画が廃止となり、農地バンクの農用地利用集積等促進計画に統合一本化されるほか、平成26年度事業導入に伴う契約更新等も重なり、今後の賃貸借契約等が大幅増加する見通しです。

つきましては、こうした状況を背景に、紙ベースの契約書類を正しく金融システムにデータ移行させ、賃借料収受を安全に行っていくため、下記の通り、令和6年度以降における当該年度賃借料収受の対象とする公告契約期を1か月前倒しますので、御理解・御協力をお願いするとともに、地域計画座談会等で農業者様に周知していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、賃借料の徴収日（毎年11月30日）、支払日（毎年12月20日）の変更はございません。

#### 記

##### 1 農地中間管理事業「令和6年度以降における当該年度賃借料収受の対象とする公告契約期」

現行（令和5年度まで）	変更後（令和6年度以降）
毎年「8月末まで」の公告契約（変更・解約等を含む）	毎年「7月末まで」の公告契約（変更・解約等を含む）※現行より1か月前倒し

留意：対象契約は農地中間管理事業の「借入」「貸付」、農地売買等支援事業の「一時貸付」。

##### 2 変更する理由

農業経営基盤強化促進法等改正に基づく農用地利用集積計画の廃止、もって農地バンクの農用地利用集積等促進計画への統合一本化及び契約更新も重なり、今後の賃貸借契約等が大幅増加する見通しにあり、紙ベースの契約書類を正しく金融システムにデータ移行させ、賃借料収受事務を安全に行っていくため。

##### 3 参考

全国的に農地中間管理事業の実績が大きい北海道・東北各県でも岩手県同様に前倒しの準備中であり、既に宮城県は6月末まで、山形県は7月末までの公告契約を当該年度賃借料収受の対象としています。

担当：農地中間管理部  
佐藤（課長）、奥寺（副部長）、小野（部長）  
TEL 019-601-8236

農地中間管理事業を活用する  
「農業法人・農業者・関係機関等」の皆様へお知らせ

- 令和6年度以降、農地中間管理事業の賃借料収受対象（※）となる契約の公告認可期限は、これまでより1か月前倒し「7月末まで」となります（変更・解約等を含む）。
- なお、賃借料の徴収日（毎年11月30日）、支払日（毎年12月20日）の変更はございません。

※ 農地中間管理事業の「借入」「貸付」、農地売買等支援事業の「一時貸付」。

お気をつけください！！

「7月末まで」とは、申し出の期限ではなく、契約に係る公告・認可の完了期限となります。例えば、賃借料変更等の希望を当年度に反映させたい場合などでは、余裕を持って（少なくとも1か月前以上の6月末まで）、農業公社あるいは市町村の農政課・農業委員会等にご相談ください。調整に時間を要す場合には、翌年度からの反映となります。

変更する（1か月前倒す）理由！！

農業経営基盤強化促進法等改正に基づく農用地利用集積計画の廃止、もって農地バンクの農用地利用集積等促進計画への統合一本化及び契約更新も重なり、今後の賃貸借契約等が大幅増加する見通しにあり、紙ベースの契約書類を正しく金融システムにデータ移行させ、賃借料収受事務を安全に行っていくためです。

令和5年10月  
(公社) 岩手県農業公社 農地中間管理部  
TEL 019-601-8236

農地中間管理事業の実施に関する規程は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに第二条の規定による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この条及び次条第二項において「新農地中間管理事業法」という。）第八条の規定により当該規程が変更され、及び公表されたときは、その公表の日の前日）までの間は、新農地中間管理事業法第八条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農地中間管理事業の実施に関する規程とみなす。

（農用地利用配分計画に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にされた旧農地中間管理事業法第十八条第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認可され、及び公表された農用地利用配分計画を含む。）の定めるところによつてこの法律の施行前又は施行後に設定され、又は移転された同条第一項の権利は、新農地中間管理事業法第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第一項の権利とみなす。

（農用地利用集積等促進計画による経過措置）

第十条 この法律の施行後に一の農用地利用集積計画（附則第五条第一項の規定によりなお従前の例により定め、及び公告される農用地利用集積計画をいう。）において農地中間管理機構が賃借権の設定等（旧農地中間管理事業法第十八条第一項に規定する賃借権の設定等をいう。以下この条において同じ。）を受ける農用地等について当該農地中間管理機構が同時に賃借権の設定等を行う場合には、旧農地中間管理事業法第十九条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十八条第一項の」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号。以下「改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなお従前の例により定め、及び公告される」と、「が賃借権の設定等」とあるのは「が賃借権の設定等（改正法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理事業法」という。）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等をいう。以下同じ。）」と、「農用地利用配分計画」と、「同条第三項第四号」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第十八条第三項第四号」と、同条第二項中「第十八条第三項及び第四項」と、「第十九条の二第一項の規定による協議を」とあるのは「旧農地中間管理事業法第十八条第三項及び第四項」と、「第十九条の二第一項の規定による協議を」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される第十九条の二第一項の規定による協議」と、「第十九条の二第一項の規定による協議」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される第十九条の二第一項の規定による協議」と、同条第三項中「第十八条第五項第一号及び第二号」とあるのは「旧農地中間管理事業法第十八条第五項第一号」とする。

（農業者等による協議の場の設置等に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果に係る区域における協議の場については、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

2 新基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村は、この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により設けられた協議の場に係る協議の結果を含む。）を新基盤強化法第十八条第一項の規定により公表された協議の結果とみなすことができる。

（検討）

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を自途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

◎農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和四年政令第三百五十五号）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とする。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第一条中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、第二条中農業經營基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七条までの改正規定、同法第二章第三節を削る改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条第二項の改正規定、同法第十八条の改正規定（同条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とする部分を除く。）並びに同法第二十三条第十項及び第三十三条の改正規定、第三条中農地法第二条第三項第二号の改正規定、同法第三条の改正規定（同条第一項第七号の二に係る部分及び同条中第六項を削り、第七項を第六項とする部分を除く。）、同法第四条第一項第三号及び第五条第一項第二号の改正規定、同法第十七条ただし書の改正規定（「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。）、同法第三十五条（見出しを含む。）の改正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、第四十六条第一項及び第六十三条第一項第十四号の改正規定、第四条中農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項第五号の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定、附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（農用地利用配分計画に関する経過措置）

第一条 この法律の施行前にされた第一条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（次項において「旧農地中間管理事業法」という。）第十八条第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第十八条第一項の認可を受けた農用地利用配分計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認可を受けた農用地利用配分計画を含む。）については、第三条の規定による改正後の農地法（附則第七条第二項において「新農地法」という。）第四条第一項第四号及び第五条第一項第三号並びに第四条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項第六号の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律、農業經營基盤強化促進法、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年政令第百一号）

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は令和元年十一月一日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は令和二年四月一日とする。

◎農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

（農地中間管理事業規程に関する経過措置）

第八条 施行日前に第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理事業法」という。）第八条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された

て、当該行為に係る農地の面積の合計が四ヘクタールを超えるものに係る農用地利用集積等促進計画に係るものに限る。)

(農林水産省令への委任)  
第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、農林水産省令で定める。

#### 第四章 罰則

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第三十条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

別表（第二条、第三条関係）

法第十八条第五項第一号イに掲げる要件

農用地  
木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

別表（第十四条関係）

その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

その土地を効率的に利用することができると認められること。

農用地  
木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

農用地  
木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

農用地  
木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

その土地を効率的に利用することができると認められること。

に関し報告を求め、又はその職員に、業務受託者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 業務受託者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。
- 4 第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- 第三十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。
- 一 第四条の規定による指定をしたとき。
  - 二 第五条第二項の規定による届出があつたとき。
  - 三 第六条第三項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十四条第一項の認可をしたとき。
  - 四 第九条第四項に規定する書類の提出があつたとき。
  - 五 第十五条第一項の規定により第四条の規定による指定を取り消したとき。

(事務の区分)

- 第三十二条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- 一 第三条第一項、第四項及び第五項、第四条、第五条、第八条第一項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十八条第一項、第六項及び第七項、第二十条、第二十一条第二項、第二十八条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
  - 二 第十八条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同号に規定する指定市町村が処理することとされている事務（農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするため、農地又は農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為であつ

者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受すること  
2 信託法人は、他の者と共同して信託の引受けをすること  
ができない。

第二十八条 信託法人への信託については、信託法（平成十八年法律第八号）に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、都道府県知事に属する。

一 信託法第六十六条第一項の規定による信託の終了を

命ずる裁判、同法第六十九条第一項の規定による保全

処分を命ずる裁判及び同法第七十三条第一項の規定に

よる新受託者の選任の裁判

二 信託法第一百八十条第一項の規定による鑑定人の選任の

裁判

三 信託法第二百二十三条の規定による書類の提出を命ずる裁判

四 信託法第二百三十一条第二項の規定による弁済の許可の

裁判

第二十九条 信託法第三条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第四条第二項及び第三項、第五条、第六条、第十二条第三項から第四項まで、第五十五条、第七十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十五条、第九十六条から第九十八条まで、第一百三条、第一百四条、第一百二十三条から第一百三十条まで、第一百四十六条から第一百四十八条まで、第八章、第十章、第十一章、第二百六十七条から第二百六十九条まで並びに第二百七十条第二項及び第四項の規定は、信託法人への信託については、適用しない。

（報告徴収及び立入検査）

第三十条 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構に対しその業務若しくは資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、農地中間管理機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農地中間管理機構から農地中間管理事業に係る業務の委託を受けた者（以下この項及び次項において「業務受託者」という。）に対しその委託を受けた業務の状況

第二十五条 農林水産大臣は、農地中間管理事業の実施状況について全国的な見地から評価を行い、その結果及び農地中間管理事業を効率的かつ効果的に実施している農地中間管理機構の取組に関する情報を公表することその他の方法により、農地中間管理事業の効率的かつ効果的な実施に向けた取組が促進されるように努めるものとする。

### 第三章 雜則

#### (農業協同組合法の特例)

第二十六条 第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて貸借権、使用貸借による権利又は經營受託権が設定されたことにより農業協同組合法第二十一条第一項第一号の事由に該当することとなつた農業協同組合の組合員たる個人（認定団体（農業経営基盤強化促進法第二十三条第十項に規定する認定団体をいふ。次項において同じ。）の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農業協同組合の定款で定めるものに限る。）は、農業協同組合法第二十一条第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わないものとする。

2 前項の規定は、第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて貸借権、使用貸借による権利又は經營受託権が設定されたことにより農業協同組合法第七十三条第一項において準用する同法第二十一条第一項第一号の事由に該当することとなつた同法第七十二条の十第一項第一号の事業を行う農事組合法人の組合員（認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農事組合法人の定款で定めるものに限る。）について準用する。

#### (登記の特例)

第二十六条の二 第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

#### (信託法の特例)

第二十七条 農地貸付信託の引受けを行う農地中間管理機構（以下「信託法人」という。）への農用地等の信託の委託

農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は前二号に掲げる事項について異議を述べることができる旨

六 不確知共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなす旨  
一 申出者の氏名又は名称及び住所  
二 当該申出に係る共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積  
三 当該申出の趣旨

(不確知共有者のみなし同意)

第二十二条の四 不確知共有者が前条第五号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなす旨

(情報提供等)

第二十二条の五 農林水産大臣は、共有者不明農用地等に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、第二十二条の三の規定による公示に係る共有者不明農用地等に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第四節 連携及び協力等  
(地方公共団体との連携等)

第二十三条 農地中間管理機構は、地方公共団体及び公庫等と密接な連携の下に、その創意工夫を發揮して農地中間管理事業を積極的に実施しなければならない。

(事業への協力)

第二十四条 農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会その他の農業に関する団体及び公庫等は、農地中間管理事業の実施に関し農地中間管理機構から必要な協力を求められた場合には、これに応するよう努めるものとする。

(農林水産大臣による評価等)

第二十二条 法第二十二条の三第五号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。  
一 申出者の氏名又は名称及び住所  
二 当該申出に係る共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積  
三 当該申出の趣旨

関連情報の提供を求めるること。

四

登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求める事。

五

前各号の措置により判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者に対し、当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

(共有持分を有する者を特定するための措置)

第二十一条令第四条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者に宛てて送付すべき書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法によって送付する措置とする。ただし、当該共有者不明農用地等の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、共有持分を有する者と思料される者を訪問する措置によることができる。

(共有者不明農用地等に係る公示)

第二十二条の三 農業委員会は、前条第一項の規定による要請に係る探索を行つてもなお共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて知っているものの全ての同意を得て、農地中間管理機構の定めようとする農用地利用集積等促進計画及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積
- 二 共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができない旨
- 三 共有者不明農用地等について、農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける旨

- 四 前号に規定する権利の種類、内容、始期及び存続期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては、借賃並びにその支払の相手方及び方法
- 五 不確知共有者は、公示の日から起算して二月以内に、

(不確知共有者からの申出)

と。

- 一 当該共有者不明農用地等を現に占有する者
- 二 農地法第五十二条の二の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知共有者関連情報を保有すると思料される者
- 三 当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者であつて知れているもの

- (不確知共有者関連情報の提供を求める方法)
  - 第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される登記官に対し、当該登記名義人等に係る不確知共有者関連情報を求める場合には、次に掲げる措置をとる方法によるものとする。
  - 令第四条第三号に規定する登記名義人等（以下この条において「登記名義人等」という。）が自然人である場合にあつては、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求し、戸籍謄本等に記載されている登記名義人等の相続人を確認すること。
  - 前号において確認した相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。
  - 登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合にあつては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。
  - 登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合にあつては、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に對し、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報の提供を求めるこ

三 第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不確知共有者

三 正当な理由がなくて前項の規定による報告をしないとき。

(業務の委託)

第二十二条 農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画の決定その他農林水産省令で定める農地中間管理事業に係る業務を他の者に委託してはならない。

- 2 前項の規定は、第十九条第一項又は第二項の規定による協力の求めには、適用しない。

(不確知共有者の探索の要請)

第二十二条の二 農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画(存続期間が四十年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。次条及び第二十二条の四において同じ。)を定める場合において、第十八条第二項第一号ロに規定する土地のうちに、同条第五項第四号ただし書に規定する土地であつてその二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないもの(以下「共有者不明農用地等」という。)があるときは、関係する農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて確知することができないもの(以下「不確知共有者」という。)の探索を行うよう要請することができる。

(不確知共有者の探索の方法)

第四条 法第二十二条の二第二項の政令で定める方法は、共

有者不明農用地等について共有持分を有する者の氏名又は

名称及び住所又は居所その他の不確知共有者を確知するため必要な情報(以下この条において「不確知共有者関連情報」という。)を取得するため次に掲げる措置をとる方

法とする。

一 当該共有者不明農用地等の登記事項証明書の交付を請求すること。

二 当該共有者不明農用地等を現に占有する者その他の当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報を保有すると思料される者であつて農林水産省令で定めるものは、のに対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求めるこ

(委託することができない業務)

第十八条 法第二十二条第一項の農林水産省令で定める農地中間管理事業に係る業務は、次に掲げるものとする。

一 農地中間管理権の取得又は農業経営等の受託の決定

二 法第二条第三項第五号に掲げる業務の実施の決定

三 事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成

(農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借等の解除)

第二十条 農地中間管理機構は、その有する農地中間管理権若しくは経営受託権又はその委託を受けている農作業に係る農用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借、当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて締結されたものとみなされた農作業の委託に係る契約（農地中間管理機構が委託を受けるものに限る。）又は同条第一項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権若しくは経営受託権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは農業の經營の委託の解除をすることができる。

一 相当の期間を経過してもなお当該農用地等の貸付け又は農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。

二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき。

(農用地等の利用状況の報告等)

第二十一条 農地中間管理機構は、第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権の設定等若しくは農作業の委託を受けた農用地等の利用の状況又は当該農用地等に係る農業経営等の状況について報告を求めることができる。

2 農地中間管理機構は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法第六条の二第二項の規定による通知を受けたときは、都道府県知事の承認を受けて、前項に規定する農用地等に係る賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除をすることができる。

一 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。

二 当該農作業を適正に行つていないと認めるとき。

(農用地等の利用状況の報告)

第十七条 法第二十一条第一項の報告は、同条第二項第一号及び第二号の解除をすることができる場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において、書面により求めることができる。

2 農地中間管理機構は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示して行うものとする。

する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する同法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体である農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であること。

二 次に掲げる事業のいずれかを継続的に実施していること。

- イ 利用権の設定等と併せて行う、農用地の区画ごとに作付けする農作物の種類を定めて一定の期間ごとにこれを変更する取組のための農用地の集団化等、耕作に供する農用地の集団化を促進する事業
- ロ 利用権の設定等と併せて行う新たに農業経営を営もうとする者に農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修を行う事業
- ハ 農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る目的をもつて農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し又は交換する事業

## 2

農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村等に対し、その区域に存する農用地等について、前条第一項及び第二項の規定の例により、同条第五項各号のいずれにも該当する農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容がこの項

前段の規定により市町村が提出した農用地利用集積等促進計画の案の内容と一致するものであるときは、同条第三項及び第六項の規定にかかるらず、同条第三項の規定による市町村の意見の聴取及び同条第六項の規定による協議を要しない。

- 3 市町村等は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとする。

- 4 市町村等は、前項の規定により農業委員会の意見を聞いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を、第二項前段の規定により提出する農用地利用集積等促進計画の案に添付するものとする。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかるらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

する法律第十五条の二第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。) 当該指定市町村の長 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係する農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

8

前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて第一項の権利が設定され、又は移転する。

9

第七項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農作業の委託に係る契約が締結されたものとみなす。

10

農地中間管理機構は、この節で定めるところにより農地中間管理権（第二条第五項第一号に係るものに限る。）を有する農用地等の貸付けを行う場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百九十四条第二項又は第六百十二条第一項の規定にかかわらず、貸主又は賃貸人の承諾を得ることを要しない。

11 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を示して農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容がこの項前段の規定による要請の内容と一致するものであるときは、第三項の規定にかかわらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

12 農地中間管理機構は、前項の規定による要請があつたときは、当該要請の内容を勘案して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。

(通知等の方法)  
第十五条 法第十八条第七項の規定による通知は、同条第一項の認可をした年月日を記載した通知書に同条第七項の規定による公告をしようとする農用地利用集積等促進計画を添付してするものとする。

2

第十三条の規定は、法第十八条第七項の規定による公告について準用する。

(計画案の提出等の協力)

第十九条 農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、市町村又は農用地の利用の促進を行う者であつて農林水産省令で定める基準に適合するものとして市町村が指定するもの（以下この条において「市町村等」という。）に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。

(農用地の利用の促進を行う者の基準)

第十六条 法第十九条第一項の農林水産省令で定める基準に適合する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正

権（その存続期間が四十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られないば足りる。

五 第二項第二号ロに規定する土地ごとに、同号イに規定する者（同号ハに規定する者がある場合には、その者及び同号イに規定する者）の同意が得られていること。

六 第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が次のイ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合には、当該土地ごとに、それぞれ当該イ又はロに定める要件を備えること。

イ 農用地であつて、当該土地に係る第一項の権利の設定又は移転の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するもの 同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

ロ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の土地であつて、当該土地に係る第一項の権利の設定又は移転の内容が同法第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当するもの（イに掲げる土地を除く。）同条第四項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

都道府県知事は、第一項の認可をしようとする場合において、その申請に係る農用地利用集積等促進計画に定められた土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当するときは、当該農用地利用集積等促進計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。ただし、農地中間管理機構が、第三項の規定による市町村の意見の聴取において、あわせて、次の各号に掲げる土地のいずれかに該当する第一号ロ又は第二号ロに規定する土地がそれぞれ前項第六号イ又はロに定める要件に該当することについて意見を聞き、その聴取した意見を第四項の書類に記載して都道府県知事に提出したときは、この限りでない。

一 前項第六号イに掲げる土地（農地法第四条第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。） 当該指定

市町村の長  
二 前項第六号ロに掲げる土地（農業振興地域の整備に関

都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る農用地利用集積等促進計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、その認可をしなければならない。

一 農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること。

二 第二項第二号イに規定する者が、賃借権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件の全て（農地所有適格法人及び次号に規定する者にあっては、イに掲げる要件）を備えることとなること。（ただし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けるとき、その他政令で定める場合には、この限りではない。）

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

三 第二項第二号イに規定する者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

四 第二項第一号ロに規定する土地ごとに、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全て（当該土地が農作業の委託を受ける土地である場合には、農作業の委託を行ふ者に限る。）の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について賃借権、使用貸借による権利又は経営受託

（賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合）  
第三条 法第十八条第五項第二号ただし書の政令で定める場合は、前条に規定する場合とする。

- 3
- ハ 口に規定する土地について現に農地中間管理機構から賃借権、使用貸借による権利若しくは經營受託権の設定又は農作業の委託を受けている者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所
- 二 イに規定する者が賃借権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては借賃及びその支払の方法、当該権利が經營受託権である場合にあっては農地中間管理機構に帰属する損益の算定基準及び決済の方法
- ホ イに規定する者が農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価並びにその支払の相手方及び方法
- ヘ イに規定する者が第二十一条第二項各号のいずれかに該当する場合に賃貸借、使用貸借又は農業經營等の委託の解除をする旨の条件
- ト その他農林水産省令で定める事項

農地中間管理機構は、農用地集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、その長。以下同じ。）の意見を聴くとともに、前項第一号口又は第二号口に規定する土地が地域計画の区域内の土地であるときにはその定めとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときには利害関係人の意見を聴かなければならない。

4 農地中間管理機構は、第一項の認可の申請をしようとするときは、前項の規定により聴取した意見を記載した書類

号に掲げる事業を除く。）を行う法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合  
八 農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）第一条第五号、第七号又は第八号に掲げる法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合

（意見聴取の方法）  
第十三条 法第十八条第三項の規定による利害関係人からの意見の聴取は、口頭、書面又はインターネットを利用する方法その他の方法により行うものとする。

においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるとき限り、第七号又は第八号に掲げる場合にあってはその者が賃借権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができると認められることとなるとき有限る。)とする。

一 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人

が、対象土地を農用地以外の土地として利用するため賃

借権の設定等を受ける場合

二 市町村、農業協同組合 一般社団法人(市町村が社員

となつてゐるものでその有する議決権(その社員のうち

に農業協同組合が含まれてゐる場合には、当該農業協同

組合の有する議決権を含む。)の数が議決権の総数の過

半を占めるものに限る。)又は一般財団法人(市町村が

基本財産の拠出者となつてゐるものでその拠出した基本

財産(その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含

まれてゐる場合には、当該農業協同組合の拠出した基本

財産を含む。)の額が基本財産の総額の過半を占めるも

のに限る。)のうち、賃借権の設定等又は所有権の移転

と併せて行う新たに農業經營を営もうとする者に農業の

技術又は経営方法を実地に習得させるための研修を行つ

事業を継続的に実施してゐるもののが、当該事業を実施す

るために対象土地について賃借権の設定等を受ける場合

三 農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農

業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業を実施

するために対象土地について賃借権、使用貸借による権

利又は経営受託権の設定を受ける場合

四 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第

二条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。)が

、当該農地所有適格法人に対象土地について賃借権の設

定等を行うため賃借権の設定等を受ける場合

五 農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号の事業

を行う農事組合法人(農地所有適格法人であるものを除く

。)が、対象土地を農用地以外の土地として当該農事組

合法人が行う事業に供するため賃借権の設定等を受ける

場合

六 生産森林組合(森林組合法)(昭和五十三年法律第三十

六号)第九十三条第二項第二号に掲げる事業を行うもの

に限る。)が、対象土地を農用地以外の土地として同号

に掲げる事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合

七 土地改良法第二条第二項各号に掲げる事業(同項第六

## 二 済の相手方及び方法

二 農地中間管理機構がイに規定する者から農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価及びその支払の方法

### 二 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項

イ 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者の氏名又は名称及び住所

ロ イに規定する者が賃借権の設定等（その者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。第五項第二号において同じ。）、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。同項第三号において同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者）

第二条 法第十八条第二項第一号ロの政令で定める者は、次に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合であつて、同項第二号ロに規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときは、その法人が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときにつきに限り）において賃借権の設定等を受ける者とする。

一 地方公共団体が、対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため賃借権の設定等を受ける場合

二 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二条第二項第一号に規定する法人が、対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合

三 農地法施行令第二条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が、対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合

四 その他農林水産省令で定める場合

（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者）

第十四条 農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第四号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第五号又は第六号に掲げる場合であつて、法第十八条第二項第二号ロに規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにつきにあってはその者が賃借権の設定等を受けた後

農用地利用集積等促進計画においては、当該農用地利用集積等促進計画に従つて行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。

一 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項

イ 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行う者の氏名又は名称及び住所

ロ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ハ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては借貸並びにその支払の相手方及び方法、当該権利が経営受託権である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決

- (1) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (2) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- ロ 賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ハ 賃借権の設定等を受ける者が法第十八条第一項第二号ロに規定する者である場合 次に掲げる要件
- (1) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行ふと見込まれること。
- (3) その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- 七 借借権の設定等を受ける土地が法第十八条第五項第六号口に掲げる土地に該当する場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第三十四条第一項に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に掲げる図面
- 八 その他の参考となるべき書類
- 3 前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用集積等促進計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。
- 一 現に農地中間管理機構から賃借権、使用貸借による権利又は經營受託権の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等（以下この号において「対象農用地等」という。）について再度賃借権、使用貸借による権利又は經營受託権の設定を行おうとする場合（その者が賃借権の設定等を受ける農用地等が対象農用地等のみである場合に限る。）（その者に係る前項第一号（口を除く。）に掲げる書類
- 二 法第十八条第七項の規定による公告があつた他の農用地利用集積等促進計画（当該農地中間管理機構が定めたものに限る。）の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行おうとする場合であつてその者に係る前項第二号又は第五号に掲げる書類の内容に変更がないとき 当該書類
- 三 法第十八条第三項若しくは第十九条第三項の規定により意見を聽かれ又は法第十八条第十一項の規定により農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請した農業委員会が、賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人であると認めた場合 その者に係る前項第一号口、第三号及び第四号に掲げる書類
- 四 前号に規定する農業委員会が、イからハまでに掲げる区分に応じ、賃借権の設定等を受ける者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第三項の農業を担う者に限る。以下この号において同じ。）がそれぞれ当該イからハまでに定める要件を備えることとなると認めた場合 その者に係る前項第一号（口を除く。）及び第二号に掲げる書類
- イ 賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人及び法第十八条第二項第二号口に規定する者以外の者である場合 次に掲げる要件

ハ 貸借権の設定等を受ける者が個人である場合には、その者のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

二 貸借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

ホ 貸借権の設定等を受ける者が法第十八条第二項第二号に規定する者（農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他同号の政令で定める者を除く。次条第四号において同じ。）である場合には、

次に掲げる事項

(1) 地域の農業における他の農業者との役割分担の計画

(2) その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

ヘ その他参考となるべき事項

二 貸借権の設定等を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を除く。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し

三 貸借権の設定等を受ける者のうちに農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社であるものに限る。）が含まれる場合には、その組員名簿又は株主名簿の写し

四 貸借権の設定等を受ける者のうちに承認会社を構成員とする農地所有適格法人が含まれる場合には、その構成員が承認会社であることと証する書類及びその構成員の株主名簿の写し

五 貸借権の設定等を受ける者のうちに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二条第二項第三号に規定する法人が含まれる場合には、その法人が農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第十六条第二項の要件を満たしていることを証する書類

六 貸借権の設定等を受ける土地が法第十八条第五項第六号イに掲げる土地に該当する場合には、農地法施行規則第五十七条の五に掲げる事項を記載した書類及び同規則第五十七条の四第二項に掲げる書類

(3) の有する議決権

農地所有適格法人の構成員からその農地所有適格法人に対して権利を設定し、又は移転した農用地の面積

(4) 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積

(5) 農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業（農地法第二条第三項第一号に規定する農業をいう。）（8）及び（9）において同じ。）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

(6) 農地法第二条第三項第二号ヘに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員がその農地所有適格法人に委託している農作業（同号ヘに規定する農作業をいう。）の内容

(7) 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（第五号において「承認会社」という。）が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

(8) 農地所有適格法人の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。）（9）において同じ。）のうち、その農地所有適格法人の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

(9) 農地所有適格法人の理事等又は使用人（農地法第二条第三項第四号に規定する使用人をいう。以下（9）において同じ。）のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

### 第三節 農地中間管理事業の実施

#### (農地中間管理事業の実施)

第十七条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の趣旨の普及を図るとともに、農用地等について借受け又は農業経営等の受託を希望する者の意向を広域的な見地から把握した上で、地域との調和に配慮しつつ、農地中間管理事業を行うものとする。

2 農地中間管理機構は、地域計画の区域において、農地中間管理事業を重点的に行うものとする。

#### (農用地利用集積等促進計画)

第十八条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業（第二条第三項第一号から第四号までに掲げる業務に係るものに限る。）の実施により、農地中間管理権若しくは経営受託権の設定若しくは移転（次項第一号において「農地中間管理権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定若しくは移転（以下「賃借権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、農地法その他の法令の規定により農地中間管理機構が農地中間管理権又は経営受託権を取得する場合には、この限りでない。

#### (農用地利用集積等促進計画の作成等)

第十二条 農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積等促進計画を定めようとするときは、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを旨として、当該農用地利用集積等促進計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。

2 農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積等促進計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用集積等促進計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第一百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受ける場合にあつては、へに掲げる事項）を記載した書類

イ 賃借権の設定等を受ける者についての次に掲げる事項

- (1) その者が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農用地等の利用の状況
  - (2) その者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況
- ロ 賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項
- (1) 農地所有適格法人が現に行っている事業の種類及び売上高並びに賃借権の設定等を受けた後における事業計画
  - (2) 農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びそ

(事業の休廃止)

第十四条 農地中間管理機構は、都道府県知事の認可を受けなければ、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

- 2 都道府県知事が前項の規定により農地中間管理事業の全部の廃止を認可したときは、当該農地中間管理機構に係る指定は、その効力を失う。
- 3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(指定の取消し)

第十五条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 農地中間管理事業を適正かつ確実に行なうことができないと認められるとき。
- 二 不正な手段により指定を受けたとき。
- 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

- 2 都道府県知事は、第八条第一項の認可を受けた農地中間管理事業規程によらないで農地中間管理事業を行つたとき。
- 四 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

- 第十六条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、都道府県知事がその取消し後に新たに農地中間管理機構の指定をしたときは、取消しに係る農地中間管理機構は、その農地中間管理事業の全部を、新たに指定を受けた農地中間管理機構に引き継がなければならない。  
前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により指定を取り消した場合における農地中間管理事業に関する所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的

(事業の休廃止の認可の申請)

第十一條 農地中間管理機構は、法第十四条第一項の規定により農地中間管理事業の全部又は一部の休止又は廃止の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする農地中間管理事業の内容
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

<p>(監督命令)</p> <p>第十三条 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構に対し、農地中間管理事業に關し監督上必要な命令をすることができる。</p>	<p>(財務及び会計に關し必要な事項の農林水産省令への委任)</p> <p>第十二条 この節に定めるもののほか、農地中間管理機構が農地中間管理事業を行う場合における農地中間管理機構の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。</p>	
	<p>2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ農地中間管理機構において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 農地中間管理機構は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から十年間保存しなければならない。</p> <p>一 第一項第一号イからヘまで及び同項第二号に掲げる事項 二 第一項第一号トに掲げる事項 当該業務に要した費用の回収が終了した日 三 第一項第三号に掲げる事項 当該委託契約が終了した日</p>	<p>二 イに規定する者が農作業の委託を受けた場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価並びにその支払の相手方及び方法</p> <p>ホ 借貸の受領、農業経営の委託に係る決済又は農作業の委託に係る対価の支払をした場合にあっては、その年月日及びその額</p> <p>三 農地中間管理事業に係る業務の委託 委託契約ごとの次に掲げる事項</p> <p>イ 委託した者の氏名又は名称及び住所</p> <p>ロ 委託した業務の内容</p> <p>ハ 委託に要した費用を支払った場合にあっては、その年月日及びその額</p>

二 地番、地目及び面積

- ハ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等を受けた場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては借貸並びにその支払の相手方及び方法、当該権利が經營受託権である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法
- 二 農地中間管理機構がイに規定する者から農作業の委託を受けた場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価及びその支払の方法
- 二 農地中間管理権若しくは經營受託権の存続期間若しくは残存期間若しくは農作業に係る受託の期間が満了した場合（当該期間を更新した場合を除く。）又は法第二十条の規定による契約の解除をした場合にあっては、その年月日及びその額
- ト 法第二条第三項第五号に掲げる業務を行った場合にあっては、当該業務を行った期間、当該業務の内容、当該業務に要した費用を支払った場合にあっては、その年月日及びその額並びに当該業務に要した費用を農地中間管理事業の実施によって得た収入により回収をした場合にあっては、当該費用の額から当該回収をした額を控除した額
- 二 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項
- イ 賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ロ イに規定する者が賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた土地の所在、地番、地目及び面積
- ハ イに規定する者が賃借権の設定等を受けた場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては借貸及びその支払の方法、当該権利が經營受託権である場合にあっては農地中間管理機構に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

2 前項の事業計画においては、その事業年度における農地中間管理事業の目標その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 農地中間管理機構は、第一項の認可を受けたときは、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第六条第二項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

2 法第九条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二条第三項各号に掲げる業務の実施に関する計画

二 農地中間管理事業に係る業務の一部を委託しようとするときは、委託しようとする者の氏名又は名称及び住所

、委託しようとする業務の内容、委託の期間その他必要な事項

三 その他必要な事項

3 前項第二号の委託しようとする者が法人である場合には、第一項の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 委託しようとする法人の定款又は寄附行為
- 二 委託しようとする法人（登記がされている法人に限る。）の登記事項証明書

（事業計画書等の変更の認可の申請）

第九条 農地中間管理機構は、法第九条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による事業計画の変更の認可の申請について準用する。

（事業計画書等の変更の認可の申請）

第十一条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業について、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（帳簿の記載）

第十二条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、当該事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（区分経理）

第十一条 法第十一條の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項
- イ 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行つた者の氏名又は名称及び住所
- ロ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受けた土地の所在、

（帳簿の備付け等）

第十一条 法第十一條の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項
- イ 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行つた者の氏名又は名称及び住所
- ロ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受けた土地の所在、

地域計画（第十七条第二項及び第十八条第三項において単に「地域計画」という。）の達成に資することその他地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付け又は農業經營等の委託の相手方の選定及びその変更を行うこと。

口 その貸付け又は農業の經營の委託に係る農用地等についての権利の存続期間又は残存期間に関する基準、当該権利が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法、当該権利が經營受託権である場合における農地中間管理機構に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他農林水産省令で定める事項を適正に定め、これに基づき、農用地等の貸付け又は農業經營等の委託を行うこと。

ハ 農用地等の貸付けに当たって、農林水産省令で定めることにより、あらかじめ、当該農用地等の貸付けの相手方に対し、土地改良法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

五 前項第四号に掲げる事項が、農用地等の貸付け又は農業經營等の委託が確実に行われると見込まれる場合に実施することを内容とするものであること。

六 前項第六号に掲げる事項が、その業務を適正かつ確實に実施することができると認められる者に委託することを内容とするものであること。

七 特定の者に対し不适当に差別的な取扱いをするものでないこと。

農地中間管理機構は、第一項の認可を受けたときは、そ

4 の農地中間管理事業規程を公表しなければならない。  
5 都道府県知事は、第一項の認可をした農地中間管理事業規程が農地中間管理事業の的確な実施上不適当となつたと認めるときは、農地中間管理機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）  
第九条 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び收支予算書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（事業計画等の認可の申請）

第八条 農地中間管理機構は、法第九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び收支予算書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

農地中間管理権の取得又は農業經營等の受託に関する協議を積極的に申し入れるほか農用地等の所有者からの申出に応じて当該協議を行い、その他の区域については農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合に農用地等の所有者と当該協議を行うこと。

口 その取得する権利の存続期間又は残存期間に関する基準、当該権利が賃借権である場合における借貸の算定基準及び支払の方法、当該権利が農業の經營の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利（以下「經營受託権」という。）である場合における農業の經營の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方針その他農林水産省令で定める事項を適正に定め、これに基づき農地中間管理権の取得又は農業經營等の受託を行うこと。

#### ハ 農地中間管理事業を円滑に推進する観点から、農用地等を現に利用している者の農業經營の現状、当該農業經營に関する意向その他の事情を考慮して農地中間管理権の取得又は農業經營等の受託を行うこと。

#### 二 農地中間管理権の取得に当たって、当該取得した農地の貸付けを円滑に行う観点から、農地法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地について、当該農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者以下この二において「所有者等」という。）が農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずることにより当該農地の貸付けが行われると見込まれる場合に、農地中間管理機構が、所有者等に対し当該措置を講ずることを促すこと。

ホ 農地中間管理権の取得に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

四 前項第三号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 農業經營基盤強化促進法第十九条第一項に規定する

#### （農地中間管理事業規程の認可の申請に係る事項）

第六条 法第八条第三項第三号ロの農林水産省令で定める事項は、農作業の受託に係る契約期間に関する基準並びに対価の算定基準及び支払の方法とする。  
2 法第八条第三項第四号ロの農林水産省令で定める事項は、農作業の受託に係る契約期間に関する基準並びに対価の算定基準及び支払の方法とする。

#### （土地改良事業の説明）

第七条 法第八条第三項第三号ホ及び第四号ハの規定による説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。

、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「農地中間管理事業規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農地中間管理事業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農地中間管理権を取得し、又は農業経営等の委託を受ける農用地等の基準

二 農地中間管理権の取得又は農業経営等の受託の方法  
三 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行い、又は農業経営等の委託を受けている農用地等について農業経営等の委託を行う方法

四 第二条第三項第五号に掲げる業務の実施基準

五 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制に関する事項  
六 農地中間管理事業に係る業務の委託の基準

七 その他農地中間管理事業の実施方法に関する農林水産省令で定める事項

3

都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る農地中間管理事業規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 基本方針に適合し、かつ、農地中間管理事業の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 前項第一号に掲げる事項が、農用地等として利用することが著しく困難であるものを対象に含まないことその他農用地等の形状又は性質に照らして適切と認められるものであり、かつ、農用地等について借受け又は農業経営等の受託を希望する者の意向その他地域の事情を考慮して農地中間管理権を取得し、又は農業経営等の委託を受けることを内容とするものであること。  
三 前項第二号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 農地中間管理事業を効率的かつ効果的に実施する観点から、第十七条第二項に規定する区域については農地中間管理機構が農用地等の所有者（当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下この号において同じ。）に対し

（農地中間管理事業規程の記載事項）

第五条 法第八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十条第一号の相当の期間の基準  
二 その他農地中間管理事業の実施に関し必要な事項

、その旨を公告しなければならない。

(農地中間管理事業評価委員会の設置)

第六条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

(委員の任命の認可の申請)

第三条 農地中間管理機構は、法第六条第三項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 任命しようとする者の氏名及び略歴
- 二 任命の理由

(役員の選任又は解任の認可の申請)

第七条 農地中間管理機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は次条第一項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。
  - 二 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。
  - 三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。

第八条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の開始前に

## 第二節 農地中間管理機構

### (農地中間管理機構の指定)

第四条 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財團法人（一般社団法人にあつては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財團法人にあつては地方公共団体が基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）であつて、農地中間管理事業に關し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、農地中間管理機構として指定することができる。

一 職員、業務の方針その他の事項についての農地中間管

理事業に係る業務の実施に関する計画が適切なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。

三 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。

四 農地中間管理事業以外の事業を行つてゐる場合には、その事業を行うことによつて農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その他農地中間管理事業を適正かつ確実に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

### (指定の公告等)

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行う事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

2 農地中間管理機構は、その名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは

### (農地中間管理機構の指定の申請)

第一条 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第四条の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 農地中間管理事業の実施に関する計画として組織及び運営に関する事項を記載した書類

四 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書であつて農地中間管理事業に係る事項とそれ以外の事業に係る事項とを区分したもの

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 指定申請者が一般社団法人である場合にはその社員の氏名及び略歴（社員が法人である場合には、その法人の名称）、指定申請者が一般財團法人である場合にはその評議員の氏名及び略歴を記載した書類

七 現行に行つてゐる業務の概要を記載した書類

八 指定の申請に係る意思の決定を証する書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

### (名称等の変更の届出)

第二条 法第五条第二項の規定による届出をしようとする農地中間管理機構は、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一 変更後の名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の所在地

二 変更しようとする日

三 變更の理由

利をいう。

一 貸借権又は使用貸借による権利

二 所有権（農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託（第二十七条第一項において「農地貸付信託」という。）の引受けにより取得するものに限る。）

### 三 農地法第四十一条第一項に規定する利用権

#### 第二章 農地中間管理事業の推進

##### 第一節 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

第三条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

二 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

三 第一号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

イ 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

ロ 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間

管理事業を推進するための施策に関する事項

ハ 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫及び株式会

社農林漁業成長産業化支援機構（第二十三条及び第二十四条において「公庫等」という。）の連携及び協力

に関する事項

四 その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項

3 基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第一項に規定する基本方針に適合す

るとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは基本方針を変更するものとする。

5 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農地中間管理事業の推進に関する基本方針）

第一条 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の十年間につき定めるものとする。

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適當な土地

この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第一十三条第一項の規定による協議をする場合にあっては当該協議が調つたものに限る。）を除く。）を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であつて、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものをいう。

一 農用地等について農地中間管理権を取得すること。

二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第十項において同じ。）を行うこと。

三 農用地等について農業の経営又は農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けること。

四 農業経営等の委託を受けている農用地等について農業経営等の委託（委託の相手方の変更を含む。）を行うこと。

五 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るために業務を行うこと。

六 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）を行うこと。

七 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

この法律において「農地中間管理機構」とは、第四条の規定による指定を受けた者をいう。

この法律において「農地中間管理権」とは、農用地等について、次章第三節で定めるところにより貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する次に掲げる権

○農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律  
第一百一号）

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成二十六  
年政令第四十六号）

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十  
六年農林水産省令第十五号）

目次
第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 農地中間管理事業の推進 第一節 農地中間管理事業の推進に関する基本方針（第三条） 第二節 農地中間管理機構（第四条—第十六条） 第三節 農地中間管理事業の実施（第十七条—第二十二条） 第四節 連携及び協力等（第二十三条—第二十五条） 第三章 雜則（第二十六条—第三十三条） 第四章 罰則（第三十四条） 附則

**第一章 総則**  
**(目的)**  
 第一条 この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とする。

**(定義)**

第二条 この法律において「農用地」とは、農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。第三十二条第二号において同じ。）をいう。

この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地を

**一 農用地**

2 いう。



# 農地中間管理事業便覧（令和6年度版）

令和6年4月発行

公益財団法人岩手県農業公社 農地中間管理部

専用ダイヤル 019-601-8236

公社ホームページ（農地中間管理機構）

<https://www.i-agri.or.jp/farmland-bs/farmland-bs-top/>